

岩手県次期ふるさと振興総合戦略（素案）

～岩手県まち・ひと・しごと創生総合戦略～

岩手県

令和元年 11 月

目次

I	はじめに	1
1	本戦略の位置づけ	1
2	計画の期間	2
3	「いわて県民計画（2019～2028）との関係	2
4	ふるさと振興の推進	2
II	これまでの取組の成果と課題	4
1	岩手で働く	5
2	岩手で育てる	7
3	岩手で暮らす	9
III	ふるさと振興の4本の柱と基本目標（施策推進目標）	13
1	ふるさと振興の4本の柱と基本目標（施策推進目標）	14
2	ふるさと振興を進める分野横断の戦略	22
3	国を挙げて取り組むべきこと	23
IV	ふるさと振興を進める上で重視する視点	29
1	ふるさと振興と一体となったSDGsの推進	29
2	Society5.0の実現に向けた技術の活用	31
3	地域全体を見渡した地域マネジメントの推進	31
V	4本の柱に基づく戦略の展開	32
1	岩手で働く	33
2	岩手で育てる	72
3	岩手で暮らす	82
4	岩手とつながる	152
VI	ふるさと振興を進める分野横断の戦略の展開	172
VII	総合戦略の推進と市町村との協働	183
1	総合戦略の推進	184
2	市町村との協働体制の強化	186
3	多様な主体の参画・協働の推進	186

【参考資料】 SDGsと各戦略の関連について

I はじめに

1 本戦略の位置づけ

- ・ 岩手県の人口は平成9年（1997年）以降減少を続け、令和元年（2019年）は123万人となり、ピークであった昭和60年（1985年）と比べ、14%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、岩手県の人口は今後も減少を続け、2040年には、96万人になることが見込まれ、その後も人口減少は止まらないため、2115年には21万人まで減少すると推計されています。
- ・ しかしながら、この推計は、何ら対策を講じず、現在の出生率や社会減がそのまま継続することを前提としています。
- ・ 平成27年度（2015年度）に策定した「岩手県人口ビジョン」では、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に、「住みにくさ」を「住みやすさ」に、「学びにくさ」を「学びやすさ」に、「働きにくさ」を「働きやすさ」に、「結婚しにくさ」を「結婚しやすさ」に転換していくとともに、岩手への新たな人の流れを生み出す「ふるさと振興」を積極的に展開し、これにより、2040年には100万人程度の人口を確保するものと展望しました。
- ・ この推計では、2115年には80万人程度の定常状態を迎えますが、超長期的には人口増の可能性も視野に入れているものです。
- ・ 平成27年度（2015年度）に策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」は、令和元年度（2019年）までの5年間を計画期間とし、「岩手県人口ビジョン」の人口の展望を踏まえ、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」の3本の柱に基づく10のプロジェクトにより、人口減少対策を総合的に進めてきました。
- ・ これらの取組によって、自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積の促進や、子育てしながら働きやすい環境の整備、人口10万人当たりの病院勤務医師数の増加、地域包括ケアシステム構築に向けた取組、文化・スポーツ分野における本県の才能豊かな人材の国内外で活躍など、多くの成果が挙がっています。
- ・ 一方で、全国的な東京一極集中のすう勢は、むしろ加速しており、本県の社会減ゼロや出生率の向上を達成し、人口減少に歯止めをかけていくためには、ふるさと振興の取組をより一層強化していく必要があります。
- ・ 本戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づき、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して策定するものであり、これまでの総合戦略の成果と課題や「岩手県人口ビジョン」を踏まえ、県民一人ひとりの希望の実現を図るために、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、令和2年度（2020年度）以降の5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標を示すものです。

2 計画の期間

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と合わせ、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

3 「いわて県民計画（2019～2028）」との関係

- ・ 「いわて県民計画（2019～2028）」は、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、県政全般にわたる政策や施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めている計画です。
- ・ これに対し、本戦略は、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定するものであり、県政全般を対象とした「いわて県民計画（2019～2028）」の人口減少対策に関係する分野を推進するための戦略と位置づけています。

4 ふるさと振興の推進

(1) 多様な主体が参画した取組の推進

- ・ 県ではこれまで、東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、県民一丸となり、最優先で取り組んできました。
- ・ 国内外から復興への多く御支援をいただく中で新たなつながりが生まれ、さらに、ボランティアをはじめとした様々な場面で女性の力強い活躍など、復興を進める過程で、多様な主体の参画やつながりが大きく広がってきました。
- ・ 平成27年度（2015年度）からの「岩手県ふるさと振興総合戦略」においては、このような多様な主体の参画やつながりを生かした取組を展開してきました。
- ・ このような取組は、ふるさと振興の中心となるものであり、引き続き、本戦略においても様々な主体との連携を重視して進めていきます。
- ・ 特に、より住民に身近な市町村とは、連携を密にし、県・市町村の総合戦略で掲げる施策が効果的かつ相乗的に発揮されるよう進めていきます。
- ・ また、社会的に弱い立場にある方々が地域や職場、家庭などでつながりが薄れることによって孤立させないようにする社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン¹）の考え方を踏まえながら取組を進めていきます。

(2) SDGs²（持続可能な開発目標）を踏まえた取組の推進

- ・ 経済・社会・環境の様々な課題を統合的に解決し、持続可能な社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の推進につながる取組が、国、自治体、企業等で始まっています。
- ・ このSDGsの考え方や取組は、人口減少に歯止めをかけていくふるさと振興と軌を一に

¹ ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

² SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、2030年までの世界目標。17分野にそれぞれのゴール（目標）を設定。

するものであり、本戦略では、SDGsの理念や17の持続可能な開発目標を踏まえながら、ふるさと振興に取り組み、SDGsの推進につなげていきます。

(3) 先端技術を活用した取組の推進

- ・ I o T³やA I⁴、ビッグデータ⁵、5 G⁶等の科学技術を活用した超スマート社会 Society5.0⁷の実現に向けた技術は、生産性や生活の利便性を飛躍的に高めることが期待されており、少子高齢化・人口減少がより進んでいる地方においてこそ、課題解決の有効な手段になることから、本戦略においては、このような先端技術を様々な取組に積極的に活用し、ふるさと振興を進めていきます。

³ I o T：Internet of Things（モノのインターネット）の略。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

⁴ A I：Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

⁵ ビッグデータ：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

⁶ 5 G：第5世代移動通信システム。別名は第5世代携帯電話など。第4世代携帯電話（4G）あるいは4G LTEの上位に位置づけられる次世代の移動体通信の通信方式の通称。

⁷ Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱される。

II これまでの取組の成果と課題

平成 27 年（2015 年）10 月に策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」においては、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」の 3 本の柱ごとに基本目標と施策推進目標を掲げるとともに、3 本の柱に基づく 10 のプロジェクトにより、人口減少対策を総合的に進めてきました。

【基本目標】

1 岩手で働く

やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。

2 岩手で育てる

社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。

3 岩手で暮らす

医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。

【3本の柱に基づく10のプロジェクト】

1 岩手で働く

- ① 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト
- ② 農林水産業振興プロジェクト
- ③ ふるさと移住・定住促進プロジェクト

2 岩手で育てる

- ① 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト
- ② 子育て支援プロジェクト

3 岩手で暮らす

- ① 魅力あるふるさとづくりプロジェクト
- ② 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト
- ③ 若者・女性の活躍支援プロジェクト
- ④ 保健・医療・福祉充実プロジェクト
- ⑤ ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト

3本の柱ごとの施策推進目標とKPIの平成30年度（2018年度）の達成状況は、次のとおりです。

1 岩手で働く

【施策推進目標】

若者の仕事や移住に関する願いに応え、県外への転出超過を解消する社会減ゼロを目指します。

■人口の社会増減（年間）

《目標値》 H26(2014)：△2,975人→R2(2020)：0人

【施策推進目標の実績値】

■人口の社会増減（年間）

《実績値》 H27(2015)：△4,063人

H28(2016)：△3,708人

H29(2017)：△4,543人

H30(2018)：△5,215人 ※

(参考) 東京圏の転入超過数
(日本人移動者)
H26(2014)：10.9万人
H27(2015)：11.9万人
H28(2016)：11.8万人
H29(2017)：12.0万人
H30(2018)：13.6万人

※ 職権処理修正を含めない。(職権処理を含めた場合、R1実績値 △5,200人)

【KPIの達成状況】

平成30年度（2018年度）目標値に対する達成度は、概ね達成以上の割合が81%となっています。

A（達成）：53指標（69%）

B（概ね達成）：9指標（12%）

C（やや遅れ）：7指標（9%）

D（遅れ）：8指標（10%）

【主な取組内容と成果】

① 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト

- ・ ものづくり産業の振興に取り組み、自動車・半導体関連産業を中心とした産業の集積や地域クラスター⁸の形成、新産業への参入が進み、雇用の創出につながりました。
- ・ 食産業の販路拡大の支援に取り組み、食品製造出荷額が震災前の水準を上回るまでに回復しました。
- ・ 中小企業について、伴走型支援により、経営革新⁹など経営力向上の取組が促進されています。また、被災地においては、被災事業者の事業再開や新たな商店街の構築が進みまし

⁸ 地域クラスター：クラスターは「(ぶどうの)房」などを意味する。県内の中核的企業と地場企業群とのサプライチェーンを構築し、地域経済に好循環をもたらす企業群の形成を促進する岩手県の取組。

⁹ 経営革新：新商品の開発や生産、商品の新たな生産方式や販売方式の導入などによる新たな事業活動。

た。

- ・ 観光産業について、台北・上海定期便の就航等により外国人宿泊者数が震災前を大幅に上回り、過去最多となりました。
- ・ 東アジア地域を中心に、海外展開に意欲的な県内事業者への支援や海外事務所と連携したフェア・商談会の開催等に取り組み、県産品の輸出額が増加傾向となっています。
- ・ 雇用・労働環境について、ものづくり産業の集積などにより求人が増加し、県内の有効求人倍率は1倍台を維持しており雇用情勢は改善しています。

② 農林水産業振興プロジェクト

- ・ 農業における「いわての美味しいお米生産・販売戦略」に基づく取組や、林業における低コスト造林技術の普及・定着の取組、水産業における震災で被災した漁船や養殖施設等の復旧・整備等を進め、生産性・市場性の高い産地づくりが着実に進展しました。
- ・ 安全・安心産地の確立や、農林水産物のブランド化、6次産業化に取り組み、農林水産物に対する消費者の信頼や評価が向上しているほか、農林水産物の輸出が拡大しています。
- ・ 地域の核となる経営体の育成等に取り組み、中核的な経営体が増加しています。
- ・ 「いわてアグリフロンティアスクール¹⁰」、「いわて林業アカデミー¹¹」、「いわて水産アカデミー¹²」を開設し、農林水産業の将来を担う人材の育成が図られました。
- ・ 経営資源（生産基盤）の有効かつ効率的な活用に向けて、水田や林道、漁港施設の整備を着実に進めました。
- ・ 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進に向けて、魅力ある体験・交流メニューの創出、人材育成などの受入体制の強化や、体験型教育旅行の誘致PR等に取り組みました。
- ・ 地域協働による農山漁村の環境保全については、農村環境の保全活動や、施設の長寿命化に取り組み、水田における地域協働等の取組面積割合が上昇しました。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊の設置、捕獲機材・侵入防止柵の設置への支援に取り組み、農作物の被害額は減少傾向になっています。

③ ふるさと移住・定住促進プロジェクト

- ・ 市町村や農林水産業、商工業、不動産業、金融機関などの移住者の受入に関わる団体等を対象とした移住促進シンポジウムの開催や、首都圏における移住イベントの開催、移住体験ツアーの実施、移住に関する各種情報提供や移住相談等の充実に取り組みました。
- ・ 「岩手U・Iターンクラブ¹³」加盟大学の協力を得ながら、学生へのU・Iターン¹⁴に関

¹⁰ いわてアグリフロンティアスクール：国際競争時代に通用する経営感覚と企業家マインドを持った農業経営者等を養成するため、岩手県や岩手大学等の連携により行われる研修制度。

¹¹ いわて林業アカデミー：林業事業体経営の中核を担う現場技術者を養成するため、産学官の協力を得て行われる岩手県による研修制度。

¹² いわて水産アカデミー：漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する岩手県による研修制度。

¹³ 岩手U・Iターンクラブ：全国の大学等の連携強化により、岩手県へのU・Iターン就職を促進するもの。平成30年（2018年）6月に発足した。

¹⁴ U・Iターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

する情報提供や相談対応を行うとともに、県内企業の情報発信や就職情報サイトの活用の支援に取り組みました。

- ・ 移住・定住促進の取組を行うNPO、地域団体等への支援や空き家バンク¹⁵を活用した市町村事業への支援を通じた移住者の受入れ環境の整備等の充実や、県内外からの「いわて復興応援隊」の受け入れによる被災地の復興や地域の活性化等の取組を進めました。
- ・ これらの取組によって、移住・定住者は増加傾向となっています。
- ・ SNS¹⁶による情報発信の強化や、在京コミュニティと連携した交流イベント等の実施、複業を切り口とした地域企業と都市部人材のマッチングによる関係人口創出など、岩手ファン拡大の取組を通じて、岩手県と県内外の様々なつながりが広がってきています。

【評価結果と今後に向けた課題】

- ・ KPIは、概ね達成以上が81%となっているものの、施策推進目標である「社会減ゼロ」については、平成30年(2018年)の実績が△5,215人と社会減が拡大している状況であり、各取組が直ちに目標達成にはつながっていない状況です。
- ・ 社会減の拡大は、若年層を中心に東京圏の転入超過が拡大していることが背景にあることから、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事や岩手への新たな人の流れを創出するための取組を一層強化する必要があります。さらに、人の流れを創出し強化していくためには、岩手の魅力を高め、岩手と関わり、つながる人々を増やしていく必要があります。
- ・ また、東京一極集中の是正には、これらの地方の取組に加え、国による地方重視の経済財政政策など抜本的な対策が必要です。

2 岩手で育てる

【施策推進目標】

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。

■合計特殊出生率

《目標値》 H26(2014):1.44→R1(2019):1.45以上

【施策推進目標の実績値】

■合計特殊出生率

《実績値》 H27(2015):1.49
H28(2016):1.45
H29(2017):1.47
H30(2018):1.41

(参考) 全国の 合計特殊出生率
H26(2014):1.42
H27(2015):1.45
H28(2016):1.44
H29(2017):1.43
H30(2018):1.42

¹⁵ 空き家バンク：移住・定住や住み替え等による地域の活性化の一つの方法として、空き家の有効活用を図るもの。

¹⁶ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人の社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

【KPIの達成状況】

平成30年度（2018年度）目標値に対する達成度は、概ね達成以上の割合が82%となっています。

- A（達成）：6指標（55%）
- B（概ね達成）：3指標（27%）
- C（やや遅れ）：0指標（0%）
- D（遅れ）：2指標（18%）

【主な取組内容と成果】

① 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト

- ・ 市町村等と連携し、新たに「いきいき岩手」結婚サポートセンターを設置・運営し、会員登録によるマッチング支援や、婚活イベント情報の発信を実施したほか、社会全体で結婚を応援する機運醸成、情報発信に取り組み、結婚サポートセンターの会員数の増加や、結婚支援に取り組む市町村の拡大が図られました。
- ・ 県内10か所の「周産期母子医療センター」の運営支援や、「岩手県周産期医療情報ネットワーク¹⁷システム」による市町村と医療機関の機能分担と連携の強化に取り組み、周産期救急搬送体制の強化等が図られました。
- ・ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に対する補助に加え、男性不妊治療に対する補助を創設したほか、不妊治療の課題解決のための協議会の設置や、不妊専門相談センターでの不妊相談、女性健康支援センター（保健所）による相談など総合的な支援に取り組みました。

② 子育て支援プロジェクト

- ・ いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度の取得促進、イクメンハンドブックや子育てマンガの配布等によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発、「いわて子育て応援の店」協賛店舗への登録働きかけなど、子育てしながら働きやすい労働環境の整備に取り組みました。
- ・ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づく、保育所、認定こども園などの多様な保育施設の整備や、小規模保育事業、放課後児童クラブの設置、延長保育、病児・病後児保育等の実施など、待機児童の解消や就労形態の多様化に対応した各種保育サービス等の充実支援に取り組み、保育を必要とする子どもに係る利用定員や放課後児童クラブの設置数の増加が図られました。
- ・ 小児医療体制の強化に向けて、各保健医療圏の中核的な病院が岩手医科大学附属病院の小児科医等の適切な助言を受けながら小児患者の診療を行う、小児医療遠隔支援システムの利活用の促進や、未熟児、小児慢性特定疾病に対する医療費助成に取り組みました。
- ・ 子育て中の家庭が安心して子育てをし、子どもが健やかに成長することができるよう、

¹⁷ 周産期医療情報ネットワーク：県内の産科医療機関をネットワークで結び、妊婦健診情報・分娩情報・新生児情報などの医療情報を複数の医療機関で共有することによって、安全で質の高い医療を提供するもの。

子ども、妊産婦及びひとり親家庭に対する医療費助成を実施し、未就学児、小学生及び妊産婦に係る医療費助成の現物給付化を図りました。

- また、児童手当、児童扶養手当等の支給や母子父子寡婦福祉資金等の貸付けの実施、「いわての学び希望基金」を活用した給付事業の実施など、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。また、警察等の関係機関と連携した児童虐待防止の取組や、「岩手県子どもの生活実態調査」など、子どもの貧困対策の取組を実施しました。

【評価結果と今後に向けた課題】

- KPIは、概ね達成以上が82%となっており、施策推進目標である「合計特殊出生率の向上」については、平成29年(2017年)までは目標値を上回っていたものの、平成30年(2018年)の実績は1.41となっており、推移を注視していく必要があります。
- 今後とも、社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を図るため、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、仕事と生活を両立できる環境づくりを一層推進していく必要があります。

3 岩手で暮らす

【施策推進目標】

岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応えられる豊かなふるさと岩手をつくりあげます。

■国民所得に対する県民所得水準の乖離縮小 一人当たり所得水準(全国=100)

《目標値》 H25(2013):89.3→R1(2019):89.4以上※

※ 総合戦略策定後、国の推計方法の変更や新規統計結果の利用などによって遡及改定されており、策定時はそれぞれ93.3(H25速報値)⇒93.4(H31)であること。

【施策推進目標の実績値】

■国民所得に対する県民所得水準の乖離縮小 一人当たり所得水準(全国=100)

《実績値》 H26(2014):89.6

H27(2015):88.6

H28(2016):88.7

(参考) 一人当たり県民(国民)所得
H25(2013):2,625千円(2,938千円)
H26(2014):2,671千円(2,981千円)
H27(2015):2,722千円(3,071千円)
H28(2016):2,737千円(3,087千円)

【KPIの達成状況】

平成30年度(2018年度)目標値に対する達成度は、概ね達成以上の割合が80%となっています。

A(達成) : 64指標(69%)

B(概ね達成) : 10指標(11%)

C(やや遅れ) : 6指標(6%)

D(遅れ) : 13指標(14%)

【主な取組内容と成果】

① 魅力あるふるさとづくりプロジェクト

- ・ 景観の保全や公共的施設のバリアフリー¹⁸化、情報通信基盤の整備など魅力あるまちづくりに取り組みました。
- ・ ILC¹⁹実現に向けて、東北ILC推進協議会等と連携した政府等への要望活動や、首都圏イベント・県民の理解を促進する講演会等の実施等の機運の醸成、関係自治体との連携を通じた外国人研究者等の受入れ環境整備に取り組み、平成31年（2019年）3月には政府として初めてILC計画への関心が表明されました。
- ・ 第三セクター鉄道²⁰、広域バス路線等の地域公共交通の維持確保や利用促進に取り組み、平成31年（2019年）3月には、三陸鉄道リアス線の一貫運行が開始されたほか、地域公共交通の活性化と持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、「岩手県地域公共交通網形成計画²¹」を策定しました。
- ・ 環境学習の推進や再生可能エネルギーの導入促進等に取り組み、環境保全意識の醸成や再生可能エネルギーによる電力自給率の向上が図られました。

② 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて市町村等を連携して取り組んだほか、世界遺産出前授業、アール・ブリュット²²への関心を高める巡回展の開催等に取り組み、本県の文化芸術の魅力や世界遺産の普遍的価値等を広く県内外に発信しました。
- ・ 広く県民が文化芸術を鑑賞する機会の創出や、地域に根差した文化芸術活動に対する支援や人的ネットワークの形成に取り組みました。
- ・ 平成28年（2016年）の「希望郷いわて国体」、「希望郷いわて大会」や「ラグビーワールドカップ2019」釜石開催について、県や市町村をはじめとした多様な主体の参画により取り組み、成功を収めました。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ²³への活動支援やスポーツ教室の開催など、スポーツを楽しむ多様な機会の創出や、市「いわてスポーツコミッション²⁴」の設立による合宿等の誘致活動に取り組み、交流人口の拡大が図られました。

③ 若者・女性の活躍支援プロジェクト

- ・ 「いわて若者会議」や「いわて若者文化祭」の開催による県内の若者の交流やネットワ

¹⁸ バリアフリー：障がい者や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方。

¹⁹ ILC:International Linear Collider（国際リニアコライダー）の略。全長20～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

²⁰ 第三セクター鉄道：国又は地方公共団体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資により設立した法人が運営する鉄道。

²¹ 地域公共交通網形成計画：国の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて策定する計画で、県全体、各広域振興局の地域特性・現状を整理し、地域公共交通を取り巻く課題を把握した上で、各市町村で実施している公共交通関連事業を支援、まちづくりと連携した持続可能な公共交通体系を構築するためのマスタープラン。

²² アール・ブリュット：生（き）の芸術と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術。

²³ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

²⁴ スポーツコミッション：スポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図る組織。

ークづくりの場の提供、「いわて若者交流ポータルサイト」〔C o . N e x . U s 〕の運営を通じた若者団体のPRや活動情報の発信に取り組みました。

- ・ 若者同士の交流や主体的な活動を発信する場として「いわて若者カフェ」を開設し、若者の交流や主体的な活動の活性化が図られました。
- ・ 女性の活躍の推進を図るため、官民連携組織である「いわて女性の活躍促進連携会議」に、就業促進等の5部会を設置したほか、いわて女性活躍推進員の配置による企業・団体への「いわて女性活躍企業等認定制度²⁵」やイクボス²⁶の普及、経営者や管理職の意識改革を促す研修会の開催等に取り組み、女性の活躍に関する機運醸成や理解の向上が図られました。

④ 保健・医療・福祉充実プロジェクト

- ・ 医師・看護師等に対する修学資金の貸付や介護福祉士等修学資金貸付金等による県内就業者の確保や、看護師、介護福祉士、保育士等の潜在有資格者の復職や多様な人材の新規参入・定着を支援するため、事業所とのマッチング支援や就業に向けた研修や職場体験等の実施に取り組み、人口10万人当たりの病院勤務医師数の増加等が図られました。
- ・ 地域包括ケアシステム²⁷の構築に向けて、先進事例の情報提供やアドバイザーの派遣など、市町村の主体的な取組を支援するとともに、体制づくりや在宅医療、介護における専門的な人材の確保・養成に取り組みました。
- ・ がん予防及びがんの早期発見を促進するための普及啓発活動や、団体・企業等と連携した生活習慣病²⁸予防に取り組みとともに、特定健診受診率及び特定保健指導²⁹実施率の向上を図るため、市町村国保従事者向け研修会の開催など、市町村支援に取り組みました。

⑤ ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト

- ・ 「いわての復興教育³⁰」による実践的な防災教育や、海外研修等によるグローバル人材の育成、少人数教育の推進、地元との連携・協働による特色ある小規模校の運営に取り組みました。
- ・ いわての学び希望基金を活用し、震災で生活基盤を失った児童生徒の就学支援など高等学校等に通う生徒の経済的負担の軽減を図りました。
- ・ 産学官連携による地元企業の魅力向上や県内企業と大学生等との交流機会の創出に取り組み、地元定着の意識向上が図られました。
- ・ 地域課題の解決に向け、産学官連携組織や高等教育機関の地域連携推進組織と連携した

²⁵ いわて女性活躍企業等認定制度：女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を知事が認定し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における女性活躍の一層の促進を図る制度。

²⁶ イクボス：職場で働く部下やスタッフの育児や介護などワーク・ライフ・バランスを考慮し、個人の人生と企業の業績両方を成立させることを目指す上司（経営者や管理職）の総称。

²⁷ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

²⁸ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気。

²⁹ 特定保健指導：特定健康診査の結果におけるリスクの保有状況に応じ、医師、保健師、管理栄養士等による生活習慣改善のために実施する指導。

³⁰ いわての復興教育：東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を1つにして震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。

取組を進めました。

- ものづくり産業や農林水産業、建設業など中核を担う産業人材の育成に取り組みました。
- 地域づくり活動を行っている人材のスキルアップやネットワーク構築を図るため、セミナーや活動事例発表を開催し、地域づくりの担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みました。
- 生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」による学習情報の充実及び地域人材の資質向上に向けた学習機会の充実により、生涯学習リーダー登録者数や生涯学習に関する研修会等への参加者数が順調に増加しています。

【評価結果と今後に向けた課題】

- K P I は、概ね達成以上が 80%となっているものの、施策推進目標である「国民所得に対する県民所得水準のかい離縮小」については、平成 28 年（2016 年）の実績が 88.7 と横ばいであり、各取組が直ちには目標達成につながっていない状況です。
- 所得水準のかい離縮小が進んでいない要因としては、県民所得は年々上昇しているものの、全国との経済成長率の差などにより国民所得の上昇幅の方が大きいことが背景にあることから、「岩手で働く」の取組と連携しながら、自動車・半導体関連産業等の民間投資の更なる喚起や復興需要後を見据えた地域経済の活性化を図るとともに、地域公共交通、医療・福祉等の日常生活の利便性や文化・スポーツ、教育環境等の一層の充実、岩手の優れた自然環境など地域資源を生かした地域振興を図り、岩手に住みたい、働きたい、帰りたいと思える豊かなふるさとづくりを一層推進していく必要があります。
- また、地域経済の活性化には、これらの地方の取組に加え、国全体での取組が不可欠であることから、国による地方重視の経済財政政策など抜本的な対策が必要です。

Ⅲ ふるさと振興の4本の柱と基本目標（施策推進目標）

（本章の構成）

1	ふるさと振興の4本の柱と基本目標（施策推進目標）	14
	【岩手で働く】	
	・ 基本目標① やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す	15
	【岩手で育てる】	
	・ 基本目標② 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す	17
	【岩手で暮らす】	
	・ 基本目標③ 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す	19
	【岩手とつながる】	
	・ 基本目標④ 関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指す	21
2	ふるさと振興を進める分野横断の戦略	22
3	国を挙げて取り組むべきこと	23
	(1) 社会減対策	24
	(2) 自然減対策	27

<ポイント>

- ふるさと振興は、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に変え、人口減少に立ち向かうため、次の4本の柱で取組を進めます。
 - ① やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。
 - ② 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。
 - ③ 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。
 - ④ 関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指します。
- 4本の柱に基づく12の戦略の展開に加え、こうした岩手の地域性や強みを生かした4つの分野横断の戦略を展開していきます。
- 国においては、地方を重視した経済財政政策の実施や人口の社会増減や財政力など、それぞれの地方の実態に応じた支援策を講じることが必要です。また、若者・女性の生きにくさの解消に向けた制度設計や、出産・子育てに関する高いサービスの提供を行うことが強く求められます。

1 ふるさと振興の4本の柱と基本目標（施策推進目標）

様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換するふるさと振興を進めていくための4本の柱と基本目標

(1) 岩手で働く

やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。

(2) 岩手で育てる

社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。

(3) 岩手で暮らす

医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。

(4) 岩手とつながる

関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指します。

人口減少問題は様々な要因によって引き起こされているものであり、その要因の根底にある「住みにくさ」、「学びにくさ」、「働きにくさ」、「結婚しにくさ」などのあらゆる「生きにくさ」を「住みやすさ」、「学びやすさ」、「働きやすさ」、「結婚しやすさ」に転換し、多くの人々が「住みたい、働きたい、帰りたい」と思える岩手を創っていくことが必要です。

本戦略では、岩手県の人口減少の要因となっている若年層の県外転出や出生率の低迷等を克服するため、「①やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す」、「②社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す」、「③医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す」、「④関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指す」を、ふるさと振興の4本の柱の基本目標とし、その実現に向けた具体的な施策推進目標を設定して、ふるさと振興を進めていきます。

(1) 『岩手で働く』

(基本目標①) やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。

<施策推進目標>

若者の仕事や移住に関する願いに応え、県外への転出超過を解消する社会減ゼロを目指します。

■人口の社会増減：△5,215人（2018年）⇒0人（目標年次は国の目標年次に合わせ今後設定）

人口ビジョンの「人口の展望」における推計のとおり、仮に2040年に出生率が人口置換水準の2.07に達し得ても、岩手県からの県外転出が続く限り人口減少に歯止めがかからないことから、社会減ゼロを達成することが必要です。

人口の社会減に歯止めをかけるために、次の施策を展開していきます。

(1)－1 商工業・観光産業振興戦略

若者等の県外転出を食い止めるためには、商工業・観光産業の振興を通じた多様な職種による仕事の創出、雇用の質の向上が重要です。

岩手県では、18～20歳台前半の若者の県外転出が人口の社会減の大きな要因となっています。若者の県外転出の主な理由は、進学と就職ですが、特に注視しなければならないのが就職です。企業等が集積する東京圏においては、多様な職種の求人があり、初任給についての格差も見られる中で、多くの若者が県外に転出しています。

この流れを食い止めるために、県内の産業集積とすそ野の拡大や、若者・女性などへの創業支援の充実、今後さらなる増加が見込まれる外国人観光客の受入態勢の整備・誘客促進等を通じた新たな雇用の創出に取り組みます。

さらに、仕事に相応した賃金や安定した雇用形態、若者がやりがいやプライドを持って働ける職場づくりなど、雇用の質の向上を図っていくことが重要です。

岩手県においては、企業の99.8%が中小企業であり、経営者の高齢化に対応した事業継承や若者の起業マインドの醸成等による経営人材の確保とともに、労働生産性を高めるための技術の高度化や新技術の開発、ICTの利活用等の取組が一層必要となります。

このような取組を推進し、県内のローカル経済の振興を図るとともに、進化のためチャレンジする県内中小企業のやりがいや魅力を若者に発信し、仕事への願いに応えていきます。

(1)－2 農林水産業振興戦略

農山漁村地域における若者等の転出を食い止めるためには、「強い農林水産業」と「活力ある農山漁村」を創造することが必要です。

岩手県の農林水産業は、生産物価格の低迷等により所得が減少するほか、担い手の減少や高齢化が進んでいます。

一方、地域資源を生かした6次産業化の取組は、豊かな大地や豊富な森林資源、世界有数の漁場である三陸の海に恵まれた岩手県において特に重要であり、今後多様な展開が期待されます。

農林水産物の生産性・市場性を高め、6次産業化を推進することなどにより所得・雇用機会を確保・拡大するとともに、グリーン・ツーリズム³¹などの都市農村交流や農山漁村への移住・定住を促進していきます。

(1)－3 ふるさと移住・定住促進戦略

岩手への人の流れを創り出すためには、若者等への移住・定住の支援を行うことが必要です。

都市から農山漁村へ移住するU・Iターンを実現するためには、まず定住先において、やりがいがあり、生活を支える所得が得られる仕事の確保とともに、住居の確保等が必要です。

さらには、定住先での「暮らし」の魅力も大きな誘因となるため、ターゲットを定めて岩手が持つ魅力を強力に発信し、岩手ファンの拡大を図り、岩手での暮らし方や働き方を提案することや、岩手に移住した後も安心して暮らせるよう、一人ひとりに寄り添った岩手ならではの移住施策を推進していきます。

このような取組を通じ、若者をはじめ多くの人々の仕事や移住に関する願いに応え、社会減ゼロを目指すことを、施策推進目標とします。

³¹ グリーン・ツーリズム：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態。

(2) 『岩手で育てる』

(基本目標②) 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。

<施策推進目標>

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。

■合計特殊出生率：1.41（2018年）⇒1.58以上（2024年）

我が国では、雇用の非正規化や所得の低下、未婚化、晩婚化の上昇などが要因となり、出生率が低下し、人口減少につながっていると考えられます。

平成26年（2014年）に国が策定した長期ビジョンでは、若者の希望が実現した場合、出生率が1.8程度まで向上し、その後、人口置換水準である2.07まで出生率が向上するとしており、岩手県においても、国に呼応し出生率の向上を目指していくことが必要です。

人口の自然減を食い止めるために、次の施策を展開していきます。

(2)－1 若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略

出生率の向上を図るためには、職場での待遇改善やワーク・ライフ・バランスを実現し、一人ひとりが働きやすい環境を社会全体で整備するとともに、結婚を希望している人、さらには子どもを生みたいと願っている人を社会全体で支えていくことが必要です。

出生率低迷の原因の一つとして挙げられている未婚化、晩婚化は、国が行った意識調査結果などから、経済的理由や就労環境の悪化などが背景にあると考えられます。

男性の育児休業取得率が低いことや長時間労働など、国の長期ビジョンでも指摘されている「生きにくさ」を解消し、働きやすい就労環境の土台を社会全体で形成していくための取組を進めます。

また、結婚しない理由には、出会いの機会が少ない、適当な相手に巡り会わないということもあり、出会いの場の提供や相手とのマッチングなどを通じた支援等を行い、結婚したいとの希望に応じていきます。

(2)－2 子育て支援戦略

出生率の向上を図るためには、子育て中の家庭を社会全体で支え、子どもを育てやすい環境を築いていくことが必要です。

日本の合計特殊出生率は平成30年（2018年）で1.42となっており、人口置換水準（2.07）を下回る状況が長く続いています。出生率の低迷は、若者や女性の生きにくさが、数字として表れたものと捉えることができ、その原因の一つとして、子育てのしにくさが挙げられます。

国際的な比較において、国民が子どもを育てやすいと感じている国の出生率は高い傾向が見られます。

また、国内においては、少子化対策に積極的に取り組んでいる自治体の出生率に改善傾向が見られるとの分析もあります。

子育て中の親たちや、ボランティア、NPOなどが連携し、地域社会全体で子育て家庭を支援し、子育てのしにくさを解消していきます。

このような取組を通じ、若い世代の就労、出会い・結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指すことを、施策推進目標とします。

(3) 『岩手で暮らす』

(基本目標③) 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。

<施策推進目標>

岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応えられる豊かなふるさと岩手をつくりあげます。

■国民所得に対する県民所得水準の乖離縮小

: 88.7 (2016年) ⇒90.0以上 (2022年)

※指標の元となる県民経済計算年報は、2024年版で2022年の数値であること

医療・福祉や公共交通などの日常生活の利便性や、教育環境等の充実は、地域で人々が豊かで快適に生活するための基礎を形成するものです。

地域の基盤の強化や魅力の向上を図り、その地域で暮らしたいという人々の希望に応えることが、人口減少を食い止めるために必要です。

豊かなふるさと岩手をつくりあげるために、次の施策を展開していきます。

(3)－1 魅力あるふるさとづくり戦略

人々がふるさとで豊かな暮らしを続けるためには、ふるさとの魅力を更に高めていくことが必要です。

このため、景観の保全や情報通信基盤の整備など魅力あるまちづくりや、地域コミュニティの強化、公共交通の利用促進、多様で優れた環境の保全などを通じて豊かなふるさとを実現し、人々の「岩手に住みたい」という願いに応えていきます。

(3)－2 文化スポーツ振興戦略

心豊かで活力ある地域社会を実現するために、文化芸術活動は重要な意義を持っています。世界遺産を含む文化芸術の情報発信の強化や若者の新しい文化芸術への支援、文化芸術に「触れる」機会の増加、伝統文化の保存・継承、文化芸術活動支援ネットワーク形成などの取組を積極的に進めていきます。

また、人々がいきいきと暮らすためには、ライフスタイルに応じてスポーツを楽しむことが必要です。

子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができる環境整備を進めるとともに、ラグビーワールドカップ2019™等のレガシーを生かし、様々なスポーツイベントなどを通じて、内外の人々の交流が広がる地域づくりを進めます。

(3)－3 若者・女性活躍支援戦略

若者の活躍は、今までにない発想や行動を生み出し、それらは岩手、日本の未来を切り拓く

大きな力になることが期待されます。また、女性の活躍を推進するとともに、男女が対等な構成員として参画することにより、誰もが生きやすい社会につながることを期待されます。

若者や女性が活躍できるための支援に取り組み、一人ひとりにとって住みよい、魅力ある地域づくりに取り組んでいきます。

(3)－4 保健・医療・福祉充実戦略

人々がそれぞれの地域で安心して暮らしていくためには、保健・医療・福祉の充実が必要です。

一人ひとりのニーズに応じた医療、福祉・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村の取組を積極的に支援していきます。

また、人々が生涯を通じていきいきと暮らすためには、子どもからお年寄りまで、様々な環境の人々が健康に長生きできるようにすることが必要です。

がんの早期発見や早期治療などの包括的ながん対策や、「いわて減塩・適塩の日」等の脳卒中予防のための取組や、喫緊の課題である本県の自殺死亡率の改善を図る取組を強化していきます。

(3)－5 ふるさとの未来を担う人づくり戦略

ふるさと振興の要は人です。人が岩手を創り、また、岩手が人を創る好循環を生み出します。

このため、岩手の将来を担う子どもたちを育て、岩手をけん引する人材の育成が重要です。

また、人がその土地に住み続けるためには、郷土への愛着や誇りが大切です。

特に、若者のこうした郷土に対する思いを醸成するためには、本県ならではの教育に取り組み、郷土への誇りを育むことが必要です。

東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に生かす復興教育に引き続き取り組み、岩手の復興と地域振興を担い、郷土愛にあふれる人づくりを進めていきます。

このような取組を通じ、岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応え、豊かなふるさと岩手をつくりあげることが、施策推進目標とします。

(4) 『岩手とつながる』

(基本目標④) 関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指します。

<施策推進目標>

岩手に来たい、関わりたい、つながりたいという思いに応え、多様な形で、いつでも、どこでも、誰もが岩手とつながることのできる社会を目指します。

■指標、目標値、目標年次は、検討中

本県では、東日本大震災津波の復興の過程の中で、国内外の多様な主体とのつながりが生まれ、活発な交流が続いています。

多様化する地域課題の解決や地域経済の活性化を図るためには、このような多様な主体とのつながりを生かして、取り組んでいくことが必要です。

多様な形で岩手とつながる社会を実現するために、次の施策を展開していきます。

(4)－1 関係人口拡大戦略

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野の拡大を進めるためには、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を増やしていくことが重要です。

このため、岩手ファンの拡大や、複業を切り口とした都市部人材と地域企業とのマッチング、岩手といつでもつながることができる環境の整備や、様々な主体の参画によるネットワークの形成、ICTを活用した多様な交流の場・機会の創出等の取組を進め、岩手と多様な形で継続的に関わる人々を増やしていきます。

(4)－2 いわてまるごと交流促進戦略

地域の人口減少が進む中で、地域経済の活性化や地域コミュニティを維持していくためには、定住人口の拡大はもとより、地域内外との交流を拡大し、地域に活力をもたらすことが必要です。

このため、観光誘客や、農山漁村の交流体験やグリーン・ツーリズム、岩手の文化やスポーツにおける交流の促進等の取組を通じて、国内外の人々との交流が広がる地域づくりを進めます。

このような取組を通じ、岩手に来たい、関わりたい、つながりたいという思いに応え、多様な形で、いつでも、どこでも、誰もが岩手とつながることのできる社会をつくりあげることが、施策推進目標とします。

2 ふるさと振興を進める分野横断の戦略

岩手は、豊かな自然や広大な県土を有し、産業集積が進展し、新たな交通ネットワークが形成されるなど、岩手でより多くの人々が生活し、働くに足る環境や社会基盤を有しています。

本戦略では、4本の柱に基づく12の戦略の展開に加え、こうした岩手の地域性や強みを生かした4つの分野横断の戦略を展開していきます。

(1) 国際研究・交流拠点地域形成戦略

国際リニアコライダー（ILC）の実現により、世界トップレベルの頭脳や最先端の技術、高度な人材が集積されることから、イノベーションを創出する環境の整備などを進めることにより、知と技術が集積され、また多文化共生の国際研究・交流拠点の実現を目指します。

(2) 北上川流域産業・生活高度化戦略

県央広域振興圏と県南広域振興圏にまたがる北上川流域において自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出が見込まれることを生かし、両振興圏の広域的な連携の更なる促進や、第4次産業革命技術のあらゆる産業分野、生活分野への導入などを通じて、働きやすく、暮らしやすい、21世紀にふさわしい新しい時代を切り拓く先行モデルとなる地域の創造を目指します。

また、本戦略の成果が速やかに他地域に波及していくとともに、広く県民がその生活利便性を享受することによって、県民全体の暮らしが豊かになることを目指します。

(3) 新しい三陸創造戦略

東日本大震災津波からの復興の取組により大きく進展したまちづくりや交通ネットワーク、港湾機能などを生かした地域産業の振興を図るとともに、三陸防災復興プロジェクト2019等を契機として生み出された効果を持続し、三陸地域の多様な魅力を発信して国内外との交流を活発化することにより、岩手県と国内外をつなぐ海側の結節点として持続的に発展する地域の創造を目指します。

(4) 北いわて産業・社会革新戦略

豊かな地域資源と高速道路や新幹線などの高速交通網の進展を生かし、地域の特徴的な産業の振興や、圏域を越えた広域連携による交流人口の拡大、豊富な再生可能エネルギー資源の産業分野・生活分野での利用促進など、県北圏域をはじめとする北いわての持つポテンシャルを最大限に発揮させる地域振興を図るとともに、人口減少と高齢化、環境問題に対応する社会づくりを一体的に推進することで、あらゆる世代がいきいきと暮らし、持続的に発展する先進的な地域の創造を目指します。

3 国を挙げて取り組むべきこと

人口の社会増減は、地域の雇用環境が強く関わっており、国の経済政策や労働政策によるところが大きく、地方だけの取組では十分な改善が困難です。県として、雇用対策や産業振興に努めることはもちろん、国による大胆な政策が不可欠です。

人口の自然増減は、全国においても平成 20 年（2008 年）をピークに増加から減少に転じました。合計特殊出生率は全都道府県で人口置換水準の 2.07 を下回っており、このままの水準で推移した場合、日本の将来人口は、2115 年に 5 千万人程度になるとの推計もあります。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」長期参考推計結果）

また、合計特殊出生率の向上には、就労、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた施策が必要です。このため、地域ならではの出会いの場の提供や地域環境を生かした子育て支援など、地方が自らの特色を生かした施策を実施することはもちろん、就労環境の整備や子育てに関する社会保障の充実など、国において実施すべき政策が非常に重要です。

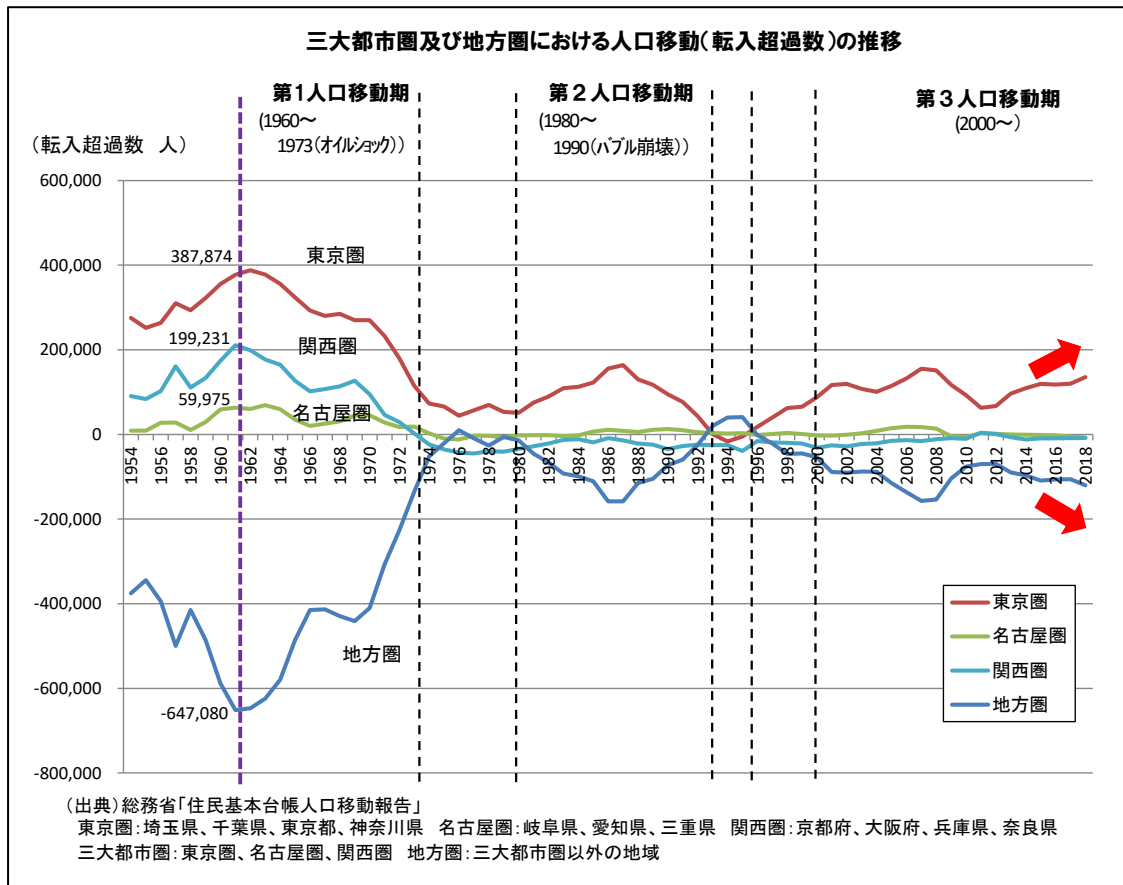
国の経済政策において、首都圏を中心に展開し、その施策効果を地方に波及させるという首都圏先行型の政策は、地方からの人口流出が加速する恐れがあります。地方創生のためには、まずは国において、地方を重視した経済財政政策とともに、地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策を実施することが必要です。

(1) 社会減対策

(国による地方重視の経済財政政策の実施)

人口移動には、これまで3つの波が存在するといわれています。1960年代からオイルショックまでの第1期人口移動期、1990年代からバブル崩壊までの第2期人口移動期、そして2000年代に始まる第3期人口移動期の3つです。(図1)

(図1)

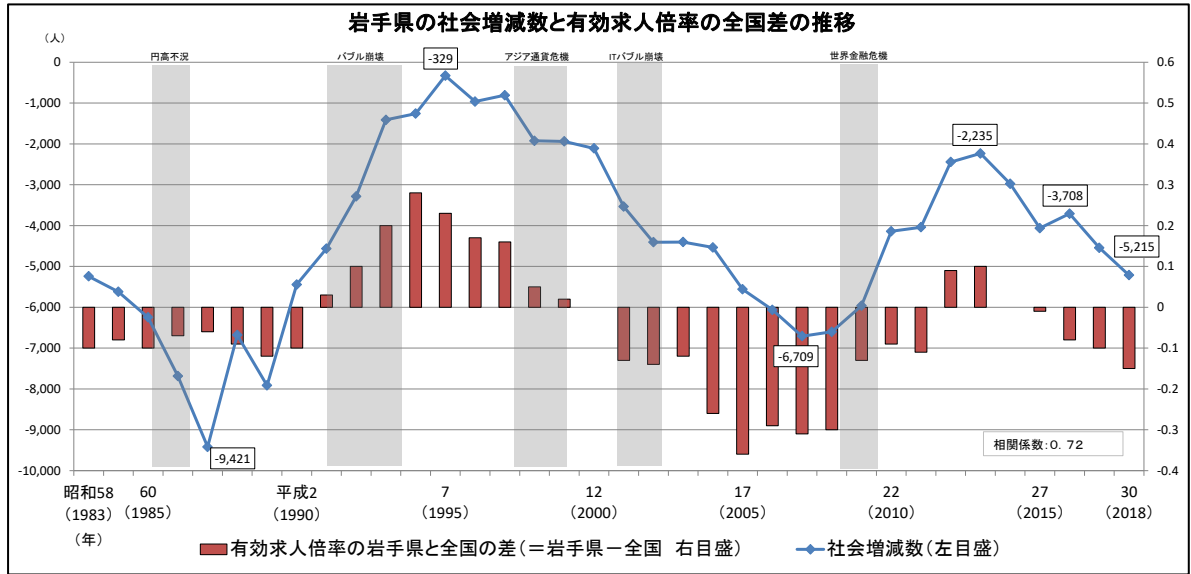


これらの時期は、高度経済成長やバブル経済など、首都圏と地方圏の経済格差が拡大した時期であり、こうした時期に、首都圏への人口移動が加速しています。

一方、人口移動が縮小傾向を見せるのは、国による地方重視の経済対策が実施されてきた時期と重なっており、こうした政策を採用することが地方からの人口流出を抑制する一つの大きな手段となります。

このことは、岩手県の人口の社会増減の推移を見ても明らかであり、国における、地方重視の経済財政政策を実行することが必要です。(図2)

(図2)



(ふるさと振興を支える財源の確保)

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに異なることから、地域の実情に応じ、地方の創意による対策を講じることが重要です。

こうした対策の実施には、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であり、国においては、まち・ひと・しごと創生事業費や地方創生関係交付金等のふるさと振興を推進するための財源の十分な確保、交付金の対象分野や対象経費の制約の大幅な排除とともに、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定、配分とすることが必要です。

(大胆な政府関係機関の地方移転やI L Cなど新たな機関の建設について)

国立社会保障・人口問題研究所が行った調査によると、岩手県をはじめ東北圏の出身者が地元に残る割合は、74.6%と四国、京阪周辺に次いで低く、また、東北圏出身者が東京圏に残る割合は18.4%と、東京圏に隣接する北関東圏(16.2%)や中部圏(15.6%)に比べても、高いことがうかがえます。(図3)

(図3) 「出生地ブロック別にみた現住地ブロックの状況」

出生地	現住地											
	北海道	東北	北関東	東京圏	中部	北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄
北海道	79.4%	1.4%	0.8%	13.4%	0.8%	0.2%	1.5%	1.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.4%
東北	1.3%	74.6%	2.1%	18.4%	1.1%	0.2%	0.7%	0.8%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%
北関東	0.2%	1.1%	79.9%	0.6%	0.1%	0.1%	0.5%	0.6%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%
東京圏	0.5%	1.0%	2.1%	91.2%	1.3%	0.2%	0.9%	1.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.8%
中部	0.3%	0.6%	1.0%	15.6%	77.3%	0.4%	2.8%	1.3%	0.2%	0.3%	0.1%	0.3%
北陸	0.2%	0.2%	0.3%	8.8%	0.8%	80.0%	2.8%	4.8%	0.9%	0.4%	0.2%	0.5%
中京圏	0.1%	0.2%	0.3%	5.0%	1.1%	0.3%	88.2%	2.8%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%
大阪圏	0.1%	0.2%	0.3%	7.0%	0.5%	0.4%	2.2%	81.6%	4.0%	1.5%	0.8%	1.4%
京阪周辺	0.2%	0.1%	0.5%	3.8%	0.5%	0.3%	3.0%	16.2%	73.8%	0.6%	0.4%	0.7%
中国	0.1%	0.2%	0.3%	7.5%	0.4%	0.2%	1.2%	9.4%	0.9%	76.6%	1.0%	2.1%
四国	0.1%	0.2%	0.4%	7.8%	0.5%	0.1%	1.6%	11.7%	1.4%	2.8%	72.1%	1.3%
九州・沖縄	0.2%	0.2%	0.5%	9.8%	0.8%	0.2%	2.7%	6.1%	0.9%	1.8%	0.5%	76.3%
国外	3.3%	3.2%	3.3%	34.1%	6.1%	2.3%	8.6%	19.2%	2.2%	5.5%	1.6%	10.6%
計	4.2%	7.1%	5.5%	29.1%	7.1%	2.4%	9.1%	13.6%	3.0%	5.9%	3.0%	10.0%

2016年 第8回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

国においては、一部の政府関係機関の地方移転が進められているところですが、東京一極集中の抜本的な是正やふるさと振興の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むことが重要です。

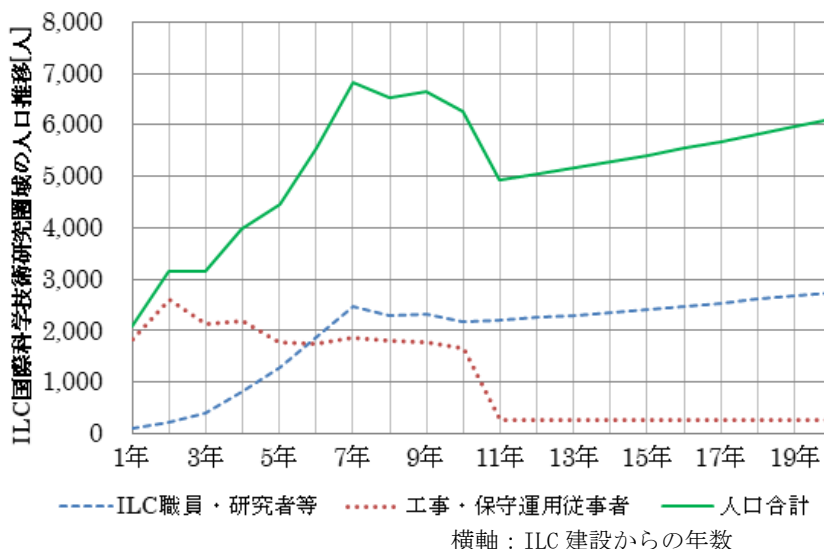
また、日本での建設が最有力とされている国際リニアコライダー（ILC）は、日本が世界に大きく貢献することのできる施設です。東北 ILC 推進協議会の ILC 東北マスタープラン³²によると、ILC の実現により世界中から数千人の研究者等が暮らす国際都市が形成されると想定（図 4）しており、人口減少が進む東北地方において大きな起爆剤となることが期待されています。

このため、県は、国内外の動向に臨機に対応し、また、国等への要望や国民理解の醸成など、関係団体と連携しながら、ILC の実現に向けて取り組んできました。

このような中、平成 31 年（2019 年）3 月、政府は初めて、ILC への関心を表明しました。

現在、国際間において、政府レベル、研究者レベルで関係国が一体となった議論が進められており、国が ILC 日本誘致の方針を早期に決定することを期待します。

（図 4）



（弱者に優しく地方の生活のしにくさを解消する施策）

人口減少が進む地方では、公共交通機関の路線維持や運行回数の確保が困難な場合もあり、このことが、住民の生活のしにくさにつながり、社会減の一因となっているとも考えられます。

また、地方では、都市部に先行して高齢化が進んでいます。高齢者等の移動に支障を感じている人や、居住地周辺に商店街や病院等がないために日常生活に不便を感じている人々が多くいます。地方では、こうした人々に対するきめ細かな対応に努めていますが、今後、人口減少、高齢化の進行により、更なる取組が必要となるものと考えます。

国においては、鉄道やバスなどの生活路線に対する恒久的な支援など、地方における生活の

³² ILC 東北マスタープラン：東北 ILC 推進協議会東北 ILC 準備室が作成した、ILC が実現した際の東北の将来像と実現のためのプロセスを描いた基本指針。

しにくさの解消に向けた取組を更に進めることを期待します。

(2) 自然減対策

(子育てしやすい雇用・労働環境の整備)

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」では、女性の約5割が、出産・育児を理由に退職しており、出産・育児期における就業の継続が課題としています。

また、出生率についても、仕事と家庭の両立が困難な雇用・労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の確保や出生率の向上を図るためには、妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底や、「企業主導型保育事業」の制度の拡充、就業の継続を可能とする短時間正社員制度などの多様な働き方の導入や定着の促進など、国として、仕事と家庭を両立しやすい雇用・労働環境の整備や子育て中の女性の再就職支援の充実が必要です。

(総合的な少子化対策の推進への支援)

少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすことが指摘されており、未婚化、晩婚化や、仕事と生活の両立の困難さなどが要因として考えられています。

そのため、男女の出会いの場の創出、結婚から出産・子育てに至るまで、ライフステージに応じた支援を行っていくことが重要であり、国として、地域が取り組む少子化対策への財政支援の充実を図ることが必要です。

(地域医療再生のための総合的な政策の確立による医師の地域偏在の解消)

平成31年(2019年)2月に示された「医師偏在指標」において、本県の指標の数値(169.3)が全国で最も低くなっています。

また、宮城県を除く東北各県や新潟県なども医師少数県に位置付けられ、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところです。

地域医療の確保に向け、これまでは、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきましたが、医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況となっています。

医師の不足や都道府県間の偏在を根本的に解消し、地域医療の再生を図るためには、国民的な合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法(仮称)」を制定し、実効性のある運用を実現することが必要です。

平成30年(2018年)7月に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」により、医師少数区域における勤務経験を地域医療支援病院など一定の医療機関の管理者要件とする制度などが創設されたところですが、医師少数区域での勤務経験を管理者要件とする病院の対

象範囲の拡大、県境を越えた医師の適正な配置調整や保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付けなど、医師少数都道府県や医師少数区域への医師の派遣調整等に係る支援策の充実を図るとともに、小児科及び産科の相対的医師不足地域等における医師確保を支援するため、小児医療の充実に資する小児医療施設設備整備事業等の拡充や診療報酬の改定など、当該診療科の医師不足の解消につながる施策の充実が必要です。

医師偏在指標による都道府県順位（40～47位）

順位	都道府県	医師偏在指標
40	山形県	189.4
41	秋田県	180.6
42	茨城県	179.3
43	埼玉県	178.7
44	福島県	177.4
45	青森県	172.1
46	新潟県	169.8
47	岩手県	169.3

IV ふるさと振興を進める上で重視する視点

1 ふるさと振興と一体となったSDGsの推進

- ・ 持続的な地域社会を構築していくためには、地域経済、エネルギー、社会保障制度、自然環境などを将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要です。
- ・ 平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間の国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられています。
- ・ SDGs は、上記アジェンダにおける「誰一人として取り残さない」という言葉に象徴されるように、包摂性や多様性を重視しながら経済・社会・環境の課題を統合的に解決し、持続可能な社会の実現を目指すものであり、人口減少に歯止めをかけ、ふるさとを振興していく上で重要な視点です。
- ・ こうしたことから、本戦略においては、戦略の各施策と 17 の持続可能な開発目標等を関連付け、県民をはじめ、市町村、関係団体、企業、NPO など地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ連携・協働しながら取り組んでいきます。
- ・ こうしたふるさと振興の推進、即ち、人口減少に歯止めをかけていくことが、SDGs の持続可能な社会の実現につながるものと考えています。



【参照】持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（国際連合広報センター）

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

【SDGsに掲げる17のゴール】

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	各国内及び各国間の不平等を是正する
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※ 公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES 作成による仮訳をベースに外務省編集

2 Society5.0の実現に向けた技術の活用

- Society5.0とは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」のことで、第5期科学技術基本計画（文部科学省）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。
- これまでの情報社会（Society4.0）では、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障がいなどにより労働や行動範囲に制約がありました。
- Society5.0で実現する社会は、IoTで全ての人とモノがつながり、また、AIにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ビッグデータや5G、ロボット、自動走行などの技術も活用し、様々な課題が克服されます。これらのイノベーション³³を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となります。
- こうした技術の活用は、時間や地域の制約を超え、地方の可能性を広げるものであり、特に、広大な県土を有し、農林水産業や、ものづくり産業、観光産業まで幅広い産業を展開し、人々の暮らしや仕事の現場に広がりがある岩手でこそ、活用や実装の可能性が大きく、真価の発揮が期待されます。
- 本戦略においては、Society5.0の実現に向けた技術を各戦略の取組に積極的に活用し、ふるさと振興を進めていきます。

3 地域全体を見渡した地域マネジメントの推進

- 人口の減少は、各地域における様々な需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。
- こうした中、従来の方法や取組を継続していくだけでは、地域の経済活動や社会生活を持続していくのは困難になることが想定されます。
- こうしたことから、一旦地域に入った所得や資金を域内で循環させ、地域の富や豊かさを生み出し拡大していく地域内経済循環の考え方や、ICTを活用して交通をクラウド化し、運営主体に関わらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念であるMaaSなど、地域全体を見渡し、地域の強み・弱みなどの実情を踏まえながら、選択と集中や効率性の向上を図り、地域全体で効果が最大化するよう取り組んでいく地域マネジメントの視点が重要です。
- 本戦略では、戦略全体を通して地域マネジメントの視点を重視しながら、ふるさと振興を進めていきます。

³³ イノベーション：モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

V 4本の柱に基づく戦略の展開

(本章の構成)

1 「岩手で働く」	
やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す施策	33
1-1 商工業・観光産業振興戦略	34
1-2 農林水産業振興戦略	51
1-3 ふるさと移住・定住促進戦略	68
2 「岩手で育てる」	
社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す施策	72
2-1 若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略	73
2-2 子育て支援戦略	77
3 「岩手で暮らす」	
医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す施策	82
3-1 魅力あるふるさとづくり戦略	83
3-2 文化スポーツ振興戦略	99
3-3 若者・女性活躍支援戦略	110
3-4 保健・医療・福祉充実戦略	114
3-5 ふるさとの未来を担う人づくり戦略	125
4 「岩手とつながる」	
関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指す施策	152
4-1 関係人口拡大戦略	153
4-2 いわてまるごと交流促進戦略	156

※ 各戦略の内容及びKPIは、素案段階のものであり、2月の最終案で変更や追加がある場合があります。

※ 各戦略における新規の施策については、検討中であり、必要に応じて最終案で盛り込みます。

1 岩手で働く

やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す施策

<ポイント>

- 若者を中心とした県外への転出超過に歯止めをかけるため、ものづくり産業や農林水産業の振興による産業全体の底上げを図るとともに、岩手への人の流れを一層促進していくため、移住・定住の取組を推進していきます。

《取組の方向》

- ・ 国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業の振興のため、自動車・半導体関連産業の一層の集積推進、県内各地のものづくり企業の成長支援、新産業への参入促進、県内企業の開発力・技術力強化や生産性の向上、多様なものづくり風土の醸成に取り組めます。
- ・ 食産業・伝統工芸・漆・アパレルなどの地場産業が、環境変化に対応し、持続的に成長していくため、新商品開発や販路開拓、人材育成など経営力・生産性の向上に向けて取り組めます。また、県産品の販路拡大のため、アンテナショップや首都圏等での物産展での情報発信や販売促進に取り組むとともに、関係機関等を連携し、海外展開に意欲のある県内事業者を支援し、県産品のPRや取引の継続・拡大に取り組めます。
- ・ 中小企業の経営力の向上のため、関係機関と緊密に連携しながら、経営革新や、切れ目のない金融支援、事業承継の円滑化、起業者や後継者の育成等について一層の支援に取り組めます。また、商業・サービス業の振興のため、市町村や産業支援機関等と連携を図りながら、商業・サービス業者及び商店街による地域のモデル的な取組への支援に引き続き取り組めます。
- ・ 地域経済に好循環をもたらす総合産業としての観光産業の振興を図り、観光消費の拡大に取り組む必要があることから、「観光で稼ぐ」地域づくりや観光客の多様なニーズに応じた旅行商品造成の促進などを一層強化していくとともに、外国人観光客の更なる誘客促進に取り組めます。
- ・ 若者や女性等の県内就業の促進や県内への移住の促進を図るとともに、働き方改革の推進に向けて関係機関と連携し、あらゆる人がライフスタイルに応じた働き方ができる環境の整備に取り組めます。

〔現状と課題〕

- ・ 本県では、自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進んでおり、産業立地基盤や住環境の更なる整備、人材確保などが求められています。
また、こうした産業集積の基盤を生かしながら、企業間・産学官連携を進め、新産業の創出につなげていくことが必要です。
- ・ 県内の製造業は雇用吸収力が高いものの、全国と比較し、労働生産性が低い状況にあり、企業における Society5.0 の実現に向けた技術の活用等による生産性の向上が必要です。
- ・ 食産業や、伝統工芸、漆、アパレルなどの地場産業は、本県の歴史・文化や豊かな資源、高度な技術等に支えられてきた「岩手ならではの産業」であり、近年、国内外で改めて評価されている一方、認知度の向上や継続的な販路拡大が必要です。
- ・ 少子・高齢化による国内市場の縮小、グローバル経済の進展等を背景に、県内事業者の海外展開意欲が高まってきており、積極的に海外市場に挑んでいくことがますます重要となっています。

- 本県の企業数は 38,737 者であり、このうち中小企業は 38,665 者と全体の 99.8%を占めています。
また、小規模事業者は 33,263 者と全体の 85.9%を占めています。
- 県内企業は、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足などの課題に対し、事業承継や若者の起業マインドの醸成などにより新たな経営人材を育成することが急務となっています。
- 商圈人口の減少や、個店の魅力の低下といった商店街の課題を解決し、地域住民の生活の利便性を高めていく必要があります。
- 高齢化が進む建設業界では、今後 10 年間で建設労働者が大量退職する可能性があり、社会資本の整備や維持管理、災害時の対応の担い手の不足が懸念されています。
- 本県には、「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の 2 つの世界遺産や、「三陸復興国立公園」、「十和田八幡平国立公園」の 2 つの国立公園、さらには、「御所野遺跡」や「三陸ジオパーク³⁴」など、世界に誇れる観光資源が存在しており、これらを生かした総合産業としての観光産業の振興が必要です。
- 宮古・室蘭フェリー航路の開設、いわて花巻空港における台北、上海国際定期便の就航、三陸鉄道「リアス線」の一貫運行、復興道路の整備、港湾の復旧と新たな外貿定期コンテナ航路の開設など、新たな交通ネットワークの構築により、交流人口の拡大が期待されています。
- 外国人宿泊者数は、平成 29 年（2017 年）は過去最高を記録するなど順調に増加していますが、東日本大震災津波の発災前との比較では、伸び率が全国を下回っており、外国人個人旅行者（FIT）の誘客をはじめ更なる取組が必要です。
- 県内の雇用情勢は、求人数の増加と求職者数の減少により、1 倍を超える水準で推移しており、着実に改善しています。また、高卒者の県内就職率が上昇傾向にあるなど地元志向の高まりがみられます。
一方で、県内企業の人材不足が深刻化していることから、若者等の県内就業の更なる促進とともに、効果的な U・I ターン対策が求められます。
- 県内企業の雇用条件や待遇面について、労働時間が長く、賃金水準が低いなどの県外企業との差異により人材が県外に流出していることから、企業の収益力の向上等を支援し、正規雇用の拡大や、県内企業の働き方改革の取組など雇用・労働環境の整備を促進していく必要があります。
- 障がい者一人ひとりの障がいなどに応じた多様な就労の実現に向け、就労の場の確保や支援が求められています。

³⁴ 三陸ジオパーク：岩手県沿岸部全域を含む青森県八戸市から宮城県気仙沼市に至る 3 県 16 市町村で構成される日本最大級のジオパーク（自然の公園）。

〔主な取組内容〕

1 国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業の振興

《関連するSDGsのゴール》



(1) 産業の一層の集積と高度化を通じた、ものづくりのグローバル拠点化の推進

- 自動車関連産業については、展示商談会の開催、設備投資支援、次世代モビリティの研究開発・事業化支援等を通じて、県内における一層の産業集積を図るとともに、岩手の優れたクルマづくり技術のグローバル展開を促進し、地場企業の更なる業容拡大・技術力向上を目指します。
- 半導体関連産業については、地場企業の技術力向上等を支援し、大手誘致企業をはじめとする関連企業との協業・取引拡大につながる取組を推進するとともに、企業と大学との新技術開発に向けた支援を強化する等、世界的に拡大している半導体市場を的確に捉えた取組を推進し、中核産業としての成長力を高めます。
- 本県のものづくり産業をけん引する自動車・半導体関連産業の更なる高度化・高付加価値化に資する企業の誘致に取り組みます。

(2) 地域経済に好循環をもたらす地域クラスターの拡大促進

- 地場企業の技術高度化や新技術開発等の取組を支援し、国内外に一定のシェアを持つ県内各地の中核的企業と地場企業群とのサプライチェーン³⁵の構築につなげ、さらには、形成した地域クラスターの拡大を促進します。
- クラスター相互の技術・人材・情報の交流や事業連携等を促進することにより、新技術・新事業の連鎖的創出等を推進し、持続的な地域経済の発展を目指します。

(3) 企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出

- 医療機器、ロボットなどの新たな産業分野への県内企業の参入を促進するため、企業間連携や産学官連携による関連技術開発、販路開拓等の取組を支援します。
- 航空機、加速器関連などの将来成長が見込める有望な産業については、産業支援機関等と連携し、情報収集や地場企業のニーズ把握等を進めていきます。

(4) 企業の生産性や付加価値の向上に向けた「ものづくり革新」への対応

- 企業の生産性や付加価値の向上に向けて、生産現場におけるカイゼン³⁶、3S³⁷、カラクリ³⁸等の取組を支援します。

³⁵ サプライチェーン：個々の企業の役割分担に関わらず、原料段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。

³⁶ カイゼン：いわゆる「改善」。カイゼンと表記すると、おもに製造業の生産現場で行われている作業の見直し活動のことを指す。

³⁷ 3S：整理・整頓・清掃の頭文字のSをとったもの。製造現場の環境整備や作業効率向上のための実践活動。

³⁸ カラクリ：カイゼン活動のうち、自然の動力等を活用し、多額のコストをかけずに問題解決を行う取組。

- ・ 三次元デジタル技術に加え、I o Tやロボットの活用など、第4次産業革命³⁹への県内企業の対応を促進するため、関連技術の導入、設計・開発、試作・評価、共同研究開発など、試験研究機関等における各種支援機能を強化します。

(5) 企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進

- ・ 企業間連携などを通じて既立地企業の業容拡大を支援するとともに、特に地域の産業経済の中核となる企業については、研究開発や情報処理部門をはじめとする本社機能や関連企業の移転・拡充の促進により、県内における一貫生産体制の構築と地域中核企業の一層の拠点化を進めます。
- ・ 県北・沿岸地域においては、多様な就業の場を確保するための新規誘致や既立地企業の業容拡大に加え、地域全体の産業競争力の強化のため、地場企業を含めた生産性・技術力の向上やA I・I o Tなどの導入を支援しながら、地域産業の高度化に取り組みます。
- ・ 企業立地等の受け皿となる産業立地基盤や、働く人々の受入環境の整備を市町村等と連携して進めます。

(6) 多様なものづくりの風土の醸成

個人がデジタル工作機器等に触れることができる「ファブテラスいわて⁴⁰」の利用拡大等により、ものづくりが身近になることで、独創的なアイデアを製品開発や起業に結び付けられるような多様なものづくり風土の醸成を図ります。

(7) 港湾の利活用の促進

港湾を活用した産業振興を促進するため、関係各市町と連携し、荷主企業等への積極的なポートセールスを展開します。

【KPI】

- 地場企業の自動車・半導体関連取引成約件数〔累計〕：〔2018年実績値 64件〕
- クラスター参入企業における新規取引件数〔累計〕：〔2018年実績値 4件〕
- 医療機器関連取引成約件数〔累計〕：〔2018年実績値 4件〕
- ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等）の付加価値額：〔2017年実績値 471,881百万円〕
- 新規立地・増設件数〔累計〕：〔2018年実績値 24件〕
- ファブテラスいわての利用者数〔累計〕：〔2018年実績値 1,047人〕
- 港湾におけるコンテナ貨物取扱数（実入り）：〔2018年実績値 7,367TEU〕

³⁹ 第4次産業革命：人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

⁴⁰ ファブテラスいわて：レーザー加工機、3Dプリンタ、デジタル刺しゅうミシンを使ったものづくりを体験できるスペース。平成30年（2018年）3月にいわて県民情報交流センターに開設。

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力や生産性の向上 ・ 取引拡大 ・ 産学官金ネットワークの参画 ・ 人材の育成・定着 <p>(教育機関・産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力、経営力の向上支援 ・ 技術開発・取引拡大支援 ・ 産学官金ネットワークの構築・参画 ・ 産学官連携による人材育成 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の産業振興施策の企画・調整 ・ 企業誘致 ・ 産学官金ネットワークの構築・参画 ・ 県等と連携した産業立地基盤の整備や住環境の整備 ・ 県及び関係機関と連携した人材育成・定着支援 ・ 県と連携したポータルサイトの展開
--	---

2 地域資源を生かした魅力ある産業の振興

《関連するSDGsのゴール》



(1) 食産業の新たな事業活動の取組や販路開拓への支援

- ・ 本県の食産業振興の協働体制である「FCP⁴¹岩手ランチ」などの活動を通して、農商工連携や事業者間連携を促進します。
- ・ 岩手県産業創造アドバイザー等の専門家による助言・指導をはじめ、県内外での食の商談会や大手量販店でのフェア開催などを通じて、消費者ニーズを意識した売れる商品づくりから販路開拓まで総合的な支援を行います。
- ・ 本県の食という生活の豊かさをオールいわてで共有する取組を推進し、県内外への食の情報発信に取り組みます。

(2) 水産加工業の商品力向上や販路開拓、生産性向上への支援

沿岸地域の主要産業である水産加工業が抱える原材料の調達や労働力の確保といった課題に対応するため、関係機関と連携しながら相談会等による商品開発、商談会やフェア等による販路開拓、カイゼンによる生産性向上及び人材育成などに、きめ細かに取り組みます。

(3) 伝統工芸産業、漆産業、アパレル産業の経営力向上への支援

- ・ 伝統工芸産業の更なる振興に向けて、令和元年（2019年）11月に本県で開催された「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」の取組も生かし、ライフスタイルの変化を見据えた新商品開発や、展示販売会等を通じた新たな購買層の開拓など事業者の経営力向上を支援します。

⁴¹ FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）：農林水産省が提唱しているもので、食品事業者が主体的に行う「食の安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や、企業業績の向上につなげようとする取組。

- ・ 本県の漆文化・歴史を国内外へ情報発信するとともに、漆の生産拡大をはじめ、漆掻きから漆塗りまで一貫した生産体制の強化により、国内随一の漆関連産業の拠点形成に取り組みます。
- ・ アパレル産業の収益性を向上させるため、縫製技術のレベルアップや新たな販路の開拓等を支援するとともに、国内主要アパレル産地としての認知度の向上により担い手の確保を支援します。

(4) 県産品の販路の拡大への支援

アンテナショップ（東京、大阪、福岡）をはじめ、首都圏等における物産展や展示販売会、復興支援のつながりから生まれた催事等の販売機会の確保に努め、消費者ニーズの把握や効果的な情報発信により販路の拡大を図ります。

(5) 県内事業者の海外展開への支援

- ・ 各支援機関や海外事務所と連携しながら、戦略策定、商談、貿易実務等への一貫した支援や、専門家による個別相談、セミナー等の開催などにより、世界の市場に挑む県内事業者を支援します。

【KPI】

- 国内の食の商談会有望取引件数〔累計〕：〔2018年実績値 541 件〕
- 国内の食の商談会等出展者（水産加工業）数〔累計〕：〔2018年実績値 110 者〕
- 岩手県が実施する物産展・展示販売会等への伝統工芸産業事業者の出展者数（延べ）：〔2018年実績値 155 者〕
- アンテナショップ（東京、大阪、福岡）における県産品販売額：〔2018年実績値 626 百万円〕
- 県産品輸出額（加工食品・工芸品）：〔2018年実績値 660 百万円〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズを捉えた新商品や新サービスの開発、販路の開拓 ・FCPの協働の取組への積極的な参画 ・新たな担い手の確保・育成 ・カイゼン等生産性向上の取組 ・他の生産者、事業者との連携 ・海外市場進出への積極的対応 ・貿易ノウハウの習得・実践 ・海外向け製品の研究・開発 	<p>(いわて海外展開支援コンソーシアム⁴²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援機関相互の情報共有 ・海外展開支援施策の調整、PR、あっせん ・海外展開支援施策の協働実施 (市町村) ・地域内の産業振興施策の企画調整 ・県及び産業支援機関等と連携した支援 ・販売機会の創出、販路開拓の支援、新商品開発等の促進、情報発信 ・FCPの協働の取組への積極的な参画
---	--

⁴² いわて海外展開支援コンソーシアム：海外展開を支援する岩手県内関係機関が連携して企業支援を進めるためのプラットフォーム組織。

<p>(産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品開発、加工技術開発、販路開拓等の支援 F C P の協働の取組への積極的な参画 セミナー等による人材育成 専門家の派遣等によるデザイン開発、新商品開発、経営力向上等に関する支援 大連経済事務所及び雲南事務所の運営及び企業支援 貿易相談への対応、貿易情報の提供等 海外との学術・技術交流 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者の確保、育成等の担い手対策 事業者の海外展開等意欲の喚起 住民等に対する啓発活動
---	---

3 地域経済を支える中小企業の振興

《関連するSDGsのゴール》



(1) 中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進

- 社会経済環境の変化に的確に対応し、新分野への進出や新商品の開発など新たな事業活動に取り組むため、「経営革新計画」の策定段階から、事業実施、目標達成までを一貫して支援します。
- それぞれの事業者が抱える経営課題を解決するため、経営課題解決に向けて継続的にサポートする、伴走型の支援に取り組むための体制を強化します。
- 技術の高度化や新技術開発、情報通信技術（ICT）の利活用、販路開拓、資金調達など企業ニーズに応じた重層的な支援を行います。
- 地域や業界が抱える課題の解決を図るため、中小企業者が相互の連携により共同して行う事業活動を促進します。

(2) 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による事業承継の円滑化に向けた取組の促進

- 中小企業者が行う事業承継に向けた準備を早期かつ計画的に進めるため、商工会、商工会議所などの商工指導団体が、金融機関等と連携して実施する事業承継診断や、経営者との対話・相談を促進します。
- 中小企業者における親族や従業員等への事業承継を円滑に進めるため、商工会、商工会議所が中小企業者に密着し、事業承継計画の策定から事業承継後のフォローアップまで実施する継続的な取組を支援します。

また、後継候補者がいない中小企業者に対しては、岩手県事業引継ぎ支援センター⁴³等の関係機関とのネットワークによる相談対応や事業引受希望者とのマッチングなどの取組を促進します。

(3) 若者をはじめとする起業者や後継者の育成による経営人材の確保

- ・ 若者の起業マインドの醸成や、後継者の経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体等と連携して行います。
- ・ 創業支援の取組を促進するため、「産業競争力強化法」に基づく市町村の取組や、産業支援機関等で組織する「いわて起業家サポーターネットワーク会議⁴⁴」の活動等を通じ、支援体制を強化します。
- ・ 創業計画の策定段階から創業した後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関と連携して地域経済の中核を担う人材を育成するための施策を展開します。

(4) 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援

- ・ 中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。
- ・ 県内経済の活性化に資するため、支援機関等で構成する岩手県中小企業支援等連絡会議（いわて企業支援ネットワーク）の活動等を通じて、参加機関相互の連携体制を構築します。

(5) 市町村や商店街をはじめとする多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出

- ・ 地域に密着した商業・サービス業者等の持続的発展を図るため、市町村や商工指導団体と連携して、付加価値の高い商品やサービスの創出、生産性の向上の取組を促進します。
- ・ 市町村、商工指導団体、商店街組織等が連携し、商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた取組を促進します。
- ・ 消費者ニーズの多様化へ対応するため、キャッシュレス化やシェアリング・エコノミー⁴⁵などの仕組みの利活用を促進します。

(6) 建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化

- ・ 社会資本の整備や維持管理、災害時の対応を担う地域の建設企業における建設技能労働者の確保に向け、建設業の魅力の発信等に取り組むほか、建設現場における労働環境の改善に向けた意識啓発に取り組み、若者や女性等が働きやすい労働環境の整備を促進します。
- ・ 建設現場における生産性の向上に向け、建設分野への情報通信技術（ICT）の普及・拡大を図ります。

⁴³ 事業引継ぎ支援センター：後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するための機関。

⁴⁴ いわて起業家サポーターネットワーク会議：県内の起業を目指す者に対し、総合的かつ効率的な起業支援を行うことを目的として、創業支援を行っている産業支援機関等相互の情報共有を図るとともに、支援事業の連携を図るため、県が平成17年度（2005年度）から開催している連絡会議。

⁴⁵ シェアリング・エコノミー：モノ・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

【K P I】

- 経営革新計画承認件数〔累計〕：〔2018年実績値 592 件〕
- 事業承継の支援を受けた企業数〔累計〕：〔2018年実績値 948 企業〕
- いわて起業家育成資金の貸付件数〔累計〕：〔2018年実績値 94 件〕
- 商工観光振興資金及び中小企業成長応援資金の貸付件数〔累計〕
：〔2018年実績値 741 件〕
- にぎわいや魅力づくりにつながる活動に取り組む商店街の割合：〔2018年実績値 58.8%〕
- 若者、女性の活躍推進、経営力強化を目的とする講習会の受講者数〔累計〕
：〔2018年実績値 963 人〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新事業展開や経営革新への取組 ・ 計画的な事業承継の実施 ・ 働きやすい環境の整備 ・ 商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた取組 <p>(商工指導団体、産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者の経営力強化や円滑な事業承継などへの伴走型支援 ・ 国、県等との更なる連携による取組 	<p>(金融機関、信用保証協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、商工指導団体等と連携した融資、信用保証、経営指導等 ・ 商店街や中小企業者の経営力向上等を図るための取組への支援 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の特色ある産業の振興 ・ 地域の商店街の振興 ・ 起業・創業支援や設備投資支援
--	--

4 地域経済に好循環をもたらす観光産業の振興

《関連するSDGsのゴール》



(1) 「観光で稼ぐ」地域づくりの推進

- ・ 宿泊、飲食、小売業などの観光事業者をはじめ、関連する事業者への経営指導・支援を通じて、経営力の強化や生産性の向上を図ります。
- ・ 商工、交通、農林水産、文化、スポーツ、環境、教育等の分野に携わる方々や、地域住民等の参画により新たな観光ビジネスの創出を促進します。
- ・ 国立公園などの自然、温泉、公共交通などの交通ネットワーク、商工業施設、農林水産業施設、歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史など

の知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用していきます。

- ・ 地域の伝統産業をはじめとする地域産業の工房や工場などの施設見学や仕事体験、農林水産業の作業体験等の産業観光コンテンツの磨き上げや売込みを行うことにより、地域産業の振興につなげます。
- ・ 地場産品や農林水産物を活用した観光コンテンツの磨き上げや売込みを行うことにより、地域における観光消費の拡大と地場産品の販路拡大につなげます。
- ・ 地域の多彩な農林漁家の生活体験、食文化などの地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化を活用した、観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 若者に人気のあるマンガなどの本県ならではの観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 世界的、全国的なスポーツ大会・合宿、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティを活用した観光コンテンツの磨き上げや、これを生かしたスポーツツーリズム⁴⁶などの売込みを行います。
- ・ 大学をはじめ学術研究機関と連携し、地域資源を生かした観光コンテンツの発掘・磨き上げを行います。
- ・ 観光施設や宿泊施設等のユニバーサルデザイン⁴⁷対応を促進することにより、人にやさしいまちづくりにつなげます。
- ・ 観光事業者と生活環境分野とが連携し、地域住民の生活環境との調和を図りながら、観光産業の振興を促進します。
- ・ 高級志向など多様なニーズに対応する宿泊施設等の受入態勢整備に関する調査・研究を進めます。
- ・ 震災学習を中心とした教育旅行や企業研修等の誘致により、東日本大震災津波と震災からの復興の記憶と教訓を広く後世につなげます。
- ・ 高田松原津波復興祈念公園、東日本大震災津波伝承館⁴⁸、震災遺構⁴⁹、被災体験の語り部、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、沿岸地域の固有のコンテンツを効果的に情報発信し、これらを活用した復興ツーリズムなどの促進を図ります。
- ・ 御所野遺跡をはじめ、工芸品、食文化、スノーコンテンツ、高原牧場、温泉等の観光コンテンツの磨き上げや、これを生かした北東北各県との連携による、広域周遊ルートの構築な

⁴⁶ スポーツツーリズム：プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

⁴⁷ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

⁴⁸ 東日本大震災津波伝承館：「高田松原津波復興祈念公園」の中に再建される道の駅「高田松原」内に、県が整備を進める東日本大震災津波の事実と教訓を世界及び次世代に継承していくための施設。

⁴⁹ 震災遺構：東日本大震災津波により被災した建物などの構造物。

どにより、北いわてへの誘客拡大を図ります。

(2) 質の高い旅行商品の開発・売込み

- ・ 2つの世界遺産や2つの国立公園など、「岩手ならではの」のコンテンツに高品質な「食」、「宿」などを組み合わせた高付加価値型の旅行商品造成を促進します。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 の開催を契機として、三陸鉄道と三陸の食、自然、体験を組み合わせた沿岸縦断型の宿泊旅行商品、震災学習や食などをテーマとした高付加価値型の旅行商品の造成・販売を促進し、「観光で稼ぐ三陸」のモデルを構築します。
- ・ 復興道路整備による道路網、三陸鉄道「リアス線」の一貫運行などによる鉄道網、宮古・室蘭フェリー航路の開設や外航クルーズ船寄港による海路、いわて花巻空港への国際定期便就航による空路など、「陸・海・空 新観光流動」を生かして県内をより広く周遊し、より長く滞在する旅行商品造成を促進します。
- ・ バス、タクシー、レンタカーなどの二次交通ネットワークの充実を図り、より広く周遊する観光を促進します。
- ・ 早朝観光やナイト観光などの滞在型コンテンツの開発・充実により、宿泊を伴う観光を促進します。
- ・ 文化、スポーツなど様々な分野のイベント開催等と連動した「ワンモアステイ」（観光でもう一日、もう一泊）の売込みを促進します。
- ・ 関連産業との連携のもと、食、文化、スポーツ、医療など、観光客の多様なニーズに対応した旅行商品造成を促進します。
- ・ 観光地での閑散期となる季節における観光需要を喚起する旅行商品の開発や売込みを促進します。
- ・ 宿泊施設等のバリアフリー対応の状況などの情報について、（公財）岩手県観光協会と連携して広く発信するとともに、宿泊施設等の受入環境の整備を一層促進し、高齢者や障がい者など誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の充実を図ります。
- ・ 宿泊、飲食、小売業などの観光事業者において、消費性向の高い客層に対する付加価値の高いサービスを提供するために必要なハード・ソフト両面での受入環境の整備を促進します。
- ・ 東北各県や北東北三県との広域連携を更に深めながら、スケールメリットを生かしたプロモーションや観光キャンペーンを展開します。
- ・ 県、市町村、観光事業者、関係団体等と連携した観光キャンペーンなどによる誘客活動や情報発信に取り組みます。
- ・ 情報入手手段として活用が進むSNSを含め、情報通信技術（ICT）を活用した情報発信や誘客活動に取り組みます。
- ・ 産学官が連携し、国内外の学会、各種大会などの大型コンベンション等や、これに伴う沿岸地域へのエクスカーション⁵⁰の誘致に取り組みます。

(3) 外国人観光客の誘客拡大

- ・ 東北広域が連携し、各市場に対応したプロモーションの展開により、外国人観光客の東北

⁵⁰ エクスカーション：会議プログラムの一部として、会議参加者及びその同伴者のために計画された小旅行や遊覧。

全体への誘客を促進します。

- ・ 鉄道、バスを活用した周遊フリーパスの造成支援等により、東北広域二次交通の充実を図ります。
- ・ SNSなどを活用した情報発信により、海外の消費者に直接本県の魅力をPRするとともに、旅行会社へのプロモーションを展開し、東北への誘客拡大を本県への入込み、特に宿泊者数の増加につなげます。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019TMや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、多言語対応やムスリム等の受入環境整備を支援することにより、積極的に外国人観光客を受け入れる宿泊、飲食、小売業などの観光事業者の拡大を図ります。
- ・ 外国人個人旅行者（FIT）の誘客を図るため、無料公衆無線LAN⁵¹、キャッシュレス決済などの情報通信技術（ICT）環境整備や、案内表示の多言語対応、施設のバリアフリー化などの受入環境整備を促進し、受入環境に関する情報を積極的に発信します。
- ・ 消費性向の高い客層に対応した宿泊施設等の受入環境整備を促進するとともに、高付加価値型の旅行商品の造成・販売を促進します。
- ・ 海外市場の顧客ニーズ・満足度やトレンドを把握するため、これらの情報を持つ人材の協力を得て、情報収集力を強化し、旅行商品造成の促進や誘客の拡大を図ります。
- ・ クルーズ船を含む海路を活用した旅行商品造成を促進し、沿岸地域への誘客と消費の拡大を図ります。
- ・ いわて花巻空港への国際定期便・チャーター便を活用した県内全域を広く周遊し、長く滞在する旅行商品造成を促進します。
- ・ いわて花巻空港に国際定期便・チャーター便を就航している航空会社や、同空港への国際定期便等を利用した旅行商品を造成・販売している旅行会社と連携したプロモーションを展開することにより、本県への誘客の拡大と、国際定期便等の利用促進を一体的に進めます。

(4) 売れる観光地をつくる体制の整備促進

- ・ 地域の観光産業を持続的に発展させていくため、マーケットイン⁵²の視点を持ち、地域資源を磨き上げ、観光資源としてその価値を創造し、魅力的な観光地づくりにつなげていく観光産業をけん引する人材の育成を支援します。
- ・ 地方公共団体、観光関連事業者をはじめとする地域の多様な主体が参画し、地場産業の発展や住民生活の向上にもつながる日本版DMO⁵³の整備と、地域資源を生かした売れる観光地づくりに向けた活動を促進します。
- ・ 沿岸地域においては、各種データの収集・分析やマーケティング調査に基づき、地域の幅広い分野が連携して観光地づくりを行う三陸DMOセンターを設置しており、同センターが行う、着地型旅行商品造成を担う人材の育成や、地域資源を生かした観光コンテンツ開発、

⁵¹ 公衆無線 LAN：無線 LAN を利用したインターネットへの接続を提供するサービス。

⁵² マーケットイン：消費者、ユーザーの視点でマーケティング戦略を立て、消費者のニーズや動向に応える商品開発・販売をしようとする経営姿勢、またはそれを実践すること。

⁵³ DMO：Destination Marketing/Management Organization の略。観光地域づくり推進法人。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり等を地域で主体となって行う観光地づくりの推進主体。

これをつないだ観光ルートの構築についての取組を連携して推進します。

- ・ 県や市町村を含め、多様な分野の機関・団体等の参画によるオール岩手の観光推進組織の活動を推進し、観光コーディネーターの配置などによる地域DMO等の観光地づくりの活動への支援や、各地域の観光地づくりの取組をつないだ広域観光ルートの構築、二次交通支援などをはじめとしたシームレスなサービス提供の体制づくりを進めます。
- ・ 平成28年（2016年）に開催した希望郷いわて国体、希望郷いわて大会のレガシーであるおもてなし力を継承し、県民一人ひとりが、日本一のおもてなしの心で観光客を迎え入れる機運の醸成を図ります。
- ・ 宿泊・観光施設等におけるお客様の視点に立ったサービス向上を図るため、ホスピタリティ⁵⁴（おもてなしの心、接客スキルなど）を身に付けた人材の育成を支援します。

(5) 県内港湾やいわて花巻空港の利活用の促進

- ・ 観光振興や地域振興に資するクルーズ船の寄港拡大を図るため、クルーズ船社へのポートセールスを展開します。
- ・ 観光目的、ビジネス目的の両方の空港利用者のニーズを踏まえて、国内線の路線、便数の維持・拡充やダイヤ改善等を航空会社に継続的に働きかけるとともに、旅客数、利用率が伸び悩む冬季を中心に年間を通じた利用促進に取り組みます。
- ・ 海外との定期便就航・チャーター便などの運航拡大に向けて、官民一体となって航空会社や旅行会社へのPRやエアポートセールスを展開します。
- ・ 国際線の利用客の増加に向けて、県民のパスポート取得助成などに取り組みます。
- ・ 空港アクセスの改善など空港利用者の利便性向上に取り組みます。

【KPI】

- 観光消費額単価（日本人・県外・宿泊）〔2018年実績値 26.1千円〕
- 観光消費額単価（外国人・宿泊）〔2018年実績値 53.4千円〕
- 本県観光に対する満足度が極めて高い人の割合（全体）：〔2018年実績値 29.3%〕
- 外国人宿泊者数（延べ人数・全施設）：〔2018年実績値 25.9万人泊〕
- 本県への再来訪意向を持つ人の割合：〔2018年実績値 67.0%〕
- 外国船社が運行するクルーズ船寄港回数：〔2018年実績値 2回〕
- いわて花巻空港の航空旅客数：〔2018年実績値 481千人〕

<多様な主体に期待される取組>

(企業等)	(市町村)
<ul style="list-style-type: none"> ・「観光で稼ぐ」との意識を持った観光地づくり ・分野を超えた、観光ビジネスへの積極的な参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・「観光で稼ぐ」との意識を持った観光地づくり ・日本版DMO整備に向けた取組 ・日本版DMO等と連携した観光地域づく

⁵⁴ ホスピタリティ：思いやり、心からのおもてなし。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり ・震災学習コンテンツの磨き上げ ・質の高い旅行商品の造成 ・国内外からの誘客に向けた情報発信 ・旅行者が快適に過ごすための受入態勢の整備 ・旅行者に満足してもらうための「おもてなし」の実践 ・観光地へのアクセス向上のための二次交通の整備 ・いわて花巻空港の積極的な利用 ・空港アクセス改善の取組 ・事業者間の連携による新たな魅力の創出 ・観光等での県内の道路、港湾及び空港の活用 (教育機関等) ・観光関連産業を担う人材の育成 ・教育旅行や企業研修旅行における県内観光施設の利用 ・いわて花巻空港の積極的な利用 ・留学生など在外外国人を活用した情報発信 ・伝統文化の発信によるコンテンツの提供 ・スポーツツーリズムにかかる連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> りの推進 ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり ・国内外からの誘客に向けた情報発信 ・地域内の二次交通の整備促進 ・広報媒体等による住民への利用促進 ・空港アクセス改善の取組(交通事業者との連携) ・地域ぐるみでの「おもてなし」の推進
--	--

5 ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じた一人ひとりの能力を発揮できる環境づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進

- ・ 高校生や大学生をはじめとする若者や女性の地元定着を図るため「いわてで働こう推進協

議会⁵⁵」を主体として県内就業の拡大を図り、就職に関する地元ファースト、岩手ファーストといった意識改革に取り組みます。

- ・ 学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後も定着できるよう支援します。
- ・ 若者に県内の仕事や企業について関心を持ってもらうため、小中学生向けの企業見学会や職業観を醸成する出前授業に加え、保護者への企業説明会等、県内の産業・企業に関する情報発信を広く展開します。
- ・ ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者や女性の就職活動や職場定着を支援します。
- ・ 若者の早期離職の防止のため、高校生と県内若手社員との交流会や経営者等への若手社員の育成スキル向上のためのセミナーなど、仕事に関する若者の認識と企業での業務内容のミスマッチを解消する取組を進めます。
- ・ 県内企業の深刻な人材不足の対応として、県内外からの人材確保や、企業の採用力強化を図るため、「岩手U・Iターンクラブ」加盟大学等の協力を得ながら、学生へのU・Iターンに関する相談対応や職業紹介を行うとともに、県内企業の情報発信や就職情報サイトの活用を支援します。

また、(公財)ふるさといわて定住財団の就職面接会やU・Iターンフェア等と連携しながら、県内企業の採用活動を支援します。

- ・ 学生等のU・Iターン就職を促進するため、インターンシップ⁵⁶や就職活動等への支援を強化します。
- ・ 本県出身者をはじめとする首都圏等の在住者に対し、訴求力の高い広報媒体を活用して岩手の産業や暮らし・文化等の魅力を発信するとともに、岩手県U・Iターンセンターの機能を拡充して支援体制を強化することにより、本県へのU・Iターン就職や移住・定住を促進します。

(2) 女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援

- ・ 育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。
- ・ 障がい者の態様に応じた多様な訓練を実施し、障がい者の就職を支援します。
- ・ 在職者の技能向上を促進するため、企業ニーズを踏まえた在職者訓練を実施するとともに、職業能力開発に関する情報提供、相談・援助を行います。
- ・ 高度な技能を継承する技能者を育成するため、全国レベルの競技大会への参加やものづくりマイスター制度⁵⁷の活用を促進するとともに、技能検定制度等の職業能力評価制度の普及

⁵⁵ いわてで働こう推進協議会：若者や女性の県内就職及び就業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通じて、岩手県の産業振興と人口減少の歯止めに資するための関係機関で構成する推進組織。

⁵⁶ インターンシップ：生徒が在学期間中に自分の学習内容や進路に関連した就業体験をすること。

⁵⁷ ものづくりマイスター制度：ものづくりに関して優れた技能、経験を有する者を「ものづくりマイスター」として認定・登録する国の制度で、登録された「ものづくりマイスター」が中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、技能の継承や後継者の育成を行うもの。

を促進します。

- ・ 県立職業能力開発施設において、時代の変化や地域社会のニーズに対応した体制整備を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成するとともに、就職を希望する学生の県内就職を促進します。

(3) 安定的な雇用の促進

- ・ 安定的な雇用に向けた企業活動の支援や、農林水産業への新規参入の促進、医療・福祉分野における人材確保など、各分野での安定的な雇用確保の取組を推進します。
- ・ 岩手労働局と連携し、非正規労働者の正社員転換・待遇改善について産業関係団体に要請するとともに、労働契約法の改正に伴う「無期転換ルール⁵⁸」の適正な運用を促します。
- ・ 県が発注する工事請負契約、業務委託契約等について、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、受注者の法令遵守や適正な労働条件の確保を図るための取組を促進します。

(4) 雇用・労働環境の整備の促進

- ・ 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正などの働き方の改善に取り組み、魅力ある職場づくりを進めます。
- ・ 年齢、性別、障がいの有無を問わず、全ての人が働きやすい職場づくりを促進するため、セミナーの開催などを通じて、労働関係法令に関する知識の普及を図ります。
- ・ いわて働き方改革サポートデスクを設置し、企業等からの相談にきめ細かく対応するとともに、助成制度等により、県内各企業等における計画的・自律的な働き方改革の取組を促進します。
- ・ 働き方改革診断ツールや従業員満足度調査等の導入など、企業の自主的な取組を促進する仕組みづくりを進めます。
- ・ ライフステージやライフスタイルに合わせて働き続けることができるよう、短時間勤務や副業など、ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる環境整備を促進します。
- ・ 若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人が持てる能力を最大限に発揮することを可能とするダイバーシティ経営の導入を促します。
- ・ 企業等における健康経営⁵⁹の取組を促進するため、生活習慣改善の機会を提供するなど、働き盛り世代を中心とした健康づくりを支援します。

(5) 子育てと仕事の両立を図る家庭への支援

- ・ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援するほか、地域の子育てニーズに対応した施設整備を促進するなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。

⁵⁸ 無期転換ルール：「改正労働契約法」（平成 25 年（2013 年）4 月 1 日施行）により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

⁵⁹ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること（「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録指標）。

(6) 障がいなどに応じた多様な就労の場の確保や、就労に向けた支援

- ・ 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。
- ・ 第1次産業が盛んである本県の特徴を生かし、関係機関・団体との連携により、農林水産分野における障がい者の就労を促進します。

【KPI】

- U・Iターン就職者数〔累計〕：〔2018年実績値 1,704人〕
- 離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率：〔2017年実績値 76.6%〕
- 障がい者委託訓練の受講者の就職率：〔2018年実績値 86.7%〕
- 高卒者の正社員求人割合：〔2018年実績値 95.9%〕
- 正社員就職・正社員転換数〔累計〕：〔2018年実績値 11,767人〕
- いわて働き方改革推進運動参加事業者数〔累計〕：〔2018年実績値 217事業者〕
- 保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日時点)：〔2019年実績値 31,876人〕
- 農業に取り組んでいる就労継続支援A型事業所の割合：〔2017年実績値 57%〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 安定的な雇用・ 社内教育の充実・ 持続的な働き方改革の取組・ 多様な働き方ができる環境づくり <p>(教育機関・産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高校生の県内就職支援・ U・Iターンの促進・ 離職者等への職業訓練の実施・ 学生に対する労働教育・ 障がいについての理解の促進	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各分野における雇用創出・ 企業への要請、意識啓発・ 離職者等への就業、生活支援・ 人材の確保と若年者の就業支援・ 働き方改革の取組への支援
--	--

1-2 農林水産業振興戦略

《取組の方向》

- ・ 農林水産業の持続的な発展に向け、生産性・市場性が高く、安全・安心で高品質な農林水産物を生産する産地づくりに取り組みます。
- ・ 地域農林水産業の核となる経営体の育成、農林水産業の次代を担う新規就業者の確保・育成、意欲ある女性農林漁業者の活躍支援に取り組みます。
- ・ 効率的で高収益な農林水産業を実現するための技術の開発・導入や、生産基盤の着実な整備等に取り組みます。
- ・ 6次産業化等による特産品の開発や、外国人観光客等のニーズを踏まえた岩手ならではの「食」の充実などに取り組みます。
- ・ 農山漁村の地域コミュニティを支える人材の育成や地域共同活動の促進、農山漁村ビジネスの振興や地域が主体となった都市との交流活動の促進に取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 生産性・市場性の高い産地づくりに向けて、経営規模の拡大などによる農業の生産性の向上、県産木材の安定供給体制の強化、特用林産物の生産振興、資源回復や養殖業の生産性向上などの高度な「つくり育てる漁業」の推進が必要です。
- ・ E P A⁶⁰（経済連携協定）やT P P⁶¹（環太平洋連携協定）等、農林水産分野のグローバル化の流れが一段と加速し、本県の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。
- ・ 農林水産業の就業者の減少と高齢化が進行する中、地域農林水産業の核となる経営体の育成や農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成が必要です。
- ・ 女性農林漁業者の活躍の場が拡大しており、更に女性が活躍しやすい環境づくりやネットワークの構築に取り組む必要があります。
- ・ 6次産業化による販売額は全国的に拡大傾向にあり、生産者の所得向上と雇用創出等を通じた地域の活性化を図るため、取組を更に拡大していく必要があります。
- ・ 県産農林水産物の輸出額は、平成30年（2018年）は約32億円と増加傾向であり、今後も、国外の日本食ブームや国内市場の縮小傾向を見据えながら、海外市場に向け、戦略的に輸出を促進していく必要があります。
- ・ 県産農林水産物は、東京中央卸売市場での取扱量上位の品目が多数あるなど、市場関係者から高い評価を受けていますが、消費者の認知度は高いと言えない状況にあることから、販売店や飲

⁶⁰ E P A: Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

⁶¹ T P P: Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement（環太平洋パートナーシップ協定）の略。モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

食店等と連携した販売促進活動や、復興道路等を活用した高鮮度輸送体制の整備を積極的に進めていく必要があります。

- ・ 地域で育まれた農林水産物の持つストーリーや品質等について戦略的に情報発信するなど、消費者や実需者の評価・信頼の向上を図る必要があります。
- ・ 生産者と消費者の結び付きを更に強化していくとともに、増加する外国人観光客等のニーズに応える「食」の充実などの取組を推進する必要があります。
- ・ 農山漁村において、今後、就業人口の減少や高齢化が一層進行すると見込まれる中、地域住民等との協働による農地、森林、漁場等の保全活動の取組や、地域活動や防災活動などコミュニティを支える取組を更に進めていく必要があります。
- ・ 農山漁村地域の交流人口の更なる拡大のために、積極的な情報発信や受入環境の整備に取り組んでいく必要があります。

〔主な取組内容〕

1 生産性・市場性の高い産地づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 農産物の戦略的な産地形成と生産性の向上

- ・ 水稻については、「金色の風」「銀河のしずく」を核とした県産米全体の評価向上を図りながら、米卸業者や米穀専門店と連携した販売促進活動等による顧客獲得と高値取引の実現に向けた生産に取り組めます。
- ・ 野菜については、水田フル活用や大規模機械の導入による土地利用型野菜の作付拡大や、施設野菜団地の整備等の規模拡大に向けた取組を推進します。
- ・ 果樹については、需要に応じた高収益なりんごやぶどうの新改植及び園地の集積を推進します。
- ・ 花きについては、県立花きセンターを活用した知識や技術の普及に取り組むとともに、需要期の出荷に向けた新改植を進めるほか、花き産地の拡大に向けた取組を推進します。
- ・ 雑穀等の地域特産作物については、生産意欲を喚起する共進会の開催や、生産性の向上に資する機械導入、施設の整備等を支援します。
- ・ 畜産全般については、生産者、団体、畜産関係企業等が一体となって、生産コストの低減や畜産物の高付加価値化等により、地域全体の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進します。

また、飼養規模の拡大に向け、畜舎等の施設整備や生産管理用機械の導入等を支援すると

ともに、繁殖管理システム等情報通信技術（ICT）の導入による労働力の軽減や効率化に取り組めます。

- ・ 酪農については、地域のサポートチームによる活動を通じ、産乳能力の向上や分娩間隔の短縮などの生産性向上に取り組むとともに、哺育育成センター⁶²等の整備・機能強化を推進します。

また、草地・飼料畑の整備を進めるとともに、飼料生産等の省力化に向け、TMRセンター⁶³やコントラクター⁶⁴等の外部支援組織の育成を図り、粗飼料等の生産拡大と広域流通体制の構築に取り組めます。

- ・ 肉用牛については、地域のサポートチームによる活動を通じ、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減などの生産性向上に取り組むとともに、公共牧場におけるキャトルセンター⁶⁵の整備や放牧牛管理に係る情報通信技術（ICT）の導入など機能強化を図ります。

また、令和4年（2022年）の全国和牛能力共進会鹿児島大会での上位入賞に向け、出品牛の育成や機運醸成に取り組めます。

- ・ 養鶏・養豚については、経営安定対策を継続するとともに、家畜衛生対策等の取組を推進します。

(2) 豊富な森林資源を生かした木材産地の形成

- ・ 県産木材の安定的な供給体制の構築に向け、市町村と連携し、森林施業の集約化と林道等の整備を進め、路網と高性能林業機械の組合せによる木材生産の低コスト化を促進します。
- ・ 市場ニーズに応じた品質・性能の確かな製材品等の供給に向け、JAS（日本農林規格）や森林認証等の普及を進め、取得を促進します。
- ・ 木材需給情報の共有や安定取引協定の締結促進等により、素材生産事業者と木材加工事業者等とのマッチングを促進し、県産木材の安定供給体制の構築に取り組めます。
- ・ 安全なしいたけ原木の確保を進めるとともに、生産技術の向上や生産規模の拡大に取り組めます。
- ・ 製炭技術の継承による品質の確保・向上など、岩手木炭のブランド強化の取組を支援します。
- ・ 需要が増大している生漆の生産量拡大に向け、漆苗木の増産や漆林の整備、漆掻き職人の育成等の取組を支援します。

(3) 漁業生産量の回復と水産資源の持続的利用

- ・ 生産能力と意欲ある漁業者が規模拡大と効率化に積極的に取り組めるよう、漁場利用のルールづくりを促進するとともに、地域の生産量を維持・増大するため、漁協自営養殖を促進します。

⁶² 哺育育成センター：飼養管理の効率化や育成成績の向上などを図るため、生後10日前後の哺育時期から子牛を預かり、育成するセンター。

⁶³ TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料（TMR：Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。

⁶⁴ コントラクター：労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

⁶⁵ キャトルセンター：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

また、経験の浅い新規就業者でも高い生産性が得られるよう、地域の模範的な漁業者の経営モデルや作業方法の「見える化」と共有を促進します。

さらに、地域の漁業関係者と企業の相互理解を前提に、養殖生産における企業との連携を促進します。

- ・ 漁業就業者の減少に対応するため、省力化機器の積極的な導入や協業体などの組織化、作業を周年にわたり平準化するための「ワカメの後芯抜き方式」の導入などの取組を促進します。
- ・ 水産資源の持続的利用に向け、クロマグロやミズダコなどの適切な資源管理や、サクラマスなどの新たな水産資源の造成と保護培養を推進します。

また、漁業者に対して、国が示す漁獲可能量を遵守するよう指導するほか、県の地先資源の調査及び解析体制を充実し、資源管理対象魚種を増やすとともに、各魚種の資源量予測精度を向上させ、漁獲可能量による管理手法の導入を目指します。

さらに、漁業者の自主的資源管理を進めるため、漁業共済組合と連携して漁船漁業を中心に資源管理計画への参画を促進し、資源変動のリスクに備えた経営安定化策に取り組みます。

- ・ アワビなどの磯根資源の保護については、漁業取締船の性能強化による取締体制の充実を図るとともに、陸上パトロール回数を増やして、密漁防止対策を強化します。

【KPI】

- 水稲（主食用）オリジナル品種の作付面積：〔2018年実績値 5,240ha〕
- 県産木材生産量：〔2018年実績値 1,514 千m³〕
- 養殖わかめ生産者1人当たりの生産量：〔2016年実績値 18.7トン〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>①農業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性・収益性の向上に向けた指導の実施 ・ 安全・安心・高品質な農産物の生産 (市町村) ・ 地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案 ・ 農業施設の整備等への支援 	<p>②林業 (林業経営体・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マツ林・ナラ林の健全化に資する予防的利用 ・ 県産木材の安定供給体制の構築 (市町村) ・ 森林所有者に対する補助事業等の普及啓発 	<p>③水産業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つくり育てる漁業の実践 ・ 水産資源の適正な管理 (市町村) ・ つくり育てる漁業の推進 ・ 水産資源の適正な管理に関する普及啓発等
--	--	---

2 経営体の育成、新規就業者の確保・育成

《関連するSDGsのゴール》



(1) 地域農林水産業の核となる経営体の育成

(農業)

(ア) 地域農業の中核となる経営体の経営力向上

- ・ 「地域農業マスタープラン」に位置づけられた地域の中心経営体等について、認定農業者への誘導を図るとともに、経営改善の取組を支援します。
- ・ 集落営農組織や法人化等を志向する経営体について、「いわて農業経営相談センター⁶⁶」等と連携し、法人化や経営規模の拡大に向けた取組を支援します。
- ・ 地域農業を先導し、雇用の受け皿となるリーディング経営体⁶⁷の候補について、経営規模の拡大や多角化など、経営発展段階に応じた取組を支援します。
- ・ 意欲のある経営体等について、県立農業大学校（農業研修センター）や「いわてアグリフロンティアスクール」において、経営力向上等のための研修を実施するとともに、現地における課題を踏まえ、更なるスキルアップのための取組を支援します。
- ・ 農業経営を支える雇用人材を安定的に確保するため、就業を希望する高校生やU・Iターン希望者、高齢者、子育て世代など、多様な働き手の確保・育成に向けた取組を推進します。

(イ) 地域農業の中核となる経営体の生産基盤の強化

- ・ ほ場整備事業や、「地域農業マスタープラン」の活用による農地中間管理事業⁶⁸の推進等により、農地の集積・集約化を促進するとともに、経営の規模拡大や効率化、多角化に向けた機械や施設の整備などを推進します。
- ・ 法人化した集落営農組織等について、機械や施設の共有化など経営の効率化に向けた取組を促進します。

(林業)

- ・ 意欲と能力のある林業経営体による森林資源の適切な管理を促進するため、施業の集約化等による林業生産活動の効率化や経営力向上に向けた取組を支援します。

(水産業)

- ・ 地域再生営漁計画に基づく取組の支援により、中核的漁業経営体⁶⁹を育成します。
- ・ 地域において、新規就業者に対し、熟練漁業者が生産技術や経営ノウハウを指導する体制づくりを促進します。

⁶⁶ いわて農業経営相談センター：農業経営の規模拡大や法人化、円滑な経営継承などの農業者の経営課題に農業系団体、商工系団体、税理士や社会保険労務士などの専門家団体と連携して支援する機関。

⁶⁷ リーディング経営体：年間販売額概ね3千万円以上又は年間農業所得概ね1千万円以上を確保する経営体。

⁶⁸ 農地中間管理事業：担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行う仕組み。

⁶⁹ 中核的漁業経営体：年間販売額が1千万円以上の漁業経営体。

(農林水産業共通)

- ・ 情報通信技術（ICT）や高性能機械等の積極的な導入による、作業の省力化・効率化と経営の高度化を促進します。

(2) 農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成

(農業)

- ・ 新規就農者の確保目標数や、就農受入れから定着までの支援内容を明確にした「新規就農者確保・育成アクションプラン」を地域ごとに見直し、その実践を通じて、地域主体の新規就農者確保・育成対策に取り組みます。
- ・ 就農から経営自立までの経営発展段階に応じ、生産技術・経営ノウハウの習得や機械・施設の整備等の取組を支援します。
- ・ 新規就農や企業の農業参入を促進するため、就農相談会の充実を図るとともに、「青年農業者等育成センター⁷⁰」における就農支援情報の提供や、広域振興局等に設置している農業参入窓口などを通じて、生産技術、加工・販売、マーケティング支援等の取組を推進します。
- ・ 県立農業大学校等において、高度な専門知識や技術・経営に関する実践教育により、地域社会の発展を担うリーダーとなる青年農業者を養成します。

(林業)

- ・ 将来的に林業経営体の中核となる現場技術者を養成するため、「いわて林業アカデミー」により、林業へ就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援します。
- ・ （公財）岩手県林業労働対策基金と連携し、林業経営体における就労条件の改善や就業前研修等により、円滑な就業を促進します。

(水産業)

- ・ 「いわて水産アカデミー」により、漁業者に必要な基礎的知識や技術のほか、最新の情報や技術を駆使した効率的な漁業経営手法の習得を支援し、地域漁業をリードする人材を育成します。
- ・ 養殖業の漁協自営や協業化などにより、漁業者見習い（漁業従事者）を周年雇用できる就業環境の整備を促進します。
- ・ 市町村と連携し、住居の確保など新規就業者に対する生活面での支援を行うとともに、漁業や就業に必要な助言・指導等を行う体制の整備などにより、定着率の向上に取り組みます。
- ・ 空き漁場を対象とする漁業権行使や、廃業等により遊休化した漁船や資材の物件情報の収集と提供を行う地域ごとのシステム整備に取り組みます。

(3) 女性農林漁業者の活躍促進

- ・ 女性農林漁業者が、主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、経営計画や就業条件等を家族間で共有する「家族経営協定」の締結を促進します。
- ・ 女性農林漁業者による農山漁村ビジネスの新たな展開や、情報共有・相互研さんのための

⁷⁰ 青年農業者等育成センター：新たに就農しようとする意欲的な青年等を支援するための機関で、岩手県では、（公社）岩手県農業公社が知事の指定を受けている。

ネットワーク構築などの活動を支援します。

- ・産学官連携により、作業の省力化につながり、女性が扱いやすい農業機械等の改良・開発に取り組みます。
- ・「牛飼い女子⁷¹」等の先進的な取組を県内農林水産業の各分野に展開し、女性農林漁業者を育成します。

【KPI】

- リーディング経営体の育成数〔累計〕：〔2018年実績値 77 経営体〕
- 森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営体数：〔2018年実績値ー〕
- 中核的漁業経営体数：〔2018年実績値 450 経営体〕
- 農林水産業における新規就業者数：〔2018年実績値 406 人〕
- 女性農業者の経営参画割合：〔2018年実績値 28.3%〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>①農業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域農業マスタープラン」の見直し促進・実践 ・担い手等の相談窓口の設置 ・担い手の発展段階に応じた経営、生産技術等の指導 ・農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化(市町村) ・「地域農業マスタープラン」の見直しと実践支援 ・担い手等の相談窓口の設置 ・農業経営改善計画等の達成に向けた支援 ・リーディング経営体の育成支援 ・農地中間管理機構の活動支援 	<p>②林業 (林業経営体・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の集約化と森林経営計画の作成 ・新規就業者等の受入態勢の整備 ・経験や技術のレベルに応じた林業技能者の育成 ・造林や間伐等の森林整備の実施(市町村) ・市町村森林整備計画の策定 ・森林経営計画の認定 ・新たな森林経営管理制度による森林の管理 ・担い手の育成支援 ・森林所有者に対する補助事業等の普及啓発 ・造林や間伐等の森林整備の支援 	<p>③水産業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生営漁計画の実行 ・中核的漁業経営体の育成(漁業・養殖業経営の規模拡大) ・地域における後継者の育成、新規就業者の受入態勢整備 ・養殖業の漁協自営、協業化(市町村) ・地域再生営漁計画の実行支援 ・中核的漁業経営体の育成支援 ・地域における新規就業者受入環境整備の推進
--	--	--

⁷¹ 牛飼い女子：肉牛生産と酪農に携わる県内の女性によるグループ。

3 革新的な技術の開発と導入促進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 革新的な技術の開発と導入促進

(農業)

- ・ 大学や民間企業との産学官連携の取組等により、大規模経営に適した無人農機やロボット技術、中山間地域の農業に適した草刈りロボットや簡易自動操舵など、本県農業の実情に即した「スマート農業⁷²」技術の開発と普及を推進します。
また、スマート農業を超える「全自動農業」による更なる生産活動の省力化・効率化の実現に向けた実証研究等に取り組みます。
- ・ 水稻については、直播・疎植等の低コスト栽培技術や自動灌水システム等の導入により省力化を図るとともに、リモートセンシング技術⁷³による品質・食味の高位安定化を推進します。
- ・ 野菜については、生育・気象等のデータを基に、湿度や二酸化炭素等の施設内の環境を最適化する環境制御技術などの開発・普及に取り組み、大幅な収量向上を目指します。
- ・ 野菜や薬草等が持つ機能性成分⁷⁴に着目した商品等の開発支援などによる新たな価値の創出に取り組みます。
- ・ 岩手生物工学研究センター等との共同研究を通じ、実需ニーズに対応した水稻・果樹・花き・雑穀の品種開発に取り組みます。
- ・ ゲノム⁷⁵解析技術などを活用し、産肉能力に優れた全国トップレベルの黒毛和種の種雄牛の早期造成に取り組みます。
- ・ 全国トップレベルの種雄牛の凍結精液を県内供給し、肉用牛産地としての評価向上に取り組みます。
- ・ 肉用牛・酪農の評価向上と飛躍的な生産性の向上に向けて、ICT機器を活用した家畜飼養管理の省力化に取り組みます。

(林業)

- ・ GIS⁷⁶や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した「スマート林業⁷⁷」の取組を進めます。

⁷² スマート農業：情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業。

⁷³ リモートセンシング技術：「物を触らずに調べる」技術。様々な種類があるが、人工衛星に専用の測定器（センサー）を載せ、森林伐採、砂漠化、農作物（水田）の状況など地球を調べる（観測する）ことを衛星リモートセンシングという。

⁷⁴ 機能性成分：高血圧や動脈硬化を予防するなど、健康を保つために効果がある成分。

⁷⁵ ゲノム：遺伝子（gene）と、全てを意味する（-ome）を合わせた造語で、DNAに含まれる遺伝情報全体を指す。

⁷⁶ GIS：地理情報システム（GIS：Geographic Information System）。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

⁷⁷ スマート林業：情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代林業。

- ・ カラマツ⁷⁸種子の着果促進技術の検証やスギ花粉症対策品種の種子増産等により、優良な種苗の安定確保に取り組みます。
- ・ アカマツ⁷⁹C L T⁸⁰等の実用化や、広葉樹資源を活用した木材製品の商品化に向けた技術開発等に取り組みます。
- ・ 効率的な漆苗木の生産方法の確立や、原木しいたけの産地再生に向けた安全・安心な栽培技術の開発等に取り組みます。
- ・ 地域内エコシステム⁸¹の導入など、森林資源の循環利用を促進する木質バイオマス⁸²エネルギー利用の新たな展開に向けた取組を推進します。

(水産業)

- ・ 情報通信技術（ICT）や省力化機器の導入等による、養殖生産の効率化や収益性向上に向けた「スマート水産業⁸³」の取組を推進します。
- ・ サケの初期減耗要因を解明するとともに、回帰率が高くなる種苗生産技術の開発を推進します。
- ・ 養殖生産の効率化・多様化に向け、ワカメやカキ類などの人工種苗を活用した養殖技術の開発を推進します。
- ・ マガキやホタテガイなどの種苗の県内自給率向上に向け、安定的な種苗生産・供給に関する技術開発を推進します。
- ・ ゲノム解析技術等を活用した高水温に強いサケ資源の造成や、市場性の高い新魚種の導入、漁港水域での増養殖技術の開発などによる高度なつくり育てる漁業を推進します。
- ・ 国の調査研究機関と連携した資源評価や漁況予測の精度向上などによる適切な資源管理を推進します。
- ・ 魚種の変化に柔軟に対応できる加工技術の高度化や、ロボット等を活用した加工作業の省力化などによる水産加工業の振興を図ります。

【KPI】

■農林水産業に関する研究開発件数〔累計〕：〔2018年実績値6件〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>①農業 (生産者・団体等) ・生産性・収益性の向上に向けた指導の実施 (市町村)</p>	<p>②林業 (林業経営体・団体等) ・原木しいたけ生産技術の指導 (市町村)</p>	<p>③水産業 (生産者・団体等) ・水産資源の適正な管理 (市町村) ・水産資源の適正な管理に</p>
---	---	--

⁷⁸ カラマツ：マツ科カラマツ属の落葉針葉樹。

⁷⁹ アカマツ：マツ科マツ属の常緑針葉樹。

⁸⁰ C L T：板を並べた層を板の方向が直交するように重ねたパネル。厚みのある面材料として使用される。

⁸¹ 地域内エコシステム：地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み。

⁸² バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。薪炭・稲わら・製材端材などの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。

⁸³ スマート水産業：情報通信技術(ICT)等を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代水産業を指す。

・地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案	・原木しいたけ生産技術指導等への支援	関する普及啓発等
-----------------------	--------------------	----------

4 安定的な生産基盤づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 安全・安心な産地づくりの推進

- ・ 地球温暖化防止や生物多様性保全を図るため、環境への負荷を軽減する生産技術の導入を推進するとともに、農業者、地域住民及び消費者が一体となった、環境保全型農業の取組を推進します。
- ・ 農業生産工程管理（GAP）⁸⁴の取組を推進するため、JA等の関係機関・団体と連携し、指導者の理解促進と指導スキルの向上に取り組むとともに、認証を取得した先進経営体をモデルとした取組手順や改善事例を活用することにより、他の農業者の認証取得を支援します。
- ・ 漁獲から陸揚げ、流通・加工までの一貫した衛生・品質管理を行う「高度衛生品質管理地域づくり」による地域ごとの高度な水産物供給体制の構築を促進します。
- ・ 改正食品衛生法におけるHACCP⁸⁵制度化を受け、水産加工事業者等におけるHACCP導入を促進します。
- ・ 関係機関と連携して、貝毒などの状況を定期的に監視し、その結果を速やかに公表するとともに、貝毒の発生予測や毒値を下げる技術開発を推進します。

(2) 生産基盤の着実な整備

- ・ 生産コストの低減や畑作物等の生産拡大を図るため、水田の大区画化や排水改良、畑地かんがいなど、農業生産基盤の計画的な整備を推進します。
- ・ 水利用の高度化や農作業の負担軽減を図るため、遠隔操作が可能となる給排水システムや地下水位の調整を行う地下水位制御システム等の導入に向けた取組を推進します。
- ・ 農業の生産条件が不利な中山間地域においては、地域のニーズに合わせたきめ細かな基盤整備を推進します。
- ・ 農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進します。
- ・ 農業水利施設の適切な保全管理のため、複式簿記の円滑な導入や統合整備など、施設管理

⁸⁴ 農業生産工程管理（GAP）：食品安全、環境保全、労働安全等を目的とする、栽培準備から出荷・調製まで農産物生産の各段階で農業者が守るべき管理基準とその実践のこと。

⁸⁵ HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

を担う土地改良区の運営基盤強化に向けた取組を推進します。

- ・ 荒廃農地の発生防止・再生利用を図るため、農業委員会等による農地の利用最適化の取組を推進します。
- ・ 森林経営計画等の策定を進め、造林や間伐等の森林整備を通じて、持続的な森林経営を促進します。
- ・ 森林整備や木材生産の効率性を高めるため、林道など路網の計画的な整備を促進します。
- ・ 水産物を安定的に供給するため、機能保全計画に基づく適時適切な補修・更新など、漁港施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る計画的な保全管理を推進します。
- ・ 漁場生産力の向上等を図るため、漁港内の静穏水域等を活用したアワビ・ウニ増殖場の整備などを推進します。
- ・ 漁業生産コストの低減や就労環境の改善を図るため、水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する浮棧橋などの計画的な整備を推進します。

(3) 鳥獣被害や松くい虫⁸⁶・ナラ枯れ⁸⁷被害の防止対策の推進

- ・ 農林水産物に対する野生鳥獣被害を防止するため、猟銃・わなによる有害捕獲や積雪に強い恒久電気さくの設置、情報通信技術（ICT）の活用、地域全体での被害防止活動の取組を推進します。
- ・ 松くい虫被害やナラ枯れ被害の拡大を防ぐため、市町村との連携により、効果的な防除対策を実施するとともに、樹種転換や更新伐などによる伐採木の利用を通じて、病虫害被害を受けにくい健全な森林づくりを促進します。

【KPI】

- 県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数〔累計〕：〔2018年実績値 196 農場〕
- 水田整備面積〔累計〕：〔2018年実績値 14,872ha〕
- 再造林面積：〔2018年実績値 800ha〕
- 漁港施設の長寿命化対策実施施設数〔累計〕：〔2018年実績値ー〕
- 松くい虫による被害量：〔2018年実績値 30 千 m³〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>①農業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心・高品質な農産物の生産 ・ GAP等の取組の推進 ・ 農業生産基盤整備の合意形成支援、地元調整 ・ 小規模な農業生産基盤の 	<p>②林業 (林業経営体・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マツ林・ナラ林の健全化に資する予防的利用 ・ 県産木材の安定供給体制の構築 (市町村) ・ 造林や間伐等の森林整備 	<p>③水産業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生品質管理の高度化 ・ 加工・販売事業者との連携 (市町村) ・ 高度衛生品質管理体制の構築
--	--	---

⁸⁶ 松くい虫：正式名称はマツ材線虫病。マツノマダラカミキリが媒介する線虫が、松へ侵入することにより松を枯らす病気。

⁸⁷ ナラ枯れ：カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌と呼ばれるカビの一種により、ナラ類やシイ・カン類の木を枯らす病気。

<p>整備・長寿命化対策、農業水利施設等の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策の実施 ・有害捕獲、侵入防止柵等の整備 ・荒廃農地等の利用及び利用調整 (市町村) ・農業生産基盤整備の合意形成及び事業化の支援 ・小規模な農業生産基盤の整備・長寿命化対策、農業水利施設等の維持管理 ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施 ・荒廃農地等の調査、利用意向の把握 	<p>の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道の整備、維持管理 ・松くい虫・ナラ枯れ対策に関する意識啓発・被害防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者と加工・販売事業者が連携した取組の推進 ・水産生産基盤の整備、漁港施設の長寿命化対策
---	--	---

5 農林水産物の付加価値向上と販路の拡大

《関連するSDGsのゴール》



(1) 県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進

- ・消費者や量販店、外食産業関係者等のニーズを収集・把握し、産地との共有を図りながら、消費者ニーズに的確に対応した、安全・安心で、品質やおいしさに優れた農林水産物の生産に取り組みます。

また、マーケティングに関するセミナーの開催や商談会への参加誘導等を通じ、経営者等のスキルアップを支援します。

- ・生産者や商工業者等による「地域ぐるみ」の6次産業化を推進するため、県産農林水産物を活用した発信力のある特産品開発や料理メニューの提供を促進するとともに、農商工連携等を深化させ、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーン⁸⁸の構築に向けた取組を促進します。

また、産直等の誘客力と販売力の強化に向け、宿泊施設や飲食店等への食材供給、通信販売・宅配サービスの活用、レストランや体験農園との連携等の多角的な取組を支援します。

⁸⁸ バリューチェーン：（農林水産物の）生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせ、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組。

さらに、「いわて6次産業化支援センター⁸⁹」のアドバイザー等を活用しながら、担い手の掘り起こしや育成に取り組み、6次産業化の裾野の拡大を図ります。

- ・ ゲノム解析技術等の科学技術を活用した品種改良などによる、県産農林水産物の高付加価値化に取り組みます。
- ・ 県産木材の新たな需要を創出し、販路拡大を図るため、CLT製造技術など付加価値の高い製材品の研究開発、木材加工事業者と大手家具メーカー等とのマッチング支援などを進めます。
- ・ 市場流通や系統販売に加え、漁協や漁業者自らによる直販や自家加工販売など多様な販売ルートを確保するための取組を促進します。
- ・ 契約栽培の促進や地域商社の活用など、新たな流通の仕組みづくりを支援します。
- ・ 復興道路等を活用した、仙台圏や首都圏への鮮度の高い県産農林水産物の輸送を可能とする物流網の構築を促進します。
- ・ 宅配事業者が複数の産地を回って集荷等を行う「共同配送システム」の拡充や、県内と首都圏を結ぶ高速路線バス等を活用した「貨客混載物流システム」の本格実施などにより、低コスト物流網の構築を促進します。

(2) 県産農林水産物の評価・信頼の向上

- ・ 県産農林水産物や産地の評価・信頼の向上を図るため、品質の管理や安定供給等に取り組むとともに、首都圏や海外において、流通関係者へのトップセールス等を実施するほか、量販店や飲食店等でターゲットとする消費者への販売促進活動を展開します。

また、テロワール⁹⁰の視点による地域の「食」にかかるストーリーや、品質やおいしさ等に係る情報を発信するとともに、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流を図る取組を進めます。

- ・ 首都圏等において、流通や食品製造業、外食産業等との提携によるキャンペーン・フェアの開催や発信力のある大手企業との連携などを通じて、県産農林水産物の認知度向上に取り組めます。

また、県の各種ホームページ、SNSやパブリシティ等を活用した情報発信に加え、関連する企業や雑誌等民間力を活用したクロスメディアを展開します。

さらに、外国人観光客等に向け、県産農林水産物や食文化の認知度向上とファンの獲得に取り組めます。

- ・ 公共施設等における県産木材の利用を促進するため、県が率先して木材利用を推進するとともに、関係団体との連携による県産木材を活用した優良な施工事例のPRや、建築士・建築施工技術者等の木造設計技術の向上支援に取り組めます。
- ・ 水産物の「三陸ブランド」の確立や産地市場における評価の向上を図るため、衛生品質管理の高度化や水産加工品コンクール、展示商談会の開催等を通じて、県産水産物やその加工

⁸⁹ いわて6次産業化支援センター：県が、生産者等の6次産業化の取組を総合的に支援する目的で設置している支援組織で、計画・創業・経営までの一貫した支援を実施するもの。

⁹⁰ テロワール：もともとはワインなどの品種における生育地の地理や気候による特徴を指すフランス語であり、農作物等に、その土地特有の性格を与える土壌、気候、地形、農業技術等の要素。

品の魅力、産地の復興状況などの情報を発信します。

- ・ 県産農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、放射性物質の検査結果など安全・安心に関する情報の発信に取り組みます。

(3) 戦略的な県産農林水産物の輸出促進と外国人観光客等への対応

- ・ アジア各国や米国等への輸出拡大に向けて、国内商社や現地実需者とのネットワーク強化による販路の開拓に取り組みます。

また、各国・地域の食習慣やライフスタイル、所得水準などに対応した輸出ルートの開拓に取り組みます。

- ・ 日本産木材を輸入している諸外国の木材ニーズについて、関係団体と情報共有を図りながら、品質・性能の確かな県産木材製品の輸出を促進します。
- ・ 「岩手ならではの」を求めて来県する外国人観光客等のニーズに応える、豊かな自然環境や歴史文化、魅力ある生産者等の地域資源を活用した「食」や「体験」の充実に向けた取組を進めます。

(4) 生産者と消費者の結び付きを深め、地域経済の好循環を創出する取組の推進

- ・ 市町村の地産地消促進計画の策定を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などによる農林水産物の域内消費拡大に取り組みます。
- ・ いわて地産地消給食実施事業所の認定、「いわて食財の日」等の取組を一層推進し、社員食堂や飲食店、家庭等での県産食材の利用拡大を進めます。
- ・ 地域の特色ある「食」を核に、多様な歴史や文化等と融合したフードツーリズム⁹¹を展開します。
- ・ 農泊（ファームステイ）等によるツーリズムやバイオマス発電事業など、地域資源を活用した多様なビジネス展開を支援します。

【KPI】

- 6次産業化による販売額：〔2017年実績値 313億円〕
- いわて牛取扱い推奨店登録数（店舗）：〔2018年実績値 303店舗〕
- 県産木材需要量：〔2018年実績値 1,270千m³〕
- 水産加工事業者1社当たりの製造品出荷額：〔2016年実績値 5.83億円〕
- 農林水産物の輸出額：〔2018年実績値 31.8億円〕
- 地産地消促進計画策定市町村数〔累計〕：〔2018年実績値 27市町村〕

<多様な主体に期待される取組>

(生産者・団体・企業等)	(市町村)
・ 6次産業化の実践・連携・協力、交流・商談会等への参加	・ 地産地消計画の策定
・ 県産農林水産物の販路開拓等	・ 6次産業化の実践支援、商談会等への参加支援

⁹¹ フードツーリズム：地域ならではの食・食文化を楽しむことを目的とした旅。

<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等の木造化、内装木質化の推進 ・水産物の衛生品質管理の高度化 ・水産加工品の販路の回復・拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの6次産業化推進 ・県産農林水産物の販路開拓等の支援 ・公共施設の木造化、内装木質化の推進 ・水産物の流通・加工体制の再構築 ・水産物の高度衛生品質管理地域づくり ・水産加工品の販路の回復・拡大支援
---	--

6 農山漁村の振興

《関連するSDGsのゴール》



(1) 農山漁村を支える人材の育成と地域活動等の支援

- ・ 農山漁村の活性化に向け、地域住民が主体となり、地域の将来を描く地域ビジョンの策定や地域の魅力を生かした取組の実践を促進するとともに、地域コミュニティの活動をリードする人材の育成を支援します。
- ・ 生産者をはじめ、若者や女性といった地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路、森林等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進します。
- ・ 農山漁村ビジネスや地域の環境保全活動、防災活動など、農山漁村の活性化に取り組む地域組織の活動を支援します。
- ・ 生産条件が不利な中山間地域の農業生産活動の継続に向け、小規模・家族経営などの地域を支える多様な生産者が参画する集落営農組織が、農地を有効利用しながら、地域の農業・農村を維持していく取組を推進します。

(2) 魅力あふれる農山漁村づくりの推進

- ・ 地域の立地条件等を生かして生産された、特長ある農林水産物を活用した特産品等の開発、販路の開拓・拡大など農山漁村ビジネスの取組を促進します。
- ・ 海外の連携拠点との技術交流による市場価値の高い新たな品目の生産などにより、所得の拡大を図ります。
- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの継承・振興や、農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動を促進します。
- ・ デジタルアーカイブ⁹²を活用した民俗芸能・食文化等の継承・発展や、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）を活用した都市農村相互の情報共有、海外への魅力の発信等を通じた交流活動の促進などにより、地域の活性化を図ります。
- ・ グリーン・ツーリズムやファームステイ等による交流人口の拡大に向け、地域の交流活動

⁹² デジタルアーカイブ：有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること。

をコーディネートする組織の活動を支援するとともに、体験型教育旅行や企業の社員研修、外国人観光客等の受入拡大に向けた取組や観光分野と連携した情報発信を進めます。

- ・ 県民の健康・余暇活動など様々な分野で、森林の持つ公益的機能の活用を促進します。
- ・ 漁業体験や余暇活動の場等として漁港を活用するなど、漁港施設の多目的利用を進めます。
- ・ 農道や林道、集落排水施設等の整備による快適な生活環境づくりを促進します。

(3) 自然災害に強い農山漁村づくりの推進

- ・ ため池等の農業水利施設の防災機能を強化するとともに、市町村が行うハザードマップ作成の支援など、地域の防災意識を高める活動を一体的に取り組みます。
- ・ 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等に備え、正確な土地境界の復元を可能にする地籍調査を促進します。
- ・ 治山施設の設置や適切な森林整備を行い、荒廃森林の復旧及び山地災害の未然防止に取り組みます。
- ・ 海岸防災林の再生を進めるとともに、機能の早期発現に向けて、適切な管理に取り組みます。
- ・ 地震・津波などの自然災害に備えた防波堤・岸壁等の機能強化に取り組みます。
- ・ 漁港からの避難体制の構築、操業中の漁船の避難ルールの策定支援などによる漁業地域の防災力向上に取り組みます。
- ・ 被災した沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた、海岸保全施設の復旧・整備等に取り組みます。

【KPI】

- 地域ビジョンに基づく実践活動実施集落数〔累計〕：〔2018年実績値 12 集落〕
- グリーン・ツーリズム交流人口：〔2018年実績値 1,175 千人回〕
- ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合：〔2018年実績値 4.0%〕
- 山地災害防止機能が確保された集落数〔累計〕：〔2018年実績値 980 集落〕
- 漁港施設の防災・減災対策実施施設数〔累計〕：〔2018年実績値 7 施設〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>具体的な推進方策（工程表） （1） （生産者を含めた地域住民・団体・NPO等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ビジョンの策定・実践 ・ 地域共同活動体制の構築 ・ 地域共同活動による農地 	<p>具体的な推進方策（工程表） （2） （生産者を含めた地域住民・団体・NPO等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した特産品の開発 ・ 地域資源を生かした農山漁村ビジネスの実践 	<p>具体的な推進方策（工程表） （3） （生産者を含めた地域住民・団体・NPO等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策の実施 ・ 農地・農業用施設の点検及びハザードマップ作成への参画
---	--	--

<p>等の保全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な農業者が参画した集落営農の実践（市町村） ・地域リーダーの育成や地域共同活動体制の構築支援 ・地域共同活動による農地等の保全管理の普及啓発と実践支援 ・多様な農業者が参画した集落営農への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化・食文化の継承等の実践 ・体験プログラム開発、受入れ技術の向上 ・農業生産基盤、農業生活環境基盤の整備に向けた合意形成 ・グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 ・漁港施設の多目的利用の実践（市町村） ・地域資源を活用した特産品開発等の支援 ・販売促進、商談機会の提供 ・グリーン・ツーリズム等の施策の企画 ・地域の交流活動をコーディネートする組織の支援 ・グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 ・農業生産基盤、農業生活環境基盤の整備に向けた合意形成支援 ・漁港施設の多目的利用に向けた取組の支援 ・集落排水施設等の整備や機能保全対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林制度の理解と遵守（市町村） ・集落機能の維持に向けた交通網の整備 ・防災意識の向上対策と危機管理体制の構築 ・農地・農業用施設の点検への支援やハザードマップの作成 ・地籍調査の実施 ・治山対策の実施に向けた地域合意形成支援 ・治山対策や保安林制度の普及啓発 ・海岸保全施設の復旧・整備 ・漁港施設の整備
--	--	---

1-3 ふるさと移住・定住促進戦略

〈取組の方向〉

- ・ 移住希望者が岩手の魅力を知り、暮らしたくなるような訴求力の高い情報発信に取り組めます。
- ・ 移住希望者の多様なニーズに対応するため、相談窓口の機能を強化するとともに、市町村や関係団体、NPO等と連携し、地域で移住者を受け入れるためのサポート体制の整備に取り組めます。
- ・ 大学等と連携した就職相談やインターンシップ、県内企業の情報発信等を通じた若者のU・Iターンに取り組めます。

〔現状と課題〕

- ・ 東日本大震災津波を契機として、全国各地から多くの方が震災復興支援者やボランティアとして本県と関わり、地域との交流、移住者の活躍など、多様な主体との交流が拡大しています。
- ・ 全国の都道府県、市町村の移住相談窓口で受け付けた移住相談件数は、年々増加しており、地方での暮らしに関心が高まっています。
- ・ 首都圏における移住相談窓口の利用状況を見ると、平成20年（2008年）は50代以上の利用が約7割であったのに対し、平成30年（2018年）では20代から40代が約7割となっているなど、若年層による地方への移住ニーズが高まっています。
- ・ 本県の社会減は、10代後半から20代前半の女性の進学期・転職期の転出が顕著になっています。また、少子高齢化、人口減少の進行による産業の担い手不足や、地域コミュニティの機能の低下が懸念されていることから、効果的なU・Iターン対策が求められています。
- ・ 地方創生の動きの中で、全国的に移住・定住の取組が強化されており、受入態勢の整備や気運の醸成を図るほか、移住希望者に対する本県の認知度を高める必要があります。
- ・ 地方に移住し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊⁹³員が、県内各地で増加しているとともに、沿岸部を中心に、被災地の復興や地域振興などの業務に、多くの復興支援員⁹⁴が従事しています。
- ・ 県内各地で活動する地域おこし協力隊や復興支援員が、任期終了後も産業や地域コミュニティ活動の担い手として、地域に定着できるよう支援する必要があります。

⁹³ 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

⁹⁴ 復興支援員：被災自治体が地域内外の人材を受け入れ、被災者の見守りやケア、地域おこし活動等の「復興に伴う地域協力活動」を行ってもらい、地域コミュニティの再構築を図ることを目的とした制度。

〔主な取組内容〕

1 岩手で暮らす魅力の発信と移住・定住の促進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 岩手ファンの拡大に向けた魅力の発信

- ・ 移住希望者が岩手の魅力を知り、岩手で暮らしたくなるよう、興味や関心を把握・分析し、ホームページやSNS、情報誌等の活用によって、訴求力の高い情報発信に取り組みます。
- ・ 継続的に岩手とのつながりを持つ機会、関係性を深めるような機会を提供し、岩手ファンを拡大するため、首都圏で開催する移住フェアの充実を図ります。
- ・ 首都圏で活動している在京コミュニティと連携した交流イベント等の実施や、関係人口の優良事例の普及啓発により、岩手ファン・関係人口の拡大を図ります。

(2) 相談窓口機能の強化

- ・ 移住希望者の多様なニーズに対応するため、首都圏に設置している相談窓口において、岩手の暮らしや仕事、各種支援制度に関する情報提供のほか、キャリアカウンセリングや職業紹介など、移住と就職の一元的な相談窓口の機能を強化します。

(3) 移住体験の推進

- ・ 移住者や地域で暮らす人々との交流を通じて、岩手の魅力や、暮らしを体感してもらうため、移住体験の取組を推進します。
- ・ 県内の事業所で就業体験を行いながら、地域のお祭りやイベントに参加し、岩手の仕事と暮らしの魅力を体験するふるさとワーキングホリデー⁹⁵の取組を推進します。

(4) U・Iターンによる人材確保の推進

- ・ 東京圏から本県への移住と中小企業等の人材確保支援のため、求人・求職のマッチングサイトの利用を促進するとともに、市町村と連携し、移住支援金の給付を推進します。
- ・ 県内企業の深刻な人材不足の対応として、県内外からの人材確保や、企業の採用力強化を図るため、「岩手U・Iターンクラブ」加盟大学等の協力を得ながら、学生へのU・Iターンに関する相談対応や職業紹介を行うとともに、県内企業の情報発信や就職情報サイトの活用を支援します。
- ・ (公財)ふるさといわて定住財団の就職面接会やU・Iターンフェア等と連携しながら、県内企業の採用活動を支援します。
- ・ 学生等のU・Iターン就職を促進するため、インターンシップや就職活動等への支援を強化します。

⁹⁵ ふるさとワーキングホリデー：都市部の住民が一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感するもの。

【KPI】

- 移住・定住交流ホームページアクセス数：〔2017年実績値 15,373件〕
- 移住相談件数：〔2018年実績値 3,075件〕
- U・Iターン就職者数〔累計〕：〔2018年実績値 1,704人〕

<多様な主体に期待される取組>

(県民・NPO等)	(市町村)
・移住者の受入れの理解	・移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備
・移住者のサポート	・移住希望者への情報発信
・移住者との交流	・インターンシップの受入促進や移住体験施策の推進
(団体・企業等)	・移住者の支援やフォローアップ
・就職、仕事に関する情報の発信	・地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援
・移住者の経験や技術の活用	
・働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備	
・岩手県出身者をはじめとした移住者の雇用拡大	

2 安心して移住し活躍できる環境の整備

《関連するSDGsのゴール》



(1) 移住者の受入態勢の整備

- ・市町村や関係団体、NPOなど、様々な主体が移住者の受け入れや、定住の促進に向けた取組を行っていることから、オール岩手での移住・定住の促進を図るために、各主体の取組に関する情報共有や、連携強化を図ります。
- ・移住希望者が安心して移住し、活躍できる環境を整備するため、市町村における移住コーディネーターの配置を促進するとともに、「顔の見える相談者」として、県内外に周知を図ります。

(2) 県外人材の定着・定住の促進

- ・仕事に関する情報発信の強化や、起業の促進などにより、若者や女性の県内への移住推進を図るとともに、地域おこし協力隊などを対象とした起業セミナーの開催などにより、地域

への定着を図ります。

- ・ 地域おこし協力隊や復興支援員の定着、定住を支援するため、就職に関する情報発信、マッチング支援を強化します。

【KPI】

■移住コーディネーター、定住支援員等を配置している市町村数

：[2017年実績値 9市町村]

■地域おこし協力隊等を対象としたセミナー参加者数〔累計〕：[2017年実績値 160人]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 移住者の受入れの理解・ 移住者のサポート・ 移住者との交流 <p>(団体・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 就職、仕事に関する情報の発信・ 移住者の経験や技術の活用・ 働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備・ 岩手県出身者をはじめとした移住者の雇用拡大	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備・ 移住希望者への情報発信・ インターンシップの受入促進や移住体験施策の推進・ 移住者の支援やフォローアップ・ 地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援
---	---

2 岩手で育てる

社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す施策

<ポイント>

- 就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目のない支援により、県民の結婚したい、子どもを生みたい、育てたいという希望に応える取組を進めます。
- 保育所の整備や保育サービスの拡充、保育従事者の確保に取り組むほか、放課後児童クラブの充実、子育てと仕事の両立の支援など子育てにやさしい環境づくりを目指します。

2-1 若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略

《取組の方向》

- ・ 結婚サポートセンターによる結婚支援に引き続き取り組むとともに、同センター機能の充実や周知、広報の強化等、一層の会員確保に取り組みます。
- ・ 周産期医療機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化による、安心して出産できる体制の整備に取り組むとともに、市町村と連携した妊産婦の支援体制の充実や、親と子の健康づくりへの支援、不妊に悩む夫婦の総合的な支援に取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 平成 29 年（2017 年）の本県の出生数は、8,175 人と 10 年前と比較して 2,169 人減少しており、また、平成 29 年（2017 年）の合計特殊出生率は、1.47 と依然として低い水準にとどまっています。
- ・ 平成 27 年（2015 年）の本県の生涯未婚率は（50 歳時の未婚率）は男性が 26.16%、女性が 13.07% で、平成 22 年（2010 年）と比べると、男性は 3.45 ポイント、女性は 3.84 ポイント上昇しており、男性の生涯未婚率は、全国第 2 位の高さとなっています。
また、平均初婚年齢も上昇しているなど未婚化、晩婚化が一層進んでいます。
- ・ 家庭や地域の子育て力が低下する中で、県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。
- ・ 核家族化の進展や、出産年齢の上昇などによるリスクの高い妊婦の増加や分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、安心して子どもを生み育てるためには、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげるとともに、医師確保や周産期医療機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化による、安心して出産できる体制整備が必要です。
- ・ 本県は、子育て期の男性家事時間数が長く、また、三世帯同居も全国高位となっており、これらを背景に子育てにおける家族支援が活発であると考えられます。
- ・ 女性の就業率が全国に比べて 0.5 ポイント高い状況になっています。
- ・ 本県における平成 29 年（2017 年）の年間総実労働時間は、全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況になっています。
- ・ 出生数が長期的に減少傾向にあることや、晩婚化を背景に育児期にある世帯が、親の介護も同時に担う、いわゆるダブルケア問題の懸念などを踏まえ、企業の育児休業・介護休業制度をはじめとする仕事と生活の調和に向けた取組の普及が求められます。
- ・ 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営の考え方が広がりを見せています。

〔主な取組内容〕

1 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進

- ・ 結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、県、市町村、民間団体等が連携して“いきいき岩手”結婚サポートセンターを設置・運営し、会員登録によるマッチング支援や結婚情報の提供などを促進します。
- ・ 社会全体で結婚や子育てを支援する機運の醸成に向け、企業等による支援活動が促進されるよう、「いわて子育て応援の店」、「いわて結婚応援の店」の協賛店の拡充を進めます。
- ・ 子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、子どもを生み育てていくことができるよう、家庭や子育ての大切さについての意識啓発や情報提供を行い、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
- ・ 特定不妊治療費や男性不妊治療費への助成を実施し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、不妊専門相談センターを設置し、不妊に悩む夫婦を総合的に支援します。
- ・ 市町村、企業、NPO等と連携し、若者のライフデザインの構築を支援するとともに、男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、男女が共に家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。

(2) 安全・安心な出産環境の整備

- ・ リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、情報通信技術（ICT）等の活用による周産期医療機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
- ・ 安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進するとともに、産後ケア事業、産前・産後サポート事業などの取組を促進します。
また、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の受診を促進するとともに、未受診者に対する指導の充実を図ります。
- ・ 妊産婦メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。

【K P I】

- 結婚サポートセンター会員における成婚者数〔累計〕：〔2018年実績値 63人〕
- 「いわて子育て応援の店」協賛店舗数〔累計〕：〔2017年実績値 1,845店舗〕
- 特定不妊治療費（男性不妊治療を含む）の助成人数〔累計〕：〔2017年実績値 375人〕
- 周産期救急患者搬送のコーディネート件数：〔2018年実績値 285件〕
- 産後ケア事業実施市町村数（他市町村との連携を含む）：〔2017年実績値 3市町村〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>（企業・団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）いきいき岩手支援財団による「“いきいき岩手”結婚サポートセンター」の設置運営 ・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 <p>（医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と連携した妊産婦のサポート ・医療機関間、診療科間の連携 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の出会い・結婚に関する施策の実施 ・周産期医療に係る医療機関との連携 ・地域における切れ目のない妊娠・出産支援
---	---

2 仕事と生活を両立できる環境づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 働き方改革の取組の推進

- ・いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。
- ・各種セミナーの開催、働き方改革のモデル事例の創出・紹介、働き方改革の優良事例等を表彰するとともに広報媒体の活用等により広く周知し、普及啓発を行います。
- ・休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。
- ・いわて働き方改革サポートデスクを設置し、企業等からの相談にきめ細かく対応するとともに、助成制度等により、県内各企業等における計画的・自律的な働き方改革の取組を促進します。

- ・ 働き方改革診断ツールや従業員満足度調査等の導入など、企業の自主的な取組を促進する仕組みづくりを進めます。
- ・ 若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人が持てる能力を最大限に発揮することを可能とするダイバーシティ経営の導入を促します。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・ セミナー開催や助成金のPRを行うなど、育児休業制度・介護休業制度の普及を促進します。
- ・ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援するほか、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。

(3) いきいきと働き続けるための健康づくりの推進

健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施するほか、企業等における健康経営の取組を促進します。

【K P I】

- いわて働き方改革推進運動参加事業者数〔累計〕：〔2017年実績値 128 事業者〕
- 年次有給休暇の取得率：〔2017年実績値 48.7%〕
- 保育を必要とする子どもに係る利用定員（4月1日時点）：〔2018年実績値 31,876人〕
- いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数〔累計〕：〔2018年実績値 113 事業者〕
- 健康経営宣言事業所数：〔2017年実績値 625 事業者〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な働き方改革の取組 ・ 両立支援の環境づくりと実践 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 多様な働き方ができる環境づくり ・ 健康経営の取組の推進 <p>(教育機関・産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業に対する助言・指導 ・ 学生に対する労働教育 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの取組への支援 ・ 企業への要請、意識啓発 ・ 働き方改革の取組の支援
--	--

2-2 子育て支援戦略

《取組の方向》

- ・ 就労形態の多様化に対応した、多様な保育サービス等の充実など子育てしながら働きやすい環境づくりの推進に取り組みます。
- ・ 小児医療体制の充実や子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止や子どもの貧困対策などにより、子育て中の家庭が安心して子育てをし、子どもが健やかに成長することができる環境づくりに取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 家庭や地域の子育て力が低下する中で、県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。
- ・ 世帯当たり人員数の減少が続いており、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。
- ・ 保育所等の利用定員の拡大や病児保育などの多様な保育サービスの充実、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備、子育てや家庭教育に取り組む親等を支援する積極的な取組が必要です。
- ・ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもの権利を尊重するとともに、その最善の利益を考慮し、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、必要な環境整備を進めることが必要です。
- ・ 本県の療育の拠点である岩手県立療育センターの移転新築や、発達障がい者支援センターの設置により、障がい児の療育体制の充実を図ってきたところですが、身近な地域で障がいの特性に応じ、希望する療育を受けられる療育支援体制の構築が求められています。
- ・ 本県では、半世紀以上の歴史を持つ教育振興運動⁹⁶を基盤とした地域学校協働活動⁹⁷などが推進されているものの、地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子どもを教え、育てる仕組みづくりの再構築が必要です。
- ・ 家庭の事情等で家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験を望む子どもたち等多くの子どもたちに対して、放課後の居場所づくりなどの充実が更に求められていることから、地域住民等の協力を得ながら学習支援や体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。
- ・ 特別支援教育サポーターの登録者数の増加など、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解は進んでいますが、共生社会の形成に向けて、関係機関との連携を図りながら、特別な支援を

⁹⁶ 教育振興運動：岩手県において昭和40年（1965年）から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

⁹⁷ 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。教育振興運動の内容もこれに当たり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。

必要とする幼児児童生徒への理解が更に促進されるよう取組を進める必要があります。

〔主な取組内容〕

1 安心して子どもを育てられる環境づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 子育て家庭への支援

- ・ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の実施を支援するほか、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- ・ 子育て家庭の適正な医療の確保が図られるよう、引き続き子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対する医療費助成を行うとともに、小学生までの子ども及び妊産婦に係る医療費助成の現物給付を実施します。
- ・ 「働き方改革」、「家庭と仕事の両立」などの取組を促進するために、積極的に働き方改革に取り組もうとする企業を支援します。
- ・ 長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の「働き方改革」の取組を推進します。
- ・ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。

(2) 子どもが健やかに成長できる環境の整備

- ・ 「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策の充実に向けて、学習環境の整備や福祉部門との連携強化などの教育の支援、相談事業の充実などの生活の支援、金銭の給付や奨学金の貸与などの経済的支援等に取り組めます。
- ・ 高度・専門・救急医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院⁹⁸等の機能強化の支援、小児救急医療対策の充実及び救命救急センターへの支援を進めるほか、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航に取り組めます。
- ・ 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止のため、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向

⁹⁸ がん診療連携拠点病院：質の高いがん医療の全国的な均てん化を図ることを目的に整備された病院。

けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。

- ・ 家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的環境での養育を促進するため、新たに策定する「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託等の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図るとともに、施設を退所した子ども等への相談援助や就労支援などの充実を図ります。

(3) 障がい児の療育支援体制の充実

- ・ 県内どの地域でも、障がい児や特別な支援を必要とする子どもとその家族の多様なニーズに対応した療育が受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークを構築し、保健、福祉、医療等の相談支援体制及び幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等と連携した教育支援体制の充実を図ります。
- ・ 各地域で相談支援に対応できる人材の確保・育成を図るため、医療的ケア児や重症心身障がい児、発達障がい児等に関する研修を実施します。

(4) 家庭教育を支える環境づくりの推進

- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
- ・ 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

【KPI】

- 保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日時点)：[2019年実績値 31,876人]
- 放課後児童クラブ設置数(5月1日時点)：[2017年実績値 368箇所]
- 保育士・保育所支援センターマッチング件数：[2017年実績値 115件]
- 学習支援事業に取り組む市町村数：[2018年実績値ー]
- 子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数：[2017年実績値 11市町村]
- 小児医療遠隔支援システム利用回数：[2017年実績値 139回]
- 発達障がい者支援センター等の関係機関への助言件数：[2018年実績値 149件]
- すこやかメールマガジンの登録人数：[2018年実績値 1,141人]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力を生かした子育て支援活動 ・ 子どもの健やかな成長を支援するための活動 ・ 行政、企業、支援機関等と連携した取組の実施 <p>(企業・団体)</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村子ども・子育て会議による事業計画の着実な実施 ・ 子育て家庭への医療費助成 ・ 住民ニーズに応じた教育・保育サービス ・ 放課後や家庭における支援施策の実施 ・ 住民参加と協働による子育て支援策の推
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 ・地域の子育て支援サービスへの協力、協賛 ・「いわて子育て応援の店」、「いわて結婚応援の店」への参加 (子ども・子育て支援機関等) ・専門的な知識・経験による子育て支援等 ・障害児通所支援事業の実施 (学校) ・児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る取組の実施 	<p>進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に係る相談・通告への適切な対応 ・就学支援の実施 ・障がい児の発達相談の実施 ・障がい児の発達に必要な障害児通所支援事業の充実 ・地域療育ネットワークの機能の充実 ・家庭のニーズ等に応じた学習情報の提供 ・子育てサポーターや子育て支援関係者の研修の実施
--	--

2 学校と家庭、住民の協働による子どもの育ちと学びの支援

《関連するSDGsのゴール》



(1) 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり

- ・ 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、国の動向を踏まえながら、教育振興運動と連携したコミュニティ・スクール⁹⁹の推進などを通して、地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- ・ 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネーター人材の配置を支援します。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・ 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、教育振興運動等による多様な体験活動に取り組みます。
- ・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちの豊かな体験活動を充実するため、特色ある体験活動事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

(3) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

⁹⁹ コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置する学校のことで、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子供たちの豊かな成長を支える仕組み。

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

【K P I】

- 地域協働の仕組みにより保護者や地域住民が学校の教育活動にボランティアとして参加している学校の割合：〔2018年実績値 小 100%、中 90.4%〕
- 放課後児童クラブ設置数（5月1日時点）：〔2018年実績値 385箇所〕
- 特別支援教育サポーターの登録者数：〔2018年実績値 273人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域学校協働活動への参画・協働 ・ 多様な体験活動への子どもたちの参加促進 ・ 特別支援教育サポーターとしての教育活動への協力 <p>(地域、関係団体、NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールへの参画・協働 ・ 教育振興運動の運営 ・ 地域と学校をつなぐコーディネーター人材の輩出 ・ 放課後子供教室等の運営 ・ 子どもたちの多様な体験活動機会の提供 ・ 特別支援教育サポーターとしての教育活動への協力 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールの運営 ・ 教育振興運動への参画・協働 <p>(社会教育施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然体験活動などの体験活動の充実 <p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域学校協働活動の指導・支援 ・ 地域と学校をつなぐコーディネーター人材の配置 ・ 放課後子供教室等の運営支援 ・ 子どもたちの多様な体験活動機会の提供 ・ 特別支援教育や障がい等に関する住民理解の推進
---	--

3 岩手で暮らす

医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す施策

<ポイント>

- 日常生活の利便性の向上により暮らしやすさを実現し、地域の魅力を高めます。また、地域コミュニティ活動への支援、公共交通の利用促進、豊かな環境の保全・形成など魅力あるまちづくりを進めます。
- 地域の伝統文化をはじめとする文化芸術やスポーツの振興を図り、心豊かでいきいきと暮らせる地域をつくります。
- 若者や女性の活躍できる環境づくりにより、若者たちが躍動する地域、男女が共に生きやすく・活気ある社会を形成します。
- 医療、福祉・介護を充実していくとともに、健康と長生きのための取組を推進し、若者からお年寄りまで全ての人々が安心して暮らせる地域をつくります。
- 豊かなふるさとの将来を担う人づくりの推進や教育の振興を図り、地域の活性化を実現します。

3-1 魅力あるふるさとづくり戦略

《取組の方向》

- ・ 景観の保全や情報通信基盤の整備など引き続き魅力あるまちづくりに取り組みます。
- ・ 「岩手県地域公共交通網形成計画」に基づく広域バス路線や鉄道路線の維持・確保や地域公共交通の利用促進に取り組みます。
- ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発や、担い手の育成・確保に取り組みます。
- ・ 自主防災組織の組織化や活性化の支援、組織間のネットワーク化の促進、防災士制度を活用した人材の育成、消防職団員の確保に取り組みます。
- ・ 多様で優れた環境の保全や災害時にも対応できる自立分散型エネルギー供給体制の構築、再生可能エネルギー由来の水素の利活用に取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 全国的に空き家が増加傾向にあり、本県でも増加が見込まれる中、市町村における空き家バンクの開設や、活用されていない住宅・建築物をリノベーション¹⁰⁰してまちの魅力を高める取組が県内各地で行われています。
- ・ 県内5つの地区ごとに設けた「ブロック検討会」で広域連携の在り方について検討し、その結果を「新しいわて水道ビジョン」に反映しました。
- ・ 本県における水道の基幹管路の耐震適合率は平成29年度（2017年度）時点で49.6%と全国平均39.3%を上回る状況となっていますが、引き続き耐震化の取組が必要です。
- ・ 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく取組の進展により、平成29年度（2017年度）に整備した特定公共的施設におけるバリアフリー化率は平均で66.4%となっています。
- ・ 景観づくりに取り組む地区数（累計）は、平成26年度（2014年度）の35地区から平成29年度（2017年度）には42地区へと増加しています。
- ・ 人口減少やモータリゼーション¹⁰¹が進行し、地域公共交通の利用者が減少していることに加え、運転士不足や施設等の老朽化など、第三セクター鉄道やバス事業者は厳しい経営環境に置かれており、国や自治体の財政支援によって支えられています。
- ・ 第三セクター鉄道は、地域住民のマイレール意識によって支えられているとともに、観光等の資源としても独自の魅力を有しており、これらの特性を踏まえ、地元利用の促進と観光利用の拡大に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 東日本大震災津波を契機として、震災復興支援者やボランティアの方々との交流や移住者の活躍など、多様な主体との交流が拡大しています。
- ・ 人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの機能低下、担い手不足が懸念されてお

¹⁰⁰ リノベーション：既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ、付加価値を与えること。

¹⁰¹ モータリゼーション：自動車が社会全般に広く普及し、生活必需品化する現象。

- り、持続可能な地域コミュニティづくりとコミュニティを支える人材の育成に取り組む必要があります。
- ・ 大規模な災害が発生した場合、公的機関だけでは対応できないことから、自主防災組織及び消防団などの地域コミュニティの防災力を強化する必要がありますが、地域住民の高齢化などにより、自主防災組織の組織率や活動内容の地域間でのばらつき、消防団員の不足がみられます。
 - ・ 岩手版HACCPの導入指導により、HACCPに対する食品関係事業者の理解が一定程度進んでいるものの、平成30年（2018年）6月の食品衛生法改正により義務化されたHACCPの導入への対応が求められています。
 - ・ 岩手県食育推進ネットワーク会議など関係団体との連携協力により、県民運動として食育を展開しています。
 - ・ 自然公園などの美化活動や利用者のマナー啓発等を行うグリーンボランティアの高齢化が進んでおり、大学生などの若者のボランティアへの参加を促していく必要があります。
 - ・ 大気環境や水環境は、良好な状態が保たれていますが、引き続き、大気汚染物質の状況や公共用水域の水質を注視していく必要があります。
 - ・ 環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや、地球温暖化防止活動推進センターにより、環境学習の機会が提供されています。
 - ・ 世界に誇れる地質遺産等があり、3県16市町村の日本一広大なエリアで三陸ジオパークの活動が展開されていますが、より地域に根ざした取組が求められています。
 - ・ 平成27年度（2015年度）における本県の温室効果ガス排出量は1,406万8千トンと、基準年（1990年）比で0.1%減にとどまっており、令和2年度（2020年度）までの25%削減に向けて、県民や事業者、行政が一体となった更なる取組が必要です。
 - ・ 再生可能エネルギーによる電力自給率は、平成29年度（2017年度）末時点で28.0%となっており、更に自給率が向上する可能性があります。送配電網への接続に制約が生じている状況となっています。
 - ・ エネルギー基本計画等の国の動向を踏まえ、平成31年（2019年）3月に策定した「岩手県水素利活用構想」に基づき、再生可能エネルギーから製造した水素が利活用される社会の実現を目指し、県民や事業者、研究機関、自治体等が一体となって取組を推進していく必要があります。
 - ・ 県内高等教育機関をはじめとする産学官金の連携において、科学技術による持続的なイノベーションの創出に向けた取組が進められています。
 - ・ 人口減少や少子高齢化により、労働力不足など様々な課題が深刻化することが懸念されており、これらの課題を解決するため、情報通信技術（ICT）を活用した取組を更に推進する必要があります。

〔主な取組内容〕

1 快適で豊かな暮らしを支える生活環境づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり

- ・ 県産木材を活用するなど岩手らしさや高い断熱性能を備えた岩手型住宅の普及、住宅の耐震改修の促進など、快適で安全な住宅の普及を促進します。
- ・ 高齢者等が安心して快適に居住できるよう、公営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、民間によるサービス付高齢者向け住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及を促進します。
- ・ 地域の魅力を高め、地域を活性化するリノベーションまちづくりの取組を促進します。
- ・ 空き家の流通を促進するため、関係団体と連携した空き家に係る相談体制の整備など、空き家対策を推進します。

(2) 衛生的で快適な生活環境の保全

- ・ 給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な水道事業の運営がされるよう、地域の状況や見通しを踏まえ、広域連携の取組を促進します。
- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、市町村等の水道施設の計画的な耐震化対策の取組を促進します。
- ・ 人口減少等の影響を考慮しつつ、市町村との連携による、地域の実情に合った効率的な污水处理施設の整備を推進します。
- ・ 污水处理施設の持続的な運営を図るため、流域下水道事業の経営改善に取り組むとともに、下水道事業等の効率的な経営への助言や、広域化・共同化計画策定に向けた取組を促進します。
- ・ 豊かな水資源の保全や污水处理の必要性についての住民理解を深めるため、啓発活動を推進します。

(3) 快適で魅力あるまちづくりの推進

- ・ 市町村との連携により適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進するとともに、都市交通の円滑化や快適な都市空間の創出に資する都市計画道路の整備や市街地の無電柱化などにより、魅力あるまちづくりを推進します。
- ・ 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、特定公共的施設を新築する際の普及・啓発の取組等により、多くの人々が利用する施設のバリアフリー化を促進します。
- ・ 地域の景観点検等を通じて、住民が主体となって地域の景観の魅力を発見し、その価値を高める活動を促進します。

- ・ 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の実施を通じて、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。

【K P I】

- 空家等対策計画策定市町村数〔累計〕：〔2018年実績値 17市町村〕
- 汚水処理人口普及率：〔2018年実績値 81.6%〕
- 景観づくりに取り組む地区数〔累計〕：〔2018年実績値 45地区〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化などの主体的な取組 ・住宅ストックの適切な管理や利活用 ・まちづくりへの主体的な参画 <p>(企業・団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性・省エネ性能などを備えた良質な住宅の提供 ・住宅ストックの流通や利活用の促進 ・環境負荷軽減の取組 ・ひとにやさしいまちづくりへの主体的な取組 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化やリフォーム・リノベーションへの支援、空き家対策 ・水道事業や下水道事業の健全経営 ・生活排水対策 ・市街地の無秩序な拡散の抑制 ・都市計画道路の整備や道路環境の改善 ・公園などの公共空間の提供 ・公共的施設の耐震化やユニバーサルデザイン化 ・県景観計画に基づく取組、市町村景観計画の策定 <p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりのための技術的支援や適切な規制、制度の拡充
---	--

2 地域の暮らしを支える公共交通の確保

《関連するSDGsのゴール》



(1) 広域バス路線や鉄道路線の維持・確保

- ・ 地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」に基づき、広域バス路線や鉄道路線の維持・確保に取り組みます。
- ・ 国の補助制度を活用しながら、県及び市町村が連携して、地域公共交通の維持・確保のための支援を行います。

- ・ 交通事業者による安全運行の確保、運転士不足や施設等の老朽化への対策、経営改善及びサービス向上の取組に対する支援を行います。

(2) 地域の実情に応じた効率的な公共交通ネットワークの構築支援

市町村におけるコミュニティバス¹⁰²の運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する支援を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。

(3) 地域公共交通の利用促進

- ・ 県、沿線市町村等で構成される利用促進協議会などを通じて、マイレール意識を醸成するなど、モビリティ・マネジメント¹⁰³の活用により県民意識の変化を促しながら地元利用の促進を図ります。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019などを契機とし、三陸鉄道「リアス線」としての一貫運行のメリットや地域の観光資源を生かした企画列車の運行など、県内外からの誘客に向けた魅力ある商品造成及び情報発信の強化に対する支援を行います。
- ・ ICカード¹⁰⁴やスマートフォンアプリ¹⁰⁵をはじめとした情報通信技術（ICT）の導入や、ユニバーサルデザインに対応した高齢者、障がい者等が利用しやすいノンステップバスの導入など交通事業者が行う利便性向上の取組に対する支援を行います。

【KPI】

- 広域バス1路線当たりの平均乗車密度※：〔2018年実績値 3.6回〕
 - 地域公共交通網形成計画等策定市町村数〔累計〕：〔2018年実績値 15市町村〕
 - バス・三セク鉄道の一人当たり年間利用者数：〔2017年実績値 16.7回/年・人〕
- ※平均乗車密度：バス1便当たりにおいて、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数。

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスや鉄道など公共交通の積極的な利用 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な輸送サービスの提供 ・利便性やサービス向上に向けた取組の実施 ・観光利用拡大に向けた取組の実施 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した第三セクター鉄道の経営安定化に向けた支援 ・公共交通の利用促進 ・公共交通のサービス向上に向けた取組に対する支援 ・コミュニティバスなどの地域内公共交通を確保する取組
--	--

¹⁰² コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗合バス。

¹⁰³ モビリティ・マネジメント：直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策。

¹⁰⁴ ICカード：データの記録や演算をするためにIC（集積回路）を組み込んだカード。

¹⁰⁵ スマートフォンアプリ：スマートフォンで動作するように設計されたコンピュータプログラム。

3 つながりや活力を感じられる地域コミュニティの維持・確保

《関連するSDGsのゴール》



(1) 持続可能な地域コミュニティづくり

- ・ 地域住民が主体となり、先駆的な活動に取り組む地域コミュニティ団体を「元気なコミュニティ特選団体」として認証するとともに、モデル的な活動に取り組んでいる団体を支援し、活動事例を情報発信することにより、持続可能な地域コミュニティ活動を促進します。
- ・ 県内外における先進事例の普及啓発を図るとともに、国の支援策を効果的に活用し、住民自らが地域課題に取り組む地域運営組織や、「小さな拠点¹⁰⁶」の形成を促進します。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 を契機として、復興の取組を通じて生まれた様々なつながりを生かした地域住民の交流機会の拡大や生きがいつくりを促進することによって、コミュニティの活性化を図ります。

(2) 先端技術等を活用した小集落の日常生活の支援や世代間交流の促進

- ・ 情報通信技術（ICT）等を活用した遠隔健康相談や医療・介護情報の一元化による健康管理の推進、的確な防災情報の提供などによる住民の安全・安心な暮らしの確保に取り組みます。
- ・ デマンド交通¹⁰⁷など、地域の実情に応じた地域公共交通の確保や、配車アプリの活用、自動走行化などの取組の研究・実装化による通院・買い物に係る移動手段の確保に取り組みます。
- ・ 見守りアプリによる子育て・高齢者の見守りや、高齢者施設を活用した子育て支援の推進など、地域で子育てや世代間交流を促進する環境を整備します。
- ・ 遠隔地指導や先端技術を活用した民俗芸能・文化の継承など、地域内外との多様な交流を推進します。
- ・ 市町村や大学、NPO、企業のほか、地域の商工、農林水産業、福祉などの各種団体や郵便局などの多様な主体が参画する、先端技術等の活用による持続可能なコミュニティ形成に向けた研究を推進します。
- ・ 住民意識の醸成や、国等の支援制度を活用した先端技術等の実装化に向けた取組などによる地域の特性に応じた地域コミュニティモデルの創出と、全県への波及に向けた取組事例やそのノウハウの共有、地域コミュニティ間の交流の促進による普及・拡大を図ります。
- ・ 企業との共同プロジェクトの推進や、地域資源、再生可能エネルギーなどを活用した財源の確保による持続可能な推進体制を構築します。

¹⁰⁶ 小さな拠点：地域住民が主体となって、従来の集落の範囲や単一では続けていくことが難しい活動や事業を組み合わせることで、地域を維持していくための新しい仕組み。

¹⁰⁷ デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

(3) 人と人のつながりを守り、育てる仕組みの構築

- ・ 遊休施設を活用した世代間交流スペース、行政窓口、産直施設など、住民サービスや交流機能を持つワンストップ拠点の整備を促進します。
- ・ コミュニティビジネスや行政サービスの代行等、住民サービスを担う地域運営組織を育成します。
- ・ 地域資源を生かした体験交流プログラム等による都市と農山漁村との交流を促進します。
- ・ 企業等と連携し、農林水産物の6次産業化などによる地域コミュニティを支える稼ぐ仕組みづくりを推進します。
- ・ 起業や事業承継、空き家の活用による若者の定着や、コミュニティビジネス、農福連携などによる多様な主体が活躍できる環境づくりを推進します。

(4) 地域コミュニティ活動を支える人材の育成

- ・ 市町村や地域コミュニティ団体を対象とした、地域づくりに関するフォーラムやセミナーの開催を通じて、地域コミュニティ団体間の連携や交流を促進し、地域コミュニティ活動を支える人材の育成に取り組みます。
- ・ 地域づくりの新たな担い手である地域おこし協力隊が円滑に活動できるよう、スキルアップやネットワークづくりを支援するほか、地域おこし協力隊などを対象とした起業セミナーの開催などにより地域への定着を図ります。
- ・ 市町村や地域への外部専門人材によるアドバイザー派遣や、地域おこし協力隊などの人的支援制度を活用した地域のリーダー・担い手の確保・養成に取り組みます。
- ・ 中間支援団体の育成、ネットワークの構築による支援体制の構築

(5) 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり

- ・ 防災に関する地域づくりフォーラムの開催や、地域防災サポーター制度を活用した活動支援、自主防災組織のリーダー研修会の開催、防災士制度の活用などにより、自主防災組織の中核となる人材の育成に取り組み、地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。
- ・ 「いわて消防団応援の店登録事業」による消防団員の加入促進、機能別団員制度の導入促進、女性消防職団員の加入促進や、女性消防職員の活躍・キャリア形成支援などにより、消防職団員の確保を進めます。

【K P I】

- 活動中の元気なコミュニティ特選団体数：〔2018年実績値 179 団体〕
- 地域づくり等に関するセミナー参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 291 人〕
- 地域防災サポーターによる講義等の受講者数〔累計〕：〔2018年実績値 3,365 人〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動への参画 ・地域の防災活動への参画 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画 ・地域コミュニティ活動への支援 ・地域の防災活動への参画 <p>(NPO・地域づくり団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意識の醸成 ・地域課題の把握と課題解決に向けた取組 ・自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信 ・他地域の地域コミュニティ団体との連携・交流 ・地域の防災活動への参画 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する意識啓発 ・地域コミュニティの育成・活性化 ・地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援 ・地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組 ・区域内の関係団体、機関等との連絡調整 ・地域防災組織の育成強化
---	---

4 食の安全・安心の確保と、地域に根ざした食育の推進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 食の信頼向上の推進

- ・ 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション¹⁰⁸を開催し、県民における食品の安全性の理解を促進し、安心感を醸成することにより、食の信頼向上を進めます。
- ・ HACCP制度化に向けて、食品業者に対するHACCPの普及と岩手版HACCPからの円滑なシフトに取り組みます。
- ・ 「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づいて、輸入食品を含む県内流通食品の検査を実施し、その結果を公表することにより、食の安全・安心を確保します。
- ・ 県産食品の信頼向上に向け、輸出食品事業者の衛生管理に係る指導助言や食肉検査体制の充実などに取り組みます。

¹⁰⁸ リスクコミュニケーション：あるリスクについて関係者間(ステークホルダー)で情報を共有し、対話や意見交換を通じて意思の疎通をすることにより、リスクに関する相互理解を深め、信頼関係を構築していくもの。

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催等の大規模なイベントに向けて、関係団体等と協力し、食品事業者等に対する監視・指導を重点的に実施します。
- ・ 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上を図るため、関係団体と連携して衛生管理セミナーなどを実施します。

(2) **地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進**

- ・ 乳幼児期の食育の重要性を伝えるため、県内各地の保育園等を訪問して食育紙芝居の読み聞かせなどを行う食育普及啓発キャラバンを実施します。
- ・ 広く県民が食育の意義や必要性を理解することを目的として、食育功労者表彰や基調講演等を行う食育推進県民大会を開催します。
- ・ 市町村職員を対象とする研修会の開催等を通じて、地域の特性に応じた食育の実践を支援します。
- ・ 食を楽しむ環境づくりを推進するため、調理師会等関係団体と連携し、食に関わるイベントを開催するなど食でおもてなしをする機運の醸成を図ります。

【K P I】

- HACCP導入に関する講習会の受講者数〔累計〕：〔2018年実績値 1,074人〕
- 食育普及啓発キャラバンの参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 275人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食に関する知識と食を選択する力の習得 ・ 県が実施する施策への意見表明 <p>(食品関連事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令を遵守した、安全な食品等の提供 ・ 食の安全・安心の確保のための取組の推進 ・ 食品の供給に関する情報の提供 ・ 県の施策への協力 	<p>(関係団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育活動の実践と県民への情報提供 ・ 営業施設の衛生水準の維持向上に向けた取組 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の施策への協力 ・ 市町村食育推進計画の策定、改正、実施 ・ 地域に根ざした食育推進、取組支援
--	--

5 次世代に引き継ぐ多様で優れた環境の確保

《関連するSDGsのゴール》



(1) 自然とのふれあいの促進

- ・ 自然公園等の登山道などにおいて、県民が参画するグリーンボランティア等と協働して自然環境保全やマナー啓発に取り組みます。
- ・ 自然公園等の外国人も含めた観光客の利用促進を図るため、多言語化したPR映像等を活用し、自然の魅力などの情報発信を積極的に行うとともに、標識等の整備に取り組みます。
三陸復興国立公園については、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの取組と連携し、イベント情報の発信に取り組みます。
- ・ 災害などにより損壊した自然公園等施設の復旧・整備に継続して取り組みます。

(2) 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進

- ・ 大気環境については、二酸化窒素等の大気汚染物質に加え、時期によっては濃度上昇が観測される光化学オキシダント¹⁰⁹及びPM_{2.5}¹¹⁰の監視体制を維持し、モニタリングを実施します。
また、ばい煙等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。
- ・ 水環境については、河川、湖沼、海域及び地下水のモニタリングを実施するとともに、汚水等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。
- ・ 企業の「環境に配慮した取組」を総合的にとりまとめた「環境報告書」を通じて住民、事業者、行政等が連携・協働して取り組む「環境コミュニケーション」を推進することにより、事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進します。

(3) 水と緑を守る取組の推進

- ・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めるとともに、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組事例の情報発信や顕彰の実施、水生生物調査の実施を通じた水質保全の意識の涵養に取り組みます。
- ・ 生物多様性の保全や水源の涵養といった公益的機能を持つ健全な森林が守られ、次世代に引き継がれるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進めます。

(4) 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター等による普及啓

¹⁰⁹ 光化学オキシダント：工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。「目がチカチカする」、「のどが痛む」等の症状が出ると言われている。

¹¹⁰ PM_{2.5}：大気中に浮遊している2.5 μm （1 μm は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子。非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組みます。

(5) 三陸ジオパークに関する取組の推進

- ・ 地域や広域ブロックによる地質遺産等に対する環境保全活動が行われるよう、フォーラムの開催や講習会・学習会等への講師派遣等に取り組みます。
- ・ 地質遺産等や環境保全に関する知識を有する人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ガイド講習会やジオパーク授業などに取り組みます。
- ・ 国内外との交流人口の拡大を図るため、分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等に取り組みます。

【K P I】

- 自然公園ビジターセンター等利用者数：〔2018年実績値 510 千人〕
- 公共用水域のBOD*（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率：〔2018年実績値 99.1%〕
- 水と緑を守り育てる環境保全活動数〔累計〕：〔2018年実績値 860 件〕
- 環境学習交流センター利用者数：〔2018年実績値 45,010 人〕
- 主要ジオサイトの観光入込客数：〔2018年実績値 1,139 千人〕

*BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。最も一般的な水質指標の一つ。

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然とのふれあい施設を利用した活動や環境保全活動への参加 ・ 自然公園等利用時におけるマナー遵守 ・ 事業者との環境コミュニケーションへの参画 ・ 森林整備活動等への参加 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発など企業活動における自然環境等への影響を回避、最小化 ・ 住民等との環境コミュニケーションの取組の実施 ・ 事業活動に伴う環境負荷低減への自主的取組の実施 ・ 森林整備等の実施 	<p>(NPO)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水生生物調査の実施 ・ 環境学習・環境保全活動の実践 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施 ・ 清掃活動等を通じた環境保全意識の醸成 ・ 地域や学校における環境学習の推進 ・ 森林整備等の実施
---	---

6 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成の推進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 温室効果ガス排出削減対策の推進

- ・ 全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開します。
- ・ 地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会と連携して、日常生活における温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発、相談対応・助言、調査・分析に取り組みます。
- ・ 家庭におけるエネルギー消費量の見える化の推進や、住宅の省エネルギー性能の情報提供などにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
- ・ 事業所における環境マネジメントシステムの普及を図るほか、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の支援などにより、事業活動における低炭素化を推進します。
- ・ 次世代自動車の普及や環境に配慮した自動車使用の促進、公共交通機関の利用促進を図るなど自動車交通における環境負荷の低減に取り組みます。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、引き続き再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- ・ 災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けて、防災拠点や被災家屋への太陽光発電等の導入を促進するとともに、市町村等の地域のエネルギー供給体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 岩手県風力発電導入構想に基づく市町村等との連携による事業化の支援や、地熱の理解促進に向けた取組を実施します。
- ・ 県民、事業者や団体等を対象にセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組めます。
- ・ 再生可能エネルギーの適正な導入に向けて、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等について国に働きかけるなどの取組を推進します。
- ・ 農業水利施設を活用した小水力発電施設について、更なる導入促進に向けた普及啓発等に取り組めます。
- ・ 一般家庭に加え、公共施設や産業分野における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス燃料となる地域の未利用間伐材等の安定供給体制の構築に向けた取組を促進します。

- ・ 豊富な森林資源の有効利用を進め、木質バイオマスを燃料に利用した地域熱供給の取組を促進します。
- ・ 木質バイオマス発電用燃料の安定供給を促進するため、発電事業者と原木供給者との原木等の需給情報を把握するとともに、林地残材等の森林資源が有効に活用されるよう取り組みます。

(3) 水素の利活用推進

- ・ 本県の地域特性を踏まえた水素利活用モデルの実証導入の推進や、大学等による本県をフィールドとした調査研究事業の実現等を通じて、再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用に、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 水素ステーションやFCV等の水素関連製品等の普及促進のため、セミナーや勉強会、視察会の開催などにより、導入に向けた機運の醸成や意欲ある事業者への支援に取り組みます。
- ・ 水素関連ビジネスへの県内企業の参入促進に向け、事業者を対象とするワークショップの開催などの人材育成等の取組を推進します。
- ・ 事業者や自治体向けの勉強会・視察会のほか、広く県民を対象とするイベントでのPRやパンフレット等を活用した普及啓発活動に取り組みます。

(4) 適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策

二酸化炭素の吸収・固定など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐、再造林等の森林整備を促進するとともに、公共施設等の整備における県産木材の利用拡大に向けて取り組みます。

(5) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

- ・ 国の専門機関や地域気候変動適応センターと連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行います。
- ・ 県の適応策の総合化・体系化による中長期的な適応計画（地域気候変動適応計画）の策定を進めます。
- ・ 県民、事業者、市町村等を対象に、気候変動適応に関するセミナー等を開催し、理解促進に取り組みます。

【KPI】

- 省エネ活動を実施している県民の割合：〔2018年実績値 84.9%〕
- 再生可能エネルギーによる電力自給率：〔2018年実績値 29.5%〕
- 間伐材利用率：〔2018年実績値 41.9%〕
- 気候変動対策に関する総合イベント参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 4,942人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー活動の実践 ・ 環境に配慮した自動車使用や公共交通機 	<p>(教育機関・関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊活動の実施
---	--

<p>関の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入 ・水素の利活用に関する理解の増進 ・燃料電池自動車等の水素関連製品の導入（企業等） ・環境経営及び環境マネジメントの導入 ・環境負荷の低減に寄与する製品やサービスの提供 ・再生可能エネルギーの導入 ・省エネルギー・再生可能エネルギーの新技术開発や実用化、製品開発 ・小水力発電の導入 ・木質バイオマス利用機器等の導入 ・木質燃料の安定供給体制の構築 ・造林や間伐等の森林整備の実施 ・燃料電池自動車等の水素関連製品の導入 ・水素関連産業への参入に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業に対する省エネルギー対策等の支援、助言 ・省エネルギーや再生可能エネルギー導入実践事例等の情報発信 ・県内をフィールドとした水素の利活用に向けた調査研究や実証事業の実施（市町村） ・温暖化対策に係る計画策定 ・省エネルギー活動の実践 ・再生可能エネルギーの率先導入 ・地域に根ざした再生可能エネルギーの導入支援 ・小水力発電導入の支援 ・地域における森林資源の循環利用の促進 ・木質バイオマス利用機器等の導入 ・造林や間伐等の森林整備の支援 ・水素の利活用に関する理解の増進、促進 ・燃料電池自動車等の水素関連製品の導入 ・水素の利活用に向けた調査研究や実証事業へのフィールド提供等の協力
--	--

7 科学・情報技術を活用できる基盤の強化

《関連するSDGsのゴール》



(1) イノベーションの創出に向けた研究開発の推進

- ・ものづくり産業や農林水産業をはじめとする各分野における課題解決を図るため、先端科学技術の成果の生産現場への導入を推進します。
- ・本県の多様な資源と技術を生かした研究シーズの創出・育成に向け、研究開発基盤の強化、資金支援、産学官金連携の取組を推進します。

(2) ICT利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上

- ・学識経験者やサービス提供事業者の知見を活用し、情報通信技術（ICT）を利活用した地域課題の解決に向けた取組を推進します。

- ・ 情報通信技術（ICT）の専門家を派遣することや、AI、ロボティクス¹¹¹、RPA¹¹²を活用した生産性向上や業務改善などの先進的な情報通信技術（ICT）利活用事例を普及、導入促進することにより、市町村や企業等の情報通信技術（ICT）を利活用した取組を支援します。
- ・ 最新の情報通信技術（ICT）の利活用事例を紹介するフェアの開催等による県民や企業等への普及啓発を行うとともに、大学等と連携した産業人材育成に向けたセミナー、研修会等の開催により情報通信技術（ICT）人材を育成する取組を推進します。

(3) 情報通信インフラの整備促進

- ・ インターネットの利用がパソコンからスマートフォン等のモバイル端末に移行していることから、通信事業者、市町村等と連携し、条件不利地域における携帯電話のサービスエリアの拡大を促進します。
- ・ 通信事業者への働きかけや国の支援制度の活用等により、超高速ブロードバンド¹¹³基盤の整備や地上デジタル放送の難視聴地域の解消等に向けた市町村の取組を支援します。

【KPI】

- 県の支援による科学技術に関する競争的資金獲得件数：〔2017年実績値 11件〕
- 市町村ICT利活用サービス開始数：〔2018年実績値 17件〕
- 携帯電話不感地域人口：〔2018年実績値 3,032人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術に対する理解の増進 ・ 情報通信技術（ICT）利活用に関する知識や技能の向上 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先端科学技術の生産現場等への導入 ・ 通信事業者単独及び補助事業による情報通信インフラの整備 ・ 情報通信技術（ICT）を利活用したサービスの提供、活用 ・ 情報通信技術（ICT）の利活用に関する住民への普及啓発 <p>(教育機関・産業支援機関等)</p>	<p>(研究機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発基盤の整備 ・ 先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発 ・ 新技術の研究開発 ・ 研究シーズの創出と育成 <p>(公設試験研究機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発基盤の整備 ・ 先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発を行う地域企業の支援 ・ 情報通信技術（ICT）を利活用した住
--	--

¹¹¹ ロボティクス：工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作及び運転に関する研究を行う。

¹¹² RPA：Robotic Process Automationの略。ホワイトカラーの単純な間接業務を自動化するテクノロジー。

¹¹³ 超高速ブロードバンド：ブロードバンドとは、広い周波数帯域を利用した、より高速・大容量な通信回線や通信方式のこと。超高速ブロードバンドは伝送速度が上りと下りの両方ともに「30Mビット/秒級以上の回線」。

<ul style="list-style-type: none"> ・産学官コーディネート活動の推進 ・国等の競争的外部資金獲得支援 ・知的財産の管理や活用支援 ・情報通信技術（ICT）人材の育成 	<p>民サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信インフラの整備 ・通信事業者への働きかけ ・情報通信インフラ整備に関する国への支援制度拡充の提言 ・情報通信技術（ICT）の利活用に関する住民への普及啓発
---	---

3-2 文化スポーツ振興戦略

《取組の方向》

- ・ 本県の文化芸術の魅力や世界遺産の普遍的価値等の発信に取り組むとともに、世界遺産の理解の増進による遺産の適切な保存管理・活用の推進や「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録及び「平泉の世界遺産」の拡張登録に向けて市町村や関係団体と連携して取り組みます。
- ・ 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実や、文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進に取り組みます。
- ・ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会や障がい者のスポーツへの参加機会の充実を図るとともに、スポーツを担う人材の育成に取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 本県には、「平泉の文化遺産」と「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産に加え、世界遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」や地域の誇りとなる歴史遺産が数多く存在しています。
- ・ 世界遺産の登録の目的である保存管理の重要性について、県民等の理解が深まるよう取組を進めるとともに、平泉文化をはじめ先端的な研究成果を広く各方面に発信し、学術文化交流の活性化と世界遺産の理解増進を図る必要があります。
- ・ 本県は、奥州藤原氏の時代に独自の文化を花開かせるなど多様な文化を育てており、ユネスコ¹¹⁴の無形文化遺産である早池峰神楽¹¹⁵や「来訪神¹¹⁶：仮面・仮装の神々」を構成する行事の一つである「吉浜のスネカ¹¹⁷」に代表される多様な民俗芸能などが地域で継承されているとともに、地域に根差した食文化などを守り、次世代に伝えようとする取組が各地で行われています。一方で、少子高齢化や進学期、就職期の若者の流出などにより、民俗芸能など地域の文化を継承する人材が減少し、文化芸術活動の担い手も高齢化しています。
- ・ 文化財は、地域の歴史を理解する上で貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となるものとして、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。
- ・ 東日本大震災津波の発災以降、被災地を支援する様々な文化芸術活動が行われてきましたが、今後も文化芸術を鑑賞する機会と、活動や発表の場を一層確保していく必要があります。

¹¹⁴ ユネスコ（UNESCO）：United Nations Educational Scientific and Cultural Organization（国際連合教育科学文化機関）の略。教育、科学及び文化の面での国際協力を目的とする国際連合の専門機関。

¹¹⁵ 早池峰神楽：花巻市大迫町に伝わる民俗芸能の神楽。昭和50年（1975年）の文化財保護法の改正によって制定された重要無形民俗文化財の第1回の指定を受け、平成21年（2009年）にユネスコの無形文化遺産に登録。

¹¹⁶ 来訪神：仮面・仮装の神々：正月など年の節目となる日に、仮面・仮装の異形の姿をした者が「来訪神」として家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事。平成30年（2018年）にユネスコ無形文化遺産に登録。

¹¹⁷ 吉浜のスネカ：大船渡市三陸町の吉浜地区に伝承されている来訪神の行事で、奇怪な面を着け、藁藁などをまとった「スネカ」と呼ばれる異装の者が、小正月（1月15日）の夜に地区内の家々を訪れて、怠け者や泣く子を戒める行事。

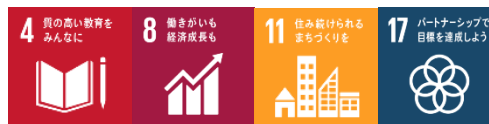
- ・ 岩手の様々なソフトパワーを生かした取組などを背景に、若者の多様な文化活動を更に活発にしていく必要があります。
 - ・ 本県では、ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により、スポーツへの関心が高まっている一方、年齢別に見て、働く世代のスポーツ実施率が低い傾向にあります。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブが県内26市町村に59クラブ設置され、地域で様々なスポーツ活動が実施されているとともに、県内に約700人いるスポーツ推進委員¹¹⁸が、住民のスポーツ活動をサポートしています。
 - ・ 障がい者スポーツを支える組織が、県域と市町村にそれぞれ1組織設置され、スポーツ教室や大会開催などの取組が進められています。
 - ・ 最先端のテクノロジーを用いて競い合う「超人スポーツ」をはじめ、従来のスポーツの枠を超えた様々な競技が展開されています。
-
- ・ 本県は、文化や文学、思想など多彩な分野で多くの優れた人物を育ててきた土壌があり、これを生かしていくことが求められています。
 - ・ 東日本大震災津波の発災以降、海外の芸術家による復興支援のための優れた文化芸術の鑑賞機会がありますが、幼少期から一流の文化芸術に触れる機会を提供するなど、本県の文化芸術を担う人材を更に育成する必要があります。
 - ・ 障がい者の文化芸術活動については、「アール・ブリュットいわて展」の開催など、県民の理解増進の取組を行っていますが、今後も障がい者が行う文化芸術活動を支援していく必要があります。
 - ・ 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を契機として、岩手のスポーツ力が高まっており、世界や全国で活躍する本県出身の選手が多数輩出されていますが、今後も、国際大会等で活躍するトップアスリートを育成するためには、最新の指導技術や戦術等を習得する指導者とともに、スポーツ医・科学的知見を有するアスレティックトレーナー等も含め、アスリートを支えるサポート人材を養成する必要があります。
 - ・ 2018平昌パラリンピックに本県ゆかりの選手が多数出場し、本県の障がい者スポーツのレベルは高まっており、障がい者スポーツに本格的に取り組む選手は増えつつありますが、更なる障がい者スポーツ選手の発掘・育成と介助者等を含めた競技活動へのサポートが求められています。
 - ・ 県民が日常的にスポーツに取り組み、スポーツを楽しむ機会を提供できるよう、地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員や、スポーツイベントの運営を担うボランティア等の様々なスポーツを支える人材が重要です。

¹¹⁸ スポーツ推進委員：市町村におけるスポーツの推進のため、事業実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導及びその他スポーツに関する指導・助言を行う者。

〔主な取組内容〕

1 世界遺産の保存と活用の推進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 世界遺産の新規・拡張登録の推進

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産への新規登録について、関係自治体と連携し、登録に向けた取組や適切な保存管理体制の構築を進めます。
- ・ 「平泉の文化遺産」の拡張登録について、柳之御所遺跡の調査研究の推進や、関連遺跡の調査等の支援など、拡張登録に向けた取組を進めます。

(2) 世界遺産の理解の増進による遺産の適切な保存管理・活用の推進

- ・ 本県が有する世界遺産を将来の世代へ継承していくため、世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進につながる児童生徒への教育活動や県民に向けた講演会等の取組を実施します。
- ・ 全ての人々に魅力のある世界遺産となるよう、住民生活と調和した遺産の保存管理と活用を進めます。

(3) 世界遺産の持つ新たな魅力の発信

- ・ 世界遺産等に対する保存管理意識を高め、興味・関心を持続させていくため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備し、価値を広く伝えるとともに、御所野遺跡、橋野鉄鉦山の既存施設と連携した取組を実施します。
- ・ 「平泉の文化遺産」をはじめとする世界遺産の情報発信力を強化するため、「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等を充実します。

(4) 世界遺産を活用した地域間交流の推進

- ・ 世界遺産を核とした3つの文化遺産のネットワーク（製鉄関連遺産群、平泉関連遺産群、縄文関連遺産群）を構築し、教育・学術研究・地域振興・観光を活性化させるための人的・文化的交流に取り組みます。
- ・ 世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し、地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備します。

【KPI】

- 「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕：〔2018年実績値 1,283人〕
- 講演会・フォーラム等参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 620人〕
- 文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕：〔2018年実績値ー〕

<多様な主体に期待される取組>

(県民・地域住民) ・世界遺産が持つ価値の理解と共有 ・世界遺産の保存管理と活用への参画 (企業等) ・世界遺産の保存・活用への活動に対する 財政支援、協働	(教育機関等) ・世界遺産の正しい価値の伝達のための教 育活動 ・世界遺産に関する研究の実施 (市町村) ・世界遺産の新規登録等の推進に係る遺跡 調査 ・世界遺産の適切な保存管理
---	--

2 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境づくりと交流の促進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信

- ・ 県民の伝統文化への理解促進を図るため、「岩手県民俗芸能フェスティバル」を開催し、本県が誇る民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場を確保します。
- ・ 民俗芸能団体の活性化を図るため、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの公演の機会を提供し、本県の民俗芸能の魅力や価値を県内外へ発信します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体等の活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。

(2) 民俗芸能など伝統文化を生かした交流の推進

- ・ 民俗芸能など伝統文化を生かした交流人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体と連携し、訪日外国人等向けに本県が誇る民俗芸能の魅力を発信するなど、観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 地域における「食の匠¹¹⁹」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を支援します。

(3) 様々な文化財などを活用した歴史への理解促進と情報発信

- ・ 本県出身の偉人や様々な文化財など、本県の歴史についての理解促進を図るため、「いわ

¹¹⁹ 食の匠：岩手県の食文化の発信活動を促進し、地域活性化を促すために、永年培われてきた郷土料理等の優れた技術を有する者を「食の匠」として認定する制度。

ての文化情報大事典」ホームページや、関連イベントの開催などにより、広く情報を発信します。

- ・ 本県の特徴的な文化資源である「妖怪文化」への理解促進と情報発信を図るため、「怪遺産」に関連する自治体と連携した取組を実施します。

(4) 様々な文化財などを活用した交流の推進

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニュー¹²⁰や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。

【K P I】

- 「岩手県民俗芸能フェスティバル」鑑賞者数〔累計〕：〔2018年実績値 980人〕
- 観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）：〔2018年実績値 3,501千人〕
- 「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数〔累計〕
：〔2018年実績値 471,363人〕
- 文化財保存活用地域計画を策定した市町村数〔累計〕：〔2019年実績値ー〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の歴史の理解 ・ 伝統文化継承活動への参画 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化継承活動への支援 ・ 伝統文化継承活動への参加に向けた環境の整備 ・ 開発行為における文化財保護法に基づく文化財保護 <p>(伝統文化活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化継承活動の取組実施、支援、情 	<p>(教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信 ・ 博物館等の社会教育施設の積極的な活用（市町村・市町村教育委員会） ・ 伝統文化継承活動の取組の推進、支援 ・ 改正文化財保護法に基づく、主体的な文化財保存活用地域計画の策定 ・ 文化財の調査・指定、保護・保存管理の指導、公開・活用 ・ 文化財等を活用した地域づくりの推進
---	---

¹²⁰ ユニークベニュー：歴史的建造物や公的空間など、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

報発信 (文化施設) ・鑑賞機会の提供 ・活動場所・成果発表機会の提供	
--	--

3 文化芸術の振興と、生涯を通じたスポーツを楽しむ機会の充実

《関連するSDGsのゴール》



(1) 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 本県の文化レベルの向上を図るため、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした海外との絆を生かしたコンサートを開催するとともに、国際音楽祭などの文化イベントを展開します。
- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページにおいて、県内の文化芸術に関する情報を国内外に向け広く提供します。
- ・ 多くの子どもたちに幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加、(公財)岩手県文化振興事業団や(一社)岩手県芸術文化協会等と連携した県内学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向け、文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら、若者を対象としたワークショップを開催するなど、県民の創作活動を支援します。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国際的評価の高い海外の音楽家との交流機会を提供し、海外で活躍する本県ゆかりのアーティストとの交流機会を創出します。
- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。
- ・ 文化芸術による復興の取組をより一層推進するため、三陸防災復興プロジェクト 2019 の開催を契機としたつながりなどを生かした取組を展開します。
- ・ 官民一体による文化芸術推進体制「岩手版アーツカウンシル」の構築により、文化芸術プ

プログラムの企画や実施、商品の創出に取り組むとともに、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成等に取り組みます。

(2) 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進

- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、本県ならではの文化について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や、学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

(3) 障がい者の文化芸術活動の推進

- ・ 県民のアール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

(4) ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実

- ・ 総合型地域スポーツクラブの活性化のため、クラブの創設・育成等を担う広域スポーツセンター¹²¹と連携し、運営の指導・助言等に取り組みます。
- ・ 地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員の資質向上を図るため、市町村等と連携し、研修・研究大会の実施などに取り組みます。
- ・ スポーツ・レクリエーションの普及のため、県スポーツ振興事業団等と連携し、各種教室、指導者育成等に取り組みます。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年代の運動習慣の定着や生活習慣病・介護予防等につながる健康づくりと体力向上のため、スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムを提供します。
- ・ あらゆる年代でスポーツへの参加機運の醸成を図るため、学校、地域、家庭等と連携し、運動習慣の定着化に向けた取組を幅広く展開します。
- ・ 県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県内のスポーツ施設の現状や県と市町村との役割分担、県民のニーズなどを踏まえ、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施します。
- ・ スポーツ医・科学の知見を生かした健康づくりや競技力向上等を図るため、(公財)岩手県体育協会、スポーツ関係団体、企業、大学等と連携した「いわてスポーツ推進プラットフォーム」を構築し、県内各広域圏へのサテライト設置により、スポーツを楽しむ環境の整備やスポーツ医・科学の強みを生かしたアスリート育成、県民の健康増進に向けた取組を推進するとともに、市町村と連携した特色あるスポーツ拠点づくりを推進します。

¹²¹ 広域スポーツセンター：各都道府県において広域市町村圏内の総合型スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う役割を担うもの。

- ・ 「いわてスポーツ推進プラットフォーム」にスポーツコミッション機能を備え、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大やスポーツビジネスの展開等による地域活性化を推進します。

(5) 障がい者スポーツへの参加機会の充実

- ・ 障がい者が身近な地域で自らの興味・関心、適性等に応じてスポーツを楽しむことができるよう、関係団体と連携し、障がい者対象のスポーツ大会やスポーツ教室の実施などに取り組みます。
- ・ 障がい者スポーツの理解促進のため、障がいのある人もない人も共に楽しむスポーツ教室の実施などに取り組みます。
- ・ 障がい者スポーツの一層の推進を図るため、関係機関と連携し、障がい者スポーツの推進組織の体制強化や設立に向けた支援に取り組みます。

(6) 岩手発の「超人スポーツ¹²²⁾」の創出等によるスポーツ参加機会の拡大

- ・ スポーツの概念及び捉え方の拡張を図り、スポーツをより身近なものとするため、関係団体、企業、大学等と幅広く連携し、若者を中心としたワークショップの開催などにより、自由な発想による岩手発の「超人スポーツ」の創出に取り組みます。
- ・ 年齢や身体能力、障がいの有無等に関わらず、県民一人ひとりがスポーツに取り組めるよう、スポーツをめぐる新しい動向などを踏まえながら、「超人スポーツ」の普及などに取り組むとともに、「eスポーツ¹²³⁾」などの可能性を研究していきます。

【K P I】

- 岩手芸術祭参加者数：〔2018年実績値 26,506人〕
- コミックいわてWEB訪問者数〔累計〕：〔2018年実績値 169,250人〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：〔2018年実績値 312件〕
- 総合型地域スポーツクラブ会員数（地区全戸加入を除く）〔累計〕：〔2018年実績値 12,744人〕
- 障がい者スポーツの教室・大会の参加人数〔累計〕：〔2018年実績値 3,041人〕
- 超人スポーツワークショップ参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 59人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動への参加、理解 ・ スポーツ活動への参加 	<p>(文化施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞機会の提供 ・ 活動場所・成果発表機会の提供
---	---

¹²²⁾ 超人スポーツ：人間の身体能力を補い拡張する人間拡張工学に基づき、人の身体能力を超える力を身に付け「人を超える」、あるいは、年齢や障がいなどの身体差により生じる「人と人のバリアを超える」、テクノロジーを自在に乗りこなし、競い合う「人機一体」の新たなスポーツ。

¹²³⁾ eスポーツ：electronic sports（エレクトロニック・スポーツ）の略称で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術・スポーツ活動への支援 ・文化芸術・スポーツ活動への参加に向けた環境の整備 <p>(文化芸術活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信 <p>(スポーツ関係団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関係団体及び組織体制の強化 ・生涯スポーツ、障がい者スポーツの推進 	<p>(教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信 ・運動習慣の定着に向けた取組の推進 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の取組推進、支援、情報提供 ・スポーツイベント等の開催 ・スポーツ活動への住民の参加促進 ・スポーツ環境の整備 ・障がい者スポーツの理解促進
---	---

4 文化芸術・スポーツを担う人材の育成

《関連するSDGsのゴール》



(1) 文化芸術活動を担う人材の育成

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野への拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 多くの子どもたちに幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加、(公財)岩手県文化振興事業団や(一社)岩手県芸術文化協会等と連携した県内学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら、若者を対象としたワークショップを開催するなど、県民の創作活動を支援します。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国際的評価の高い海外の音楽家との交流機会を提供し、海外で活躍する本県ゆかりのアーティストとの交流機会を創出します。
- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

(2) 文化芸術活動を支える人材の育成

- ・ 団体、企業、行政等が一体となって文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、活動者と鑑賞者、それぞれの希望やニーズをマッチングさせ、交流の場を提案する人材のネットワー

クを形成します。

- ・ 県民が県内各地域において積極的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図るため、アートマネジメント研修を実施します。
- ・ 公演や作品等の企画・制作、調査・研究、営業、広報等の高いスキルを有する専門的人材であるアートマネージャーの設置・派遣等により、県内各地における特色ある文化芸術のまちづくりや地域の文化芸術を支える人材育成を推進します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。

(3) アスリートの競技力の向上

- ・ 世界で活躍する次世代アスリートを輩出するため、県内競技団体、(独法)日本スポーツ振興センター、(公財)日本オリンピック委員会等と連携し、スーパーキッズの発掘・育成など中長期的な視点に立ったジュニア期からの競技力向上を学校との協力により取り組みます。
- ・ 本県トップアスリートのスポーツ活動を支えるため、大会参加や強化合宿等に係る活動の支援に取り組むとともに、アスリートの県内定着を図るため、就職マッチング等を実施します。

(4) 障がい者アスリートの競技力の向上

- ・ 障がい者スポーツ選手の発掘・育成のため、関係団体と連携し、競技体験会や強化練習会の実施などに取り組みます。
- ・ パラリンピック等の国際大会やジャパンパラ競技大会等で活躍するトップアスリートを輩出するため、大会参加や強化合宿等に係る活動の支援に取り組みます。

(5) スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上

- ・ 本県の競技力向上を効果的かつ効率的に図るため、障がい者を含むアスリートの体力測定等で得られたデータをもとに、個々に適した科学的なトレーニングメニュー等の提供に取り組みます。
- ・ アスリートのセルフマネジメント能力を高めるため、コンディショニング、スポーツ栄養、スポーツメンタル等のスポーツ医・科学的な知識の提供に取り組みます。

(6) スポーツ活動を支える指導者等の養成

- ・ アスリートの競技力向上を担う指導者の資質向上を図るため、関係団体と連携し、全国トップレベルの優秀な指導者による研修の実施や本県トップコーチの中央研修への参加等の支援に取り組みます。
- ・ 障がい者のスポーツ活動を担う指導者の育成のため、関係団体と連携し、専門的知識や実技等を習得する研修の実施などに取り組みます。
- ・ アスリートの育成や活動を支えるアスレティックトレーナー等のサポート人材や、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の組織運営を担う人材を育成するため、専門的な研修の実

施などに取り組みます。

- ・ 地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員や（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等の資質向上を図るため、関係団体と連携した研修等の実施などに取り組むとともに、地域のスポーツイベントの活性化を図るため、関係団体と連携し、ボランティアの活動を促

【K P I】

- 岩手芸術祭への出展数〔累計〕：〔2018年実績値 1,315 件〕
- アートマネジメント研修参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 55 人〕
- 本県関係選手の日本代表選出数〔累計〕：〔2018年実績値 30 人〕
- ジャパンパラ競技大会出場選手：〔2018年実績値 7 人〕
- スポーツ医・科学サポート団体数〔累計〕：〔2018年実績値 91 団体〕
- スポーツ推進委員研修会参加率：〔2018年実績値 43.6%〕

進めます。

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材としての参加、理解 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組への支援、協働・ アスリートや指導者、サポート人材の活動支援 <p>(文化芸術活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術を担う人材、支える人材育成の取組実施、支援、情報発信 <p>(スポーツ関係団体)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係団体相互の連携システムの構築・ アスリートや指導者、サポート人材等の育成・ 競技力向上事業の実施	<p>(教育機関)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術を担う人材育成の取組実施、支援、情報発信・ 次世代アスリートの発掘・育成の支援 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組の推進、支援、情報提供・ 文化芸術活動やスポーツ活動を支える人材の育成
---	---

3-3 若者・女性活躍支援戦略

《取組の方向》

- ・ 男女平等や多様な性について理解し、尊重し合う社会となるよう、幅広い世代への意識啓発に取り組むとともに、関係機関の協力・連携による配偶者暴力防止対策を推進します。
- ・ 若者の交流やネットワークづくり、活動を発信する場の提供を通じた若者の活動の支援に取り組むとともに、今後の若者活躍プラットフォームのあり方について検討を進めます。
- ・ 女性の職業生活における活躍を推進するため、業種を越えた活躍する女性のネットワークづくりや起業支援に取り組むとともに、仕事と子育ての両立支援など子育てにやさしい職場環境づくりに取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 少子高齢化・人口減少が進んでおり、若者や女性の更なる活躍が期待されています。
- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興に当たり、あらゆる場面で多くの女性が主体的に活動する姿が見られ、また、多くの若者が、まちづくり、NPOやボランティア活動などに参画し、復旧・復興に大きな力を発揮しています。
- ・ 平成 27 年（2015 年）の国勢調査によると、本県の女性の年齢別労働力人口の割合は、15～19 歳を除く全ての年代において全国平均を上回っています。
- ・ 平成 30 年度（2018 年度）の県民意識調査によると、「社会全体として男性の方が優遇されている」と感じている割合が 69.2%と依然として高い状況にあります。
また、同調査で「女性が働きやすい状況にある」との回答は 4 割に達していない状況であり、誰もが働きやすい環境をつくる必要があります。
- ・ 令和元年（2019 年）に一部改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、常時雇用する労働者が 100 人を超える企業は、一般事業主行動計画の策定が義務付けられていますが、努力義務とされる常時雇用する労働者が 100 人以下の企業における取組が課題となっています。
- ・ L G B T¹²⁴など性的指向や性自認に関する世の中の関心が高まり、相談件数も増加していることから、不安や悩みを抱えている誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- ・ 若者の地元志向は強いものの、進学期、就職期の若者の転出による社会減が続いており、多様な分野で若者が活躍できる環境づくりが必要です。
- ・ 平成 30 年度（2018 年度）の配偶者暴力相談支援センター12 箇所における相談件数は 1,762 件で、配偶者等からの暴力の問題が顕在化しており、その減少に向けた取組が必要です。

¹²⁴ L G B T：性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)、G：男性の同性愛者(Gay：ゲイ)、B：両性愛者(Bisexual：バイセクシャル)、T：こころの性とからだの性と不一致(Transgender：トランスジェンダー)。

〔主な取組内容〕

1 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

《関連するSDGsのゴール》



(1) 男女共同参画等の推進

- 男女平等や多様な性について理解し尊重するための教育・学習の機会を充実させるとともに、地域等において男女共同参画を推進する人材の養成や活動支援を行います。また、表彰の実施等により男女共同参画の推進に向けた機運の醸成を図ります。
- 復興や防災、地域の課題解決に向けた活動が男女共同参画の視点で行われるよう、女性登用の推進や、普及啓発などを行うとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。
- LGBTなど性的指向や性自認を理由として困難を抱えている方の相談窓口を設置するとともに、出前講座等の実施により県民への理解を深めます。
- ひとり親家庭等に対して、相談や就労支援等による支援に取り組みます。
- 国や市町村等と連携した教育・啓発、相談・安全確保体制の充実などによる暴力を防ぐ環境づくりや被害者の自立支援などの充実に取り組みます。
- 配偶者間だけでなく、交際している男女間の暴力、いわゆるデートDV問題についても、出前講座の開催等による啓発に取り組みます。

【KPI】

- 男女共同参画フェスティバル参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 812人〕
- 審議会等委員に占める女性の割合：〔2018年実績値 37.4%〕
- DV相談員研修会の参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 67人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における男女平等の推進 男女の対等なパートナーシップに向けた意識改革 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場における男女の対等なパートナーシップの意識改革 	<p>(関係機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女平等や多様な性について理解し尊重するための教育の推進 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民への意識啓発・広報 審議会等委員への積極的な女性登用 各種まちづくり事業の企画運営における男女共同参画の視点の導入 配偶者等からの暴力被害者への相談対応と防止に向けた意識啓発
--	---

2 若者の活躍支援

《関連するSDGsのゴール》



(1) 若者間のネットワーク構築の促進

- ・ 若者が地域の課題解決を目指して、自由な発想で考え、話し合い、次への活動につなげられるよう、地域づくり、ボランティア、起業、文化等の多様な分野で活躍する若者の交流促進を図り、若者同士のネットワークづくりの支援に取り組みます。

(2) 若者の活躍を支援する仕組みの充実

- ・ 若者の活動を支えるキーパーソンによる支援や助言の充実を図りながら、関係団体との連携により分野横断的な支援を強化するとともに、今後の若者活躍プラットフォーム（拠点）のあり方について検討を進めます。
- ・ 様々な活動を行っている若者の情報発信などにより、活動意欲のある若者の活動参加を促進します。
- ・ 復興や地域づくり等に関し、若者が活躍し、自己実現を果たすことができる社会となるよう、若者団体が実施する地域課題の解決や地域の元気創出に資する取組を支援します。
- ・ 新しいアイデアを創出し、地域をけん引する若者の人材育成や県内学卒者等の地元定着につながるよう、若者の主体的な活動の活性化を進めます。

【KPI】

- いわて若者交流ポータルサイト登録団体数〔累計〕：〔2018年実績値 63 団体〕
- いわて若者会議参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 230 人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が得意とする分野での若者による取組の実施 ・ 若者の取組のサポート 	<p>(関係機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の多様な取組への支援の充実・強化 (市町村) ・ 住民への意識啓発・広報
---	--

3 女性の活躍支援

《関連するSDGsのゴール》



(1) 女性のネットワーク構築の促進

- 女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の職業能力開発や就業支援などを行うとともに、関係団体と緊密に連携し、情報共有や意見交換を行うなど業種を越えた活躍する女性のネットワークづくりを進めます。

(2) 女性の起業支援

- 新たなビジネスにチャレンジし、活躍している女性を広く紹介するなど、女性の発想や視点を生かした起業を支援します。

(3) 女性の活躍推進のための環境づくり

- いわて女性活躍推進員の配置により、いわて女性活躍企業等認定制度を更に普及するなど、女性が活躍できる職場環境づくりを促進します。
- 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正などの働き方の改善に取り組み、魅力ある職場環境づくりを進めます。
- 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、出前講座などにより意識啓発を行います。
- 政策・方針決定過程への男女共同参画を図るため、県の審議会等において女性委員の登用を推進するとともに、女性のキャリア形成などを支援する研修会を開催します。

【KPI】

- えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数（社）〔累計〕：〔2018年実績値 86社〕
- 女性のエンパワーメント研修（ロールモデル提供事業）受講者数〔累計〕：〔2018年実績値 277人〕
- 経営者研修受講者数〔累計〕：〔2018年実績値 340人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するための就労環境の整備 <p>(関係機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の創業支援の充実・強化 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民への意識啓発・広報 子育て支援サービスの充実
---	--

3-4 保健・医療・福祉充実戦略

《取組の方向》

- ・ 本県のがん、脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率は減少傾向にあるものの全国平均を上回っていることから、県民や関係機関・団体などと一体となった取組の更なる充実を図っていきます。
- ・ 自殺予防に関わる人材の養成や自殺リスクの高い方への取組を重点的に行うなど、官民一体となった自殺対策の推進に取り組みます。
- ・ 高齢化の進展により増大する医療、福祉・介護需要に対応した人材の確保、定着、育成に取り組みます。
- ・ 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築と推進に向けて、市町村における取組への支援や、介護サービス基盤の整備への支援に取り組みます。
- ・ 生活保護受給者や生活困窮者に対し、本人が抱える課題や意向に応じた多様な働き方を示して就労を促すなど、自立に向けた支援に取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 平成 28 年（2016 年）における本県の健康寿命は、3 年に 1 度の国民生活基礎調査（大規模調査）の結果をもとに、日常生活に制限のない期間の平均で算定したものでは、男性が 71.85 年（全国 28 位）、女性が 74.46 年（全国 34 位）となっています。
また、日常生活動作が自立している期間の平均から算定した健康寿命（平均自立期間）は、男性 79.32 年、女性 83.96 年となっています。
- ・ 本県のがん、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率は全国高位となっており、望ましい食生活の実践、運動等による身体機能の維持や各種検診等の受診率の向上等、ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりの推進が必要です。
- ・ 精神疾患に対する誤解や偏見は依然として強く、精神疾患の正しい知識の普及や相談窓口の周知が必要です。
- ・ 本県の自殺者数は年々減少傾向にあるものの、平成 30 年（2018 年）の自殺者数は 253 人で、人口 10 万人当たりの自殺死亡率 20.5 は全国 3 位となっています。
- ・ 令和 7 年（2025）年には団塊の世代が 75 歳以上となるなど、高齢化に伴って医療・介護ニーズがピークを迎えることが予測されています。
- ・ 本県の人口 10 万人当たりの医師数は全国と比較して低い水準（全国第 42 位）にあり、医師の地域偏在の問題や、産科や小児科などの特定診療科の医師不足が続いていますが、奨学金養成医師のキャリア形成に配慮したきめ細かな配置調整等の仕組みが整備され、公的医療機関への医師の配置が進められています。
- ・ 県内の就業看護職員数は順調に増加しているものの、高齢化の進展や医療の高度化等に伴う看

護職員の需要の高まりにより看護職員不足が続くことが見込まれています。

- ・ 県立病院ネットワークによる二次医療圏¹²⁵ごとの基幹病院の整備など、医療機関の機能と役割分担に応じた地域医療連携体制が整備されています。

また、全ての保健医療圏域へのがん診療連携拠点病院の整備や小児医療遠隔支援システムの運用など専門医療・高度医療を効率的に提供する体制が整備されています。

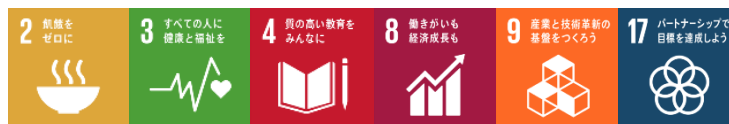
- ・ 医師をはじめとした医療従事者の負担を軽減するため、医療機関の役割分担など県民の適切な受診行動につながる医療に関する知識の普及を更に推進していく必要があります。
- ・ 本県は、高齢化率が平成 27 年（2015 年）の 30.2%から令和 7 年（2025 年）には 35%に上昇するなど全国を上回るペースで高齢化が進行することが推計されており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、介護を要する高齢者の増加が見込まれます。
- ・ 地域福祉を総合的に推進するため「市町村地域福祉計画」の策定が進められ、生活困窮者を対象とした相談支援や就労支援などの包括的な支援や、医療、介護、生活支援等のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、障がい者の地域移行を推進する地域自立支援協議会の体制が強化されています。
- ・ 障がい者一人ひとりが地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう、障がい福祉サービスや相談支援体制を整備するとともに、地域生活支援事業の充実を図る必要があります。
- ・ 災害発生時において、高齢者や障がい者などの自ら避難することが困難な者が適切に避難できるように、取組を更に充実させる必要があります。
- ・ 高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かし、生活支援サービスの担い手となるなど、地域社会の「支え手」として健康で意欲を持ちながら活躍することが期待されます。
- ・ 介護を要する高齢者の増加が見込まれる中、介護サービスの担い手である介護人材が不足していることから、人材確保の取組をより一層充実していく必要があります。

¹²⁵ 二次医療圏：入院を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するための圏域。

〔主な取組内容〕

1 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

- ・ 食生活や運動習慣、喫煙等の生活習慣を改善し、健康的な生活ができるよう、「健康いわて 21 プラン」に基づき、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施し、県民の健康づくりの取組を支援するほか、受動喫煙防止対策等の取組を進めます。
- ・ がん等の生活習慣病予防に関する正しい知識や意識啓発、受診勧奨の強化などにより、がん検診及び特定健康診査¹²⁶受診率の向上に努め、早期発見・早期治療を図ります。
- ・ 脳卒中死亡率ワースト1からの脱却と、健康寿命の延伸を図るため、岩手県脳卒中予防県民会議の参画団体・企業等と連携し、官民が一体となって脳卒中予防や健康増進対策に取り組めます。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するため、市町村等と連携し、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に取り組むほか、有病者に対する重症化予防のための支援を進めます。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年代の運動習慣の定着や生活習慣病・介護予防等につながる健康づくりと体力向上のため、スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムを提供します。
- ・ 健康的な食事推進マスターの養成や、団体・企業等と連携した減塩対策等の取組を進めるほか、近年、健康増進の観点から注目されている県産農林水産物の機能性成分について、試験研究機関や民間企業等による研究、商品開発を進めます。
- ・ 健康経営の取組の促進などにより、いきいきと働き続けるための健康づくりに取り組めます。
- ・ 高齢者のフレイル等の虚弱な状況の早期発見及びそのサポート体制を整備するなど、介護予防の充実を進めます。
- ・ いわて健康データウェアハウス¹²⁷及び保健医療データの集計・分析等の充実により、地域の健康課題の「見える化」を進め、市町村等の健康づくりの取組を支援します。
- ・ 予防・健康づくりを推進するため、脳卒中など個別疾患に関するデータを抽出するシステムの構築に取り組めます。
- ・ 脳卒中などの発症予防、再発予防、後遺症対策への情報利用の促進や、他疾患へのシステ

¹²⁶ 特定健康診査：医療保険に加入する40歳から74歳の被保険者及び被扶養者に対し、メタボリックシンドロームを早期に発見するために行う健診。

¹²⁷ いわて健康データウェアハウス：本県における特定健康診査や生活習慣病に係る県民の健康データを集積・分析し、県民の健康課題を明らかにすることを目的としたデータシステム。

ム応用に取り組みます。

- ・ 全国保健医療情報ネットワークの動きと連動し、岩手県版医療ビッグデータ連携基盤の構築に取り組みます。
- ・ 健康・医療・介護サービスがつながり、連携することにより、健康寿命の延伸に向けた医療・介護等の分析を実施します。
- ・ 電子カルテや各種レセプト、健診結果等のデータに加え、ウェアラブル端末¹²⁸からのバイタルサインや行動記録、自己登録情報（食事メニュー等）を集約したビッグデータをAIを用いて解析します。
- ・ 個人の健康状態や服薬履歴等を本人・家族・保険者等が把握し、日常生活の改善や健康経営の実践などを行うことにより、健康づくりを推進します。
- ・ 医療・介護サービスの組み合わせや利用量から「どれくらい生きたか」だけでなく、「どれくらい元気で暮らせたか」を治療効果として確認し、有効な治療や保健指導などを実施

(2) こころの健康づくりの推進

- ・ 精神保健福祉大会や家族教室など、県民が精神疾患に関する正しい知識を学ぶ機会を提供します。
- ・ こころの健康相談のほか、依存症、ひきこもり、災害時ストレスその他の専門的な相談に応じ、相談者が抱えるこころの問題の解決を支援します。
- ・ こころの健康づくりを支援する職員の資質向上を図る研修機会を提供します。

(3) 自殺対策の推進

- ・ 県内全ての地域において、人材育成をはじめとする包括的な自殺対策プログラムを実践します。
- ・ 高齢者、生活困窮者、働き盛り世代等、それぞれの対象に応じた自殺対策を進めます。
- ・ 自死遺族¹²⁹の心身の負担を軽減できるよう、自死遺族交流会の開催や個別の相談対応等により、支援の充実を図ります。
- ・ 社会資源や医療資源の整備状況、産業構造、人口密度等、各地域の特性に応じた自殺対策を進めます。
- ・ 自殺対策推進協議会等における官民一体となった総合的な自殺対策を進めます。

【K P I】

- 健康寿命（平均自立期間）：〔2016年実績値 男性 79.32年 女性 83.96年〕
- 岩手県精神保健福祉大会参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 715人〕
- 自殺者数（10万人当たり）：〔2018年実績値 20.5人〕

¹²⁸ ウェアラブル端末：着用できるコンピュータ。衣服状や腕時計状などで身につけたまま利用できるもの。

¹²⁹ 本戦略では、原則として法律等で用いられている「自殺」を使用していますが、遺族等への支援に関する分野では、遺された方々の心情等を考慮し「自死」を使用しています。

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの生活習慣改善 ・健診等の積極的な受診 ・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動の参画 ・住民相互の支え合い <p>(団体・企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動の参画 ・労働安全衛生の観点からの支援 ・健康経営の取組の推進 ・こころの健康問題の普及啓発 ・傾聴ボランティア等による相談支援 ・県産農林水産物の機能性成分を活用した研究、商品開発 	<p>(医療機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の健康づくりの取組の支援 ・医療機関の役割分担と連携の推進 ・自殺予防に資する教育、普及啓発 ・職場におけるメンタルヘルス対策(学校) ・児童・生徒の健康増進 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健診等や健康教育、普及啓発 ・住民に対する個別支援、保健指導の実施 ・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進 ・自殺対策の普及啓発、相談支援、要支援者への早期対応、住民組織の育成及び支援
--	---

2 必要に応じた医療を受けることができる体制の充実

《関連するSDGsのゴール》



(1) 医療を担う人づくり

- ・ 岩手県医師確保対策アクションプランに基づき、女性医師が働きやすい環境整備、病院勤務医の勤務環境の改善や負担軽減などの取組を進めるとともに、地域医療支援センター¹³⁰の活用等により、医師養成や臨床研修の体制の充実を進め、医師の確保と県内への定着を図ります。
- ・ 医師養成事業による養成医師の医師不足地域への計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などによって、医師の地域偏在・診療科偏在の改善に取り組みます。
また、国などに対して偏在解消につながる新たな制度の構築に向けた働きかけや情報発信を行います。
- ・ 被災地域を含む地域病院への即戦力医師の招聘を推進します。
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、新卒者の県内就業率の向上や離職防止、Uターンの促進などの取組を進め、看護職員の確保と県内への定着を図るほか、復職を

¹³⁰ 地域医療支援センター：医師のキャリア形成支援と医師不足医療機関への支援等を一体的に行う機関。

希望する看護職員や歯科衛生士の再就業支援などにより医療関係従事者の確保に取り組みます。

- ・ 新人看護職員研修体制の充実や特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師等の育成を支援し、看護の質の向上を図ります。
また、今後の在宅医療のニーズの増加に対応して、高度な医学知識と技術を習得し、医師等があらかじめ作成した手順書に基づき「特定行為¹³¹⁾」を行うことができる看護師の計画的な育成に取り組みます。

(2) 質の高い医療が受けられる体制の整備

- ・ 病院における病床機能の分化と連携や、診療所や病院など医療機関の機能分担と連携を促進します。
- ・ 高度・専門・救急医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の機能強化の支援、小児救急医療対策の充実及び救命救急センターへの支援を進めるほか、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航に取り組みます。
- ・ リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターの機能強化や、「周産期医療情報ネットワーク」などの情報通信技術（ICT）等の活用による周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
- ・ 災害時において必要な医療を提供するため、災害拠点病院等の耐震化及び教育研修や訓練による災害時の対応力の向上に取り組むほか、災害医療コーディネーター¹³²⁾の活用やDMAT¹³³⁾等各医療支援チーム等の活動調整機能の強化に取り組みます。
- ・ 情報通信機器を活用した画像診断など、遠隔地からの専門医師による診療支援に取り組みます。
- ・ 県民も医療の担い手であるという意識のもと、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた受診行動を喚起するなど、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを進めます。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、必要な医療提供体制を整備するため、市町村による在宅医療連携拠点の設置運営を支援するとともに、在宅医療と介護の連携を進める人材を育成します。
また、二次医療圏において医療と介護の情報を効率的に共有する地域医療情報ネットワークの構築を支援します。

【K P I】

- 病院勤務医師数（人口 10 万人当たり）〔累計〕：〔2016 年実績値 130.6 人〕
- 小児医療遠隔支援システム利用回数：〔2018 年実績値 187 回〕

¹³¹⁾ 特定行為：診療の補助のうち、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為。

¹³²⁾ 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受入れ調整などの業務を行う者。

¹³³⁾ DMAT：Disaster Medical Assistance Teamの略。災害の発生直後の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つこと、医療情報の適切な活用 ・症状や医療機関の役割に応じた適切な受診 ・地域医療を支える県民運動の取組 <p>(団体・企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村と協力した医療機能の分化と連携の推進 ・地域医療を支える県民運動の取組 <p>(医療機関、高等教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な医療サービスの提供 ・医療機関の役割分担と連携の推進 ・専門医療、高度医療の提供等 ・医療人材の育成、離職防止の取組 ・新卒者の県内就業促進 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の健康増進 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・在宅医療・介護連携体制の構築 ・地域医療を支える県民運動の取組
---	---

3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

- ・ 身近な地域で保健・福祉に関する相談や支援を一体的に受けられるよう、市町村における、様々な福祉課題に対応する総合相談窓口の整備や、年齢や障がいの有無によらず必要な支援が包括的に提供される支援体制づくりを促進します。
- ・ 市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、地域の多様な福祉ニーズに対応する地域福祉活動コーディネーター¹³⁴や、地域福祉活動の担い手となる福祉ボランティアを育成します。
また、福祉学習など地域を支える人づくりを進め、住民同士の見守りやボランティア活動など、住民相互に生活を支え合う仕組みづくりを促進します。
- ・ 様々な人々の社会参加を進める「ひとにやさしいまちづくり」に向け、ユニバーサルデザ

¹³⁴ 地域福祉活動コーディネーター：地域の生活・福祉課題や支援が必要な人のニーズなどに対応して、地域の社会資源を活用・調整・開発し、必要な支援を構築する活動を行う者。

インに対応した公共的施設の情報提供を行う電子マップやひとにやさしい駐車場利用証制度の充実を図るとともに、NPO法人等民間団体の活動を支援しながら、普及啓発や人材育成に取り組みます。

(2) みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備

- 生活困窮者自立相談支援機関¹³⁵を中核とした地域における関係機関等の連携体制を強化し、相談支援や就労支援など生活困窮者に対する包括的支援の充実を図ります。
- 高齢者や障がい者等の判断能力や生活状況を踏まえた権利擁護を行うため、市町村や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度¹³⁶や日常生活自立支援事業¹³⁷など各地域における支援の枠組みを総合的に整備します。
- 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定や福祉避難所の運営体制の充実などの取組を支援するほか、災害時に備え、災害派遣福祉チームの派遣体制の強化や防災ボランティアの受入体制の構築などを進めます。

(3) 地域包括ケアのまちづくり

- 高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験・知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動等の社会貢献活動への参加を促進します。
- 高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加を促進し、活動の活発化を促すため、活動事例の紹介や各種情報提供などの支援を行います。
- 介護予防に資する住民主体による通いの場の創出や、リハビリテーション専門職等の参画による介護予防の機能強化を支援し、高齢者の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある、効果的な介護予防の取組を促進して、健康寿命の延伸を図ります。
- 介護や生活支援等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を支援します。
- 医療と介護が一体的に、切れ目なく提供され、自宅や介護施設などでその人らしく生活でき、最期を迎えることができる医療・介護の提供体制の構築を促進します。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族への支援を行います。

また、認知症疾患医療センター¹³⁸を中心とする専門的な医療体制の強化や、必要な介護サービス基盤の充実などに取り組みます。

(4) 介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備

- 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉

¹³⁵ 生活困窮者自立相談支援機関：生活保護に至る前の段階の生活困窮者からの相談を受け、自立に向けた支援を行う機関。

¹³⁶ 成年後見制度：判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度。

¹³⁷ 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

¹³⁸ 認知症疾患医療センター：都道府県及び指定都市により認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関。

施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進します。

- ・ 質の高いサービスが提供されるよう、研修等を充実し、介護職員の資質の向上を図るとともに、介護サービス事業者の育成を図ります。
- ・ 高齢者の住まいの安心を確保するため、高齢者の多様なニーズに応えることのできる住まいの拡充や、住宅のバリアフリー化を促進します。

(5) 障がい者が安心して生活できる環境の整備

- ・ 障がいについての理解を促進するとともに、障がい者に対する不利益な取扱いの解消や虐待の防止を図るため、県民や事業者等への普及啓発活動及び相談窓口職員の対応力強化に向けた取組を進めます。
- ・ 全ての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活できるよう、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

(6) 障がい者の社会参加の促進

- ・ 障がい者の充実した余暇活動や社会参加を支援するため、情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、福祉的就労の場の拡充を図ります。
- ・ 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。
- ・ 第1次産業が盛んである本県の特徴を生かし、関係機関・団体との連携により、農林水産分野における障がい者の就労を促進します。
- ・ 障がいの態様に応じた多様な訓練を実施し、障がい者の就職を支援します。

(7) 福祉人材の育成・確保

- ・ いわて福祉コンソーシアムを構成する大学、福祉関係機関・団体との役割分担のもと、各種研修等を通じ、社会福祉の援助技術や介護、保育、心理などの専門的知識・技術を有し、利用者の視点に立ったサービス提供を行うことができる福祉・介護人材の育成に取り組みます。

また、福祉サービスの中核を担う社会福祉士、介護福祉士を育成するため、介護福祉士等修学資金貸付金により、修学を支援します。

- ・ 増大する介護ニーズや待機児童の解消に対応するため、大学、養成施設、福祉関係機関と連携し介護職員や保育士等の育成を図るとともに、潜在有資格者の再就職支援や介護未経験者等の多様な人材の確保に取り組みます。

- ・ 介護職員の離職を防止し定着を図るため、労働環境や処遇の改善を図ります。また、介護職員の負担軽減のため、介護ロボットや情報通信技術（ICT）の活用の普及を図ります。

【K P I】

- ひとにやさしい駐車場利用制度駐車場区画数：〔2017年実績値 988 区画〕
- 生活困窮者自立支援制度新規相談件数のうちプランを作成した割合：〔2017年実績値 28.3%〕
- 元気な高齢者割合：〔2018年実績値 98.92%〕
- 主任介護支援専門員研修修了者数〔累計〕：〔2018年実績値 1,148 人〕
- 障がい者の不利益取扱に対応する相談窓口職員研修受講者数：〔2018年実績値 62 人〕
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣件数：〔2018年実績値 179 件〕
- キャリア支援員が介在し介護の職場に就職した人数：〔2018年実績値 191 人〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村の各種計画策定や政策形成への参画 ・ 住民相互の身近な支え合いへの参加 ・ 地域の生活支援等への参加、協力 ・ ボランティア活動への参加、協力 ・ 障がい者に対する不利益な取扱いの解消(事業者) ・ 地域福祉活動の取組・支援 ・ 地域包括ケアシステムを担う人材の育成 ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づく事業展開 ・ 介護・福祉サービス基盤の整備と質の高いサービスの提供 ・ 事業従事者の確保・育成・定着 ・ 利用者の権利擁護の推進 ・ 高齢者の見守り活動への参加 ・ 被災者を対象とする生活相談等や見守り活動等の推進 ・ 災害派遣福祉チームへの参画 ・ 農林水産分野における障がい者の就労に向けた取組の推進 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種市町村計画の策定・推進 ・ 相談支援機能の強化など包括的支援体制の整備 ・ 介護・福祉を担う人材の確保等 ・ 生活困窮者に対する相談支援や就労支援などの包括的支援 ・ 保健・医療・介護・福祉の各関係機関との連携強化 ・ 住民相互の身近な支え合いや地域における生活支援、介護予防等の仕組みづくりの推進 ・ 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進 ・ 介護サービスの質の確保に向けた事業者指導 ・ 介護・福祉サービス基盤の計画的な整備 ・ 地域自立支援協議会を中核とした障がい者の支援体制の充実 ・ 障がいについての理解の促進等 ・ 成年後見制度利用促進計画の策定 ・ 災害に備えた取組推進と災害時の避難行
--	---

<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの育成・活動の推進 ・ 地域包括ケアシステムへの参画 ・ 専門的知識・技術を有する福祉人材の育成 ・ 地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働 ・ 被災者を対象とする生活相談等や安否・見守り活動の推進 ・ 災害派遣福祉チーム派遣体制整備等の推進 ・ 障がい者の社会活動への参加支援 	<p>動要支援者等の的確な避難支援</p>
--	-----------------------

3-5 ふるさとの未来を担う人づくり戦略

《取組の方向》

- ・ 岩手県の将来を担う子どもたちが郷土愛を育み、課題解決能力や国際的な視野を持って、地域や世界で活躍できる教育を進めます。
- ・ 高等教育機関等と連携し、若者の地元定着、雇用創出につながる取組を進めます。
- ・ さらに、地域をけん引する人材や産業を担う人材の育成を進めるとともに、誰もが生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりを進めます。

〔現状と課題〕

- ・ 複雑で予測困難な時代の中で、児童生徒が未来を切り拓いていくための「生きる力」を身に付けることが求められており、「主体的・対話的で深い学び」の推進をはじめとする学びのあり方の更なる改善が必要となっています。
- ・ 児童生徒自らが希望する進路を実現できる環境を整備し、主体的に未来を開拓する多様な人材を育成する必要があります。
- ・ 児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒や、いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合が増加しており、こうした傾向を更に高めていく必要があります。
- ・ 本県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向にあることから、生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。
- ・ 児童生徒の豊かな情操や感性の醸成などに向け、学校における文化部活動や文化芸術鑑賞などが広く行われていますが、郷土の伝統芸能を含めた優れた文化芸術に触れる機会を更に充実させる必要があります。
- ・ 選挙権年齢や成年年齢の引下げに伴い、児童生徒に対し、自立した社会人として、他者と連携・協働しながら社会を形成する力や、社会生活において合理的に意思決定できる力を育成することが求められています。
- ・ 児童生徒の一週間の総運動時間や体力合計点、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合は全国平均を上回っている一方で、肥満傾向の児童生徒の割合が全国平均を上回っています。
また、運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向が見られます。
- ・ 部活動は、生徒の多様な学びの場としての重要な意義を持つ一方で、長時間練習や教職員の多忙化などの弊害も指摘されており、適切な部活動を推進していくとともに、地域での受け皿となる総合型地域スポーツクラブ等との連携を図っていく必要があります。
また、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いたり、部活動への参加を義務付けたりすることがないよう留意するとともに、体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶に向けた取組を徹底する必要があります。

- ・ 生活習慣が多様化する中で、偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れや、スマートフォン等の過度な利用による睡眠時間の不足などが心身に影響を及ぼしており、生涯の健康を支える力の育成が必要です。
- ・ 児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進めています。
- ・ 本県では、いじめはいけないことだと思える児童生徒の割合が増加してきており、更にその割合を高めていく必要があります。
- ・ 学校における教育相談体制の充実などを背景に、小・中学校等における不登校児童生徒の出現率は全国水準より低く推移していますが、引き続き、未然防止や、発生した場合の早期発見・適切な対応に一層取り組む必要があります。
- ・ スマートフォンなどが子どもたちにも普及する中で、SNS上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラルに関する指導が一層重要となっています。
- ・ 全国で自然災害や登下校時における事件・事故等が発生しており、事故の未然防止等に向けて、通学時の見守りや学校における安全管理等の徹底が求められています。
- ・ 各学校において、校長のリーダーシップのもと、学校経営計画¹³⁹を策定し、保護者や地域の評価も取り入れた学校評価が行われていますが、引き続き学校運営の現状や課題を学校と地域が共有し、更に相互理解を深めることが求められています。
- ・ 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える学校づくりが求められています。
- ・ 小中学校における不登校児童生徒数の出現率は、全国水準より低く推移していますが、不登校等の学校不適應への対応など、多様な教育ニーズに応じた学びの場が求められています。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、幼・小・中・高等学校において、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。
- ・ 教育ニーズが多様化する中、建学の精神などに基づいた特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっています。
- ・ 岩手の産業と地域を支える人材の地元定着の促進が期待されている中、私立高校生のキャリア

¹³⁹ 学校経営計画：学校の教育目標の実現を目指し、前年度の学校評価の結果を生かしながら、各年度における学校運営方針や目標及び重点項目と、これを達成するための具体的方策等を示すもの。学校経営の改善を図るマネジメントサイクルのツールとして、全ての学校で作成している。

教育¹⁴⁰に対するニーズが高まっています。

また、専修学校生の多くが県内で働きたいと考えていることから、専修学校と県内企業とが連携した取組の強化が求められています。

- ・ 「いわての復興教育」が定着し、復興教育プログラムに基づく教育活動の推進を図ってきましたが、東日本大震災津波の教訓や経験を継承するとともに、より一層岩手を支える人材を育成していくことが求められます。
- ・ 地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることのできる人材等を育成するため、県立学校の地域課題の解決等を通じた探究的な学びを支援する必要があります。
- ・ 県内全ての公立小中学校や義務教育学校、県立学校でキャリア教育を推進する中、ものづくり分野における産学官一体となった先進的な取組をはじめ個人の様々な段階に応じた人材育成が進められています。
- ・ 生産年齢人口の減少や高齢化が進む中、ものづくり産業や農林水産業、建設業をはじめ様々な産業や、それらの基盤となる研究開発を担う人材の不足が懸念されています。
このような中、岩手で育った人材の地元定着に向け、児童生徒や保護者、教員の地元産業などに対する理解を更に高めていく必要があります。
- ・ 東日本大震災津波の発災以降、多くの外国人が岩手を訪れて県民との交流を深めるとともに、本県から多くの児童生徒が海外に招かれるなど、県民が世界とつながる機会が増加しており、更なる機会の拡充や交流を深める必要があります。
グローバル化や情報化が進展する中、広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材（グローバル人材）、国際的な視点を持って地域で活躍する人材（グローバル人材）の育成が求められています。
- ・ 本県には、大学6校、短期大学5校、高等専門学校1校の高等教育機関があります。
これらの高等教育機関は、それぞれ特色ある教育研究を行っているほか、各機関の特色を生かした連携も進められていることから、地域課題研究の体制強化や相互の機能を補完・拡充するための取組を更に充実していく必要があります。
- ・ 教育研究を通じた地域貢献の取組が活発に行われており、岩手大学や岩手県立大学には地域連携の拠点が整備されていることから、これらの取組を更に充実していく必要があります。
- ・ 岩手県の人口の社会減は、18歳の進学・就職期と22歳前後の就職期における若者の転出が顕著になっていることから、関係機関が連携し、地域社会に貢献する意欲のある人材が、岩手で活躍できるよう、地元定着につながる取組を一層促進する必要があります。
- ・ 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、人生100年時代を迎える中、「いつでも・どこ

¹⁴⁰ キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むこと。

でも・だれでも」生涯にわたって学習を継続し、その成果を社会に役立てることができる環境づくりが必要です。

- ・ 社会教育施設の利用や、市町村等が主催する各種講座等への参加などを通じ、多くの県民が生涯学習に積極的に取り組んでおり、こうした多様な活動を更に広げていくことが必要です。
- ・ 県民が学びたい時に学べる環境を提供していくためには、中核的な人材育成に加え、博物館や青少年の家などの社会教育施設のハード面、ソフト面を充実させていくことが必要です。

〔主な取組内容〕

1 児童生徒の確かな学力の向上

《関連するSDGsのゴール》



(1) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- ・ 児童生徒に言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を確実に育むため、カリキュラム・マネジメント¹⁴¹を推進するとともに、情報通信技術（ICT）・新聞・統計資料などを活用した学習や、教科横断等による課題発見・解決学習などに取り組みます。
- ・ 幼児期における教育の充実を図るため、関係機関等との連携により県に幼児教育センター（仮称）を設置するとともに、幼児教育アドバイザーを養成するなど幼児教育推進体制を強化します。
- ・ 幼稚園等から高校教育までの円滑な接続を推進するため、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校における学びの状況を中学校と共有するなど小中連携の取組の推進、小中・中高が合同した教員研修の充実などに取り組みます。

(2) 諸調査やICTの活用等による児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

- ・ 児童生徒の学習上のつまずきに対応したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容改善と調査の効果的な活用、学校訪問指導の改善、校種横断的な連携の取組など、学校や児童生徒等の実態把握に基づくCAPDサイクル¹⁴²による授業改善を推進します。
- ・ 学校における授業改善などを支援するため、各種学習調査結果等のデータを活用した効果的な指導方法や学校運営等に関する研究、小中高一貫したデータの構築等に関する研究などを推進します。

¹⁴¹ カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備を行うこと。

¹⁴² CAPDサイクル：「C（現状把握・分析）現状の問題点を把握し原因を分析する（Check）」、「A（改善）改善内容を立案（Action）」、「P（計画）改善案を基に具体的な施策を計画（Plan）」、「D（実行）計画に基づき施策を行う（Do）」サイクルで、改善から次の計画までのサイクルが循環しやすい、より実効性の高い連続性を持った改善サイクル。

- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成や各教科等の学習の充実を図るため、情報通信技術（ICT）環境を整備し、教員の指導力の向上や外部人材の活用などにより、情報通信技術（ICT）を活用した効果的な授業を推進します。
- ・ 家庭や地域と連携しながら児童生徒の習熟度や言語等のハンディ、障がいなど一人ひとりの能力や特性に応じて、個別最適化された学びを進めるため、ICT機器の活用を促進します。
- ・ 距離の壁を越えて学習指導を充実させる遠隔教育や、学校の枠を超えて研修機会を拡大する遠隔研修等の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、家庭や地域と連携し、授業と連動した計画的で効果的な家庭学習の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習進度などに応じた教育を推進します。

(3) 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

- ・ グローバルに活躍する人材や地域課題解決をけん引する人材など、将来の本県の実現を担う多様な人材を育成するため、大学等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
- ・ 高校生の希望する進路を実現するため、大学入試制度改革に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得などに取り組みます。

【KPI】

- 授業内で学習を振り返っている児童生徒の割合
： [2018年実績値 小85% 中83% 高54%]
- ICT機器を活用して、効果的な教材研究や授業をすることができる高校教員の割合
： [2018年実績値 90%]
- 課題を見つけ解決策を考えていく探究活動に取り組んでいる高校の割合
： [2018年実績値 82%]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が行う学力向上の取組への参画・協働 ・ 家庭学習の習慣付けと望ましい生活習慣の確立 <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域学校協働活動等を通じた学校運営への協力 ・ 放課後子供教室などの家庭学習の環境づく 	<p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育目標の達成に向けた教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの支援・指導 ・ 学校の課題把握・改善等のための訪問指導 ・ 授業力向上や小中連携に向けた教員研修の実施
---	--

<p>り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が行う地域課題解決学習等への参画・協働 (産業界) ・学校における専門的な知識・技術等を習得する取組への支援 ・インターンシップや学校の職場体験活動等への協力・支援 (大学等) ・各種データの分析等に関する知見の提供 ・学校が行う地域課題解決学習等への講師の派遣、出前授業の実施などの協力 ・大学等の研究内容に触れる機会の提供 (学校) ・学校教育目標の達成に向けた教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの実施 ・課題発見・解決学習の実施 ・幼保小連携に向けた校内研修会等の充実とスタートカリキュラムの編成・実施 ・各種データの分析による学習上のつまづきを踏まえた指導の工夫・改善 ・授業力向上に向けた校内研修の活性化、教員相互の授業参観の推進 ・情報通信技術（ICT）を効果的に活用した授業実践や校内研修の実施 ・家庭と連携した計画的な家庭学習の充実 ・児童生徒の実態を踏まえた習熟度別指導等の効果的な少人数教育の実践 ・地域課題解決学習などの探究的な学習機会の充実 ・大学入試制度改革等を踏まえた進学支援ネットワークによる進学支援の取組の充実 ・産業界等と連携した専門的な知識・技術等を習得する取組の充実 ・生徒の希望に応じた進路指導の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・域内の幼稚園や保育所、認定こども園との情報共有、合同研修の実施 ・授業力向上に向けた研究指定等の実施 ・小中学校等の情報通信技術（ICT）環境の整備 ・効果的な少人数教育実践のための支援 ・関係機関等と連携した地域課題解決等に関するプログラムの実施
---	---

2 児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成

《関連するSDGsのゴール》



(1) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成

- ・ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳の指導方法の改善に向けた教員研修や、学校行事等を通じた児童生徒の話合いの機会を拡充するなど道徳教育の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の自殺を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動などを活用して「命を大切にする教育」「SOSの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の充実に取り組みます。

(2) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

- ・ 幼児児童生徒が達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
- ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。

(3) 学校における文化芸術教育の推進

- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

(4) 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

- ・ 選挙権年齢や成年年齢の引下げに対応し、児童生徒が主体的に社会の形成に参画できるよう、地域課題の学習等を通じた主権者教育や、多様な契約、消費者保護の仕組みなどを学習し、社会の発展に寄与する態度を育成する消費者教育に取り組みます。
- ・ 児童生徒が他者と連携して、より良い社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業等でのグループ活動や話合いを充実させるとともに、学年間交流、異校種間交流などに取り組みます。

【K P I】

- 自他の良さを認め合う学級であると感じている児童生徒の割合
： [2018年実績値 小 85% 中 88% 高 77%]
- 学校や地域が行う体験活動に参加し、今後も継続して参加したいと思う児童生徒の割合
： [2018年実績値 小 79% 中 84% 高 85%]
- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合
： [2018年実績値 小 70% 中 71% 高 79%]
- 社会の動きや出来事に関するニュースに関心がある児童生徒の割合
： [2018年実績値 小 82% 中 75% 高 72%]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と協働した体験活動への子どもの参加促進 ・家庭での読書の充実 <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興運動を通じた体験活動の実施 ・読み聞かせ読書ボランティア等への参画 ・芸術鑑賞教室や文化部活動への支援 ・主権者教育、消費者教育等に向けた講演会等への支援 <p>(関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での出前講座などの講演会や体験活動等への講師の派遣 <p>(図書館、博物館、美術館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での文化芸術活動に関する児童生徒向け教育プログラムの提供 <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業改善のための校内研修の実施 ・道徳教育や特別活動などを通じた自殺予防教育の充実 ・自殺のリスクの高い児童生徒の早期発見 ・見守り等の取組や教育相談体制の充実 ・人権等を主体的に考える児童会・生徒会活動の充実 ・教育振興運動などと連携した自然体験・ 	<p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業等の改善に向けた訪問指導や教員の授業力向上のための研修の実施 ・自殺対策に係る教職員の資質向上のための研修の実施 ・関係機関と連携した自殺対策に係る包括的支援の推進 ・読書ボランティア研修会や図書館の蔵書等の配備など、学校図書館の機能の充実
--	--

<p>奉仕体験等の体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書強化月間の取組や司書教諭等を中心とした読書活動の充実 ・博物館、美術館などの文化施設等を活用した学習機会の充実 ・芸術鑑賞教室の開催や文化部活動の充実 ・文化芸術活動の発表の機会を通じた児童生徒の文化交流の充実 ・地域課題解決学習等を通じた実践的な主権者教育、消費者教育等の実施 ・主権者教育、消費者教育等のための外部講師を活用した講演会等の実施 	
--	--

3 児童生徒の健やかな体の育成

《関連するSDGsのゴール》



(1) 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実

- ・ 幼児児童生徒に運動やスポーツに親しむ習慣を身に付けさせるため、体育授業の改善、休み時間における運動遊びの奨励等の取組、家庭・地域との連携による取組により、1日60分以上、運動やスポーツに親しむ取組である「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」を推進します。
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの取組の推進や学校の指導者研修会を実施します。
- ・ 児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- ・ 児童生徒がスポーツの意義や価値を学び、スポーツへの興味・関心を高めるため、オリンピック・パラリンピアンを各学校へ派遣するなど、オリンピック・パラリンピック教育を進めます。

(2) 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導

体制の推進に取り組みます。

- ・ 大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導及び体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶に向けた指導者研修の充実に取り組むとともに、部活動の質的向上や教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。
- ・ 体罰等の根絶を含めた部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会の開催を各学校に働きかけるとともに、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等との連携推進会議を開催します。
- ・ 高校生の部活動指導体制の充実を図るため、体育協会や種目別協会等との連携を図りながら、スポーツ特別強化指定校¹⁴³に対し、優秀指導者を長期的に配置します。

(3) 健康教育の充実

- ・ 児童生徒の肥満予防・改善を図るため、学校と家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて食への理解促進や、家庭への望ましい食習慣と適度な運動習慣づくりに関する啓発など、児童生徒の実態に応じた指導等に取り組みます。
- ・ スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、幼児児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力の育成に向け、生活習慣病やゲートウェイドラッグ¹⁴⁴と言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
- ・ メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組みます。
- ・ 児童生徒が性的平等の意識や望まない妊娠の防止、性感染症の予防等について正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重できる心を育成し行動できるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。
- ・ 食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめ教職員が、児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、研修内容の充実に取り組みます。

¹⁴³ スポーツ特別強化指定校：本県の競技スポーツにおける高校生の選手強化、競技力向上を図るために指定された公立高校。

¹⁴⁴ ゲートウェイドラッグ：比較的入手しやすい薬物Aを使用したことがきっかけで、より作用の強い薬物Bの使用につながってしまった場合、薬物Aを薬物Bのゲートウェイドラッグという。喫煙・飲酒は、麻薬へのゲートウェイドラッグになることが危惧されている。

【K P I】

- 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合：[2018年実績値 89%]
- 部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会を開催している学校の割合：[2017年実績値 中 80.2% 高-]
- ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用することが大切だと思う児童生徒の割合：[2018年実績値 小 89% 中 85% 高 83%]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥満予防等に向けた基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣の定着 ・部活動連絡会を通じた学校の取組や部活動に対する理解・協力 ・スマートフォン等の利用に係るルール作り ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画 <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な運動・スポーツに親しむ機会の創出 ・スポーツ指導者等による体育授業や部活動への支援 ・部活動連絡会を通じた学校の取組や部活動に対する理解・協力 ・学校部活動と連携した総合型地域スポーツクラブ等の運営 ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画 <p>(関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な運動・スポーツに親しむ機会の創出 ・望ましい部活動のあり方に対する専門医等の指導・助言 ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画 ・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた講演会への支援・協力 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の体力・運動能力調査結果を踏まえた目標設定や達成に向けた取組 ・「希望郷いわて 元気・体力アップ 60 運動」の実践 ・体育・保健体育授業の組織的な改善 ・オリンピック等による授業の実施 ・「岩手県における部活動の在り方に関する方針」による適切な部活動の実施 ・学校の部活動方針への理解を得るための部活動連絡会の開催 ・児童生徒の肥満解消に向けた取組 ・児童生徒へのスマートフォン等の利用に係るルール作りの指導 ・食育に関する児童生徒への指導や家庭への啓発 ・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた講演会の開催 ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会の開催 <p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の体力向上のための取組の指導・支援 ・学校における教員の授業力向上や授業改善の指導・支援 ・「部活動の在り方に関する方針」の策定と周知 ・部活動指導員を対象とした研修の実施
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における肥満解消や食育の取組への指導・支援 ・スマートフォン等の利用に係るルール作りの啓発 ・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた啓発
--	---

4 特別支援教育の推進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、学習指導における「個別の指導計画¹⁴⁵」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による、総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画¹⁴⁶」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシート¹⁴⁷や就学支援ファイル¹⁴⁸等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。

また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。

- ・ 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度¹⁴⁹やいわて特別支援学校就労サポーター制度¹⁵⁰の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

¹⁴⁵ 個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

¹⁴⁶ 個別の教育支援計画：教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

¹⁴⁷ 引継ぎシート：支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート。

¹⁴⁸ 就学支援ファイル：「個別の教育支援計画」に関連する資料。「いわて特別支援教育推進プラン」において、幼児期からの円滑な就学に向けた相談支援のための資料として作成、活用されるよう働きかけているもの。独自の様式を作成、活用して運用を行っている市町村もある。

¹⁴⁹ 特別支援学校技能認定制度：地域の企業等への就労につなげるため、企業関係者や特別支援学校等で特別支援学校の生徒の能力を客観的に見る技能認定会を開催するもの。

¹⁵⁰ 就労サポーター制度：特別支援学校と企業との連携強化、進路指導や雇用の機会拡大を目的とし、趣旨に賛同した企業に登録証を交付し、特別支援学校の生徒の就業体験や産業現場等実習の受入れ先として協力いただくもの。

(2) 特別支援教育の多様なニーズへの対応

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、交流籍¹⁵¹を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流や共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、「通級による指導¹⁵²」を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等に適切な助言や援助を行います。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への看護師の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための看護師を対象とした研修を実施します。
- ・ 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級におけるAT（アシスティブテクノロジー）¹⁵³や情報通信技術（ICT）機器の更なる活用を推進します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、特別支援学校の整備計画を策定し、計画に基づき、市町村などの関係機関との調整を進めます。

(3) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

(4) 教職員の専門性の向上

- ・ 幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加の促進のため、ATや情報通信技術（ICT）機器を活用した実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

¹⁵¹ 交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

¹⁵² 通級による指導：小中学校・義務教育学校及び高等学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対して、個別に教育的ニーズに応じた指導を週に数時間程度行う特別支援教育の一つの形態。

¹⁵³ AT（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

【K P I】

- 「特別支援学校と企業との連携協議会」に参加した企業数：〔2018年実績値 84社〕
- 特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、看護師による医療的ケアを受けた割合：〔2018年実績値 100%〕
- 特別支援教育サポーターの登録者数：〔2018年実績値 273人〕
- 特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した教員数〔累計〕：〔2018年実績値ー〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭・地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成への協力 ・「交流籍」「通級指導教室」への理解・協力 ・特別支援サポーター養成研修への参加 <p>(企業・事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用への理解と受入れ ・生徒の就労促進のための学校・企業連絡協議会や技能認定制度への協力 ・生徒の就労を支援する就労サポーター制度への登録 <p>(関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・医療機関における引継ぎシートを活用した学校との情報共有等 ・医療機関における医療的ケアの実施に関する学校との情報共有等 ・労働機関における障がい者雇用、就労支援等に係る学校と連携した支援 ・通学支援への協力や放課後等の生活に係る学校と連携した支援 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用 ・引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成による幼稚園から高校・特別支援学校までの一貫した支援の実施 ・特別な支援が必要な生徒の就労支援に関する地域等の理解促進 ・地域の福祉、労働関係機関と連携した特別な支援が必要な生徒の進路支援 ・「交流籍」などによる交流学习や共同学習の実施 ・「通級による指導」の実施 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した支援の充実 ・地域の幼稚園、小・中学校、高等学校の要請に応じた指導・支援 ・A T・情報通信技術（I C T）機器を活用した授業の実践 ・教職員の指導力の向上を図るための校内研修会・研究会の実施 <p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事の学校訪問等による特別支援教育に関する指導・助言・啓発 ・小・中学校における通級指導教室のニーズに対応した設置 ・看護師や支援員等の配置や研修の実施 ・特別支援学校の整備計画に基づく特別支
---	---

	援学校整備への協力 (市町村) ・保健福祉部門・雇用労働部門と教育委員会との連携 ・「共に学び、共に育つ教育」や障がい等に関する住民理解の推進
--	--

5 一人ひとりがお互いを尊重できる教育の推進

《関連するSDGsのゴール》



(1) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- ・ 各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。
- ・ 自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心を育成するため、いじめについて考える討論会などの児童生徒による主体的な活動の促進とともに、思いやりの心と社会性を育成する道徳教育や人権教育の充実を図ります。
- ・ いじめの積極的な認知やいじめが生じた際の迅速な対応を行うため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底を図ります。
- ・ 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修を実施します。

(2) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

- ・ 学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- ・ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。
- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室¹⁵⁴や民間等で運営しているフリースクール¹⁵⁵等と連携し、不登校児童生徒への教育機会の提供に取り組みます。

(3) 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

- ・ 児童生徒が、情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うた

¹⁵⁴ 適応指導教室：市町村の教育委員会が、不登校等の児童生徒に対し、学校復帰を支援する等の目的のために設置している教室。

¹⁵⁵ フリースクール：不登校の子どもを受け入れている民間の施設等。

め、教員研修を実施し、情報モラル教育に取り組みます。

- ・ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリング¹⁵⁶やインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。
- ・ 児童生徒の心身の保護を図るため、喫煙・飲酒や薬物乱用、性感染症などを防止するための講習会等の実施や保護者・地域への継続的な普及啓発に取り組みます。

【K P I】

- 認知したいじめが解消した割合：[2018年実績値 97.7%]
- 学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合：[2018年実績値 小88%、中88%、高87%]
- ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用することが大切だと思う児童生徒の割合：[2018年実績値 小89%、中85%、高83%]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・地域と連携したいじめ防止の取組 ・ いじめの積極的認知等のための子どもとのコミュニケーションの充実 ・ 学校やフリースクール等との情報共有 ・ 情報端末のフィルタリングや利用にかかるルール作り <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・家庭と連携したいじめ防止の取組への協力 ・ 道徳に関する講演会などの学校行事への協力 ・ 地域内の巡回等による見守り活動 ・ 講演会の開催などによる情報端末利用にかかるルール作りへの支援 <p>(関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校派遣の協力や資質向上の取組 ・ フリースクールの設置・運営等と、学校 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的ないじめ防止や不登校の未然防止等の取組 ・ 道徳の時間を要とした学校全体での道徳教育の充実 ・ 児童会・生徒会活動等の主体的ないじめ防止の活動の実施 <p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する積極的認知のためのアンケート調査・個人面談の実施 ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談体制の充実 ・ 家庭・地域とのいじめに関する情報共有・連携 ・ 家庭や適応指導教室・フリースクール等との連携による不登校への対応 ・ SNSなどの適切な活用などの情報モラル教育の実施と保護者への啓発 <p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における組織的ないじめ防止や不登
--	--

¹⁵⁶ フィルタリング：主に子どもを対象として、インターネット上にあるサイトの閲覧を制限するサービス。

や適応指導教室との連携 ・情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する啓発活動	校の未然防止等の取組への指導・支援 ・指導主事の学校訪問等による道徳教育や教育相談体制に関する指導・助言・啓発 ・適応指導教室の設置・運営
--	---

6 安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上

《関連するSDGsのゴール》



(1) 安心して学べる環境の整備

- ・ 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検を行います。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、交通安全教室や防犯教室などの安全教育に取り組むとともに、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた、特色ある防災教育に取り組みます。

(2) 目標達成型の学校経営の推進

地域とともにある学校づくりを推進するため、「まなびフェスト¹⁵⁷」や学校、家庭、地域が連携した学校運営協議会を導入したコミュニティ・スクール等の仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組めます。

(3) 魅力ある学校づくりの推進

本県の地理的条件等を踏まえた「教育の機会の保障」と望ましい学校規模の確保による「教育の質の保証」を実現していくため、地方創生における地域の学校の役割等も重視しながら、今後策定する後期再編プログラムを含めた「新たな県立高等学校再編計画」を推進するとともに、地域と連携した教育資源（人材、歴史、環境等）の活用や地域の産業界との交流・連携などにより、魅力ある学校づくりに取り組めます。

(4) 多様な教育ニーズに対応する教育機会の提供

- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室やフリースクール等と連携し、不登校児童生徒への教育機会を提供していくとともに、本県においても増

¹⁵⁷ まなびフェスト：各学校が作成する検証可能な目標達成型の経営計画。

加傾向にある外国人の児童生徒などの学びの場を、関係機関と連携して確保していきます。

- ・ 幼・小・中・高等学校において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が充実した学習活動が行えるよう、関係機関との連携を図りながら学習環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の推進に取り組みます。

【K P I】

- 地域住民などによる見守り活動が行われている学校の割合：[2015年実績値 75.8%]
- 学校経営計画の目標が概ね達成できたと評価した学校の割合：[2018年実績値 80%]
- 地域や産業界等と連携し魅力ある学校づくりに取り組んでい学校の割合
：[2018年実績値 86%]
- 悩み相談ができる学校以外の相談窓口を知っている児童生徒の割合
：[2018年実績値 小 75%、中 48%、高 81%]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学時の見守りや通学路の安全点検の協力 ・ 安全に関する基礎的な知識等の修得 ・ 教育振興運動やコミュニティ・スクール等を通じた目標達成型学校経営への参画 ・ 適応指導教室やフリースクールとの連携 <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学時の見守りや通学路の安全点検の協力 ・ 教育振興運動やコミュニティ・スクール等を通じた目標達成型学校経営への参画 ・ 特色ある学校づくりへの支援 <p>(関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と連携したフリースクール等の運営 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の変化等を踏まえた学校の安全計画や危機管理マニュアルの見直し ・ 事故等の未然防止に向けた教職員の校内研修や通学路の安全点検等の実施 ・ コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校評価を踏まえた学校運営の改善 ・ 地域の教育資源を生かした教育活動の推進等による魅力ある学校づくり ・ 適応指導教室やフリースクールとの連携 (市町村教育委員会) ・ 学校安全の取組の指導・支援 ・ 市町村立学校施設の学習環境の改善に向けた施設・設備の整備 ・ 学校経営計画の策定や学校評価の実施、評価結果の公表等への指導・支援
--	---

7 多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実

《関連するSDGsのゴール》



(1) 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援

各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動を充実することにより、私立学校に通う生徒が希望する進路を選択し、自己実現の意欲が高まるよう、私立学校運営費補助等による支援を拡充します。

(2) 専修学校等での職業教育充実の支援

私立学校運営費補助等により、私立高校生へのキャリア教育の充実を図るとともに、職業実践専門課程認定校など質の高い教育を行う私立専修学校の支援を行い、高等学校卒業生の卒業後の進路の選択肢を拡大して岩手の産業や地域を支える人材の地元定着を促進します。

【KPI】

- 私立高等学校における特色ある教育活動の実施率：〔2018年実績値 70.0%〕
- 職業実践専門課程認定校数：〔2018年実績値 12校〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や学校行事における家庭や地域の役割の理解と参画 <p>(企業・団体・NPO)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育・体験学習等の推進 <p>(私立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応した特色ある教育活動の実施 ・職業教育の充実 ・教育環境の整備 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の点検等、安全安心な教育環境の整備
--	--

8 地域に貢献する人材の育成

《関連するSDGsのゴール》



(1) 「いわての復興教育」の推進

- 東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間、小・中・高・特別支援学校の異校種間での交流による被災地訪問学習や、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- 東日本大震災津波の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育」プログラムの見直しによる副読本の改訂や、「いわての復興教育」の実践発表会の開催など、県内全ての学校が教科横断的な復興教育を推進します。
- 自他の命を守り、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を子どもたちに育むため、地域の状況に応じ、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組みます。

(2) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進

郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などを推進します。

(3) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

- 各学校が作成した「キャリア教育全体計画」に基づき、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、キャリア教育を一層推進し、社会人講師によるライフデザインに関する講演や社会人との交流会等に取り組みます。
- 児童生徒、保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会や企業ガイダンスの開催などに取り組みます。

(4) 県立学校における地域を支えることのできる人材の育成

- 地域における学校の役割を踏まえ、地域と連携した教育資源の活用や地域の産業界との交流・連携による教育活動を通じた魅力ある学校づくりを進めます。
- 地域を支える人材を育成するため、県立学校における質の高いカリキュラムの構築などにより、地域課題の解決等の探求的な学びを実現します。

(5) ものづくり産業人材の育成・確保・定着

- 小学生から高校生までの各段階に応じたものづくり教育や、地域ものづくりネットワークと連携した人材育成・キャリア教育を進めます。
- 県立職業能力開発施設において、IoTやAI等の先端技術にも対応できるものづくり産業の中核人材の育成及び定着を図るとともに、技術の高度化等にも対応できる施設・設備の整備を進めます。

- ・ 企業のニーズや成長分野の動向を踏まえ、基盤技術の高度化、三次元デジタル技術、I o T・ロボティクス・A I等の技術革新に対応する高度技術人材等の育成を高等教育機関等と連携して進めます。
- ・ 企業情報の発信、工場見学、インターンシップ等を通じた新卒者等の県内定着や、U・Iターンの促進により中小企業から大手企業まで、県内ものづくり産業全体の人材確保・定着を進めます。

(6) 農林水産業の将来を担う人材の育成

- ・ 農業分野における担い手育成の中核機関である県立農業大学校において、農業・農村経営に必要な高度な専門知識と技術に関する実践教育により、地域社会の発展を担うリーダーとなる青年農業者を養成します。
- ・ 岩手大学等と連携して開講する「いわてアグリフロンティアスクール」により、国際競争時代に通用する経営管理能力やマーケティングなどのビジネスに関する知識、地域のリーダーとしての能力を有する農業経営者等を養成します。
- ・ 「いわて林業アカデミー」により、林業へ就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者を養成します。
- ・ 岩手大学（水産システム学コース）と連携して、将来の水産研究者等の育成を進めるとともに、令和元年（2019年）に開講した「いわて水産アカデミー」により、漁業の基本的な知識や技術をはじめ、情報通信技術（I C T）等の先端技術を駆使した高度な経営手法の習得を支援し、次代を担う漁業就業者の確保と定着を促進します。

(7) 建設業の将来を担う人材の確保、育成

- ・ 建設業を担う人材の確保・定着に向けて、建設業の魅力の発信等に取り組みます。
- ・ 建設現場における技術力の向上に向けて、関係機関と連携した講習会の実施や、建設分野への情報通信技術（I C T）の普及・拡大を図ります。

(8) 情報通信技術（I C T）人材の育成

最新の情報通信技術（I C T）の利活用事例を紹介するフェアの開催等による県民や企業等への普及啓発を行うとともに、大学等と連携した産業人材育成に向けたセミナー、研修会等の開催により情報通信技術（I C T）人材を育成する取組を推進します。

(9) 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成

- ・ 専門人材の活用による講演や研究事業等を活用し、理科・数学への関心を高め、児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- ・ 地域の課題解決を図るため、産業界と連携し、海外とのネットワークも生かしながら、これからの技術革新に対応する人材の育成を推進します。
- ・ 最先端の科学技術に触れる機会の提供やフィールドワーク等の実践型学習を通じて、科学技術に関する興味や関心を高めることなどにより、本県の多様な資源と技術を生かした研究開発やSociety5.0の実現に向けた技術の活用を担う人材の育成を推進します。

(10) 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・ 児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外への修学旅行や海外派遣等による国際交流の機会、県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の拡充などに取り組みます。
- ・ 児童生徒の英語コミュニケーション能力を向上するため、小学校教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修の充実や中学校・高等学校における教員研修の改善、児童生徒の学習意欲の向上に向けた外部検定試験の活用やイングリッシュキャンプ¹⁵⁸の実施などを推進します。

(11) 地域産業の国際化に貢献する人材の育成

学生の国際的視野を養うため、企業や団体、高等教育機関、行政など産学官が一体となった「いわてグローバル人材育成推進協議会¹⁵⁹」を活用し、学生の海外留学や、留学に向けた地域課題を把握するための地元企業等へのインターンシップを支援します。

【K P I】

- 自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合：〔2018年実績値 小53.6% 中47.5% 高53.3%〕
- 自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合
：〔2018年実績値 小66% 中52% 高51%〕
- 将来希望する職業（仕事）について考えている高校2年生の割合：〔2018年実績値55%〕
- 地域ものづくりネットワーク等と連携した工場見学への参加高校生数
：〔2018年実績値1,659人〕
- 農林水産業の人材育成機関の修了生数〔累計〕：〔2018年実績値458人〕
- 若者、女性の活躍推進、経営力強化を目的とする講習会の受講者数〔累計〕
：〔2018年実績値963人〕
- ICTセミナー受講者数〔累計〕：〔2019年実績値241人〕
- 科学技術普及啓発イベント等来場者数：〔2018年実績値7,667人〕
- 中学3年生、高校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合
：〔2018年実績値 中36.9% 高38.0%〕
- いわてグローバル人材育成推進協議会の支援制度を利用して海外留学した学生数
：〔2018年実績値5人〕

<多様な主体に期待される取組>

(県民) ・英語をはじめとした外国語学習への参加 ・学校が行う復興教育の取組成果発表会や	(教育機関・国際交流協会) ・英語教育の拡充 ・海外派遣、留学に関する普及啓発
--	---

¹⁵⁸ イングリッシュキャンプ：希望する県内の小学生・中学生（義務教育学校の児童生徒を含む）及び高校生に対する、英語を用いた学齢別・目的別のキャンプ。

¹⁵⁹ いわてグローバル人材育成推進協議会：グローバルな視点を持ち、世界の平和や国際的な課題解決及び自立した多文化共生社会の実現を担うことのできるグローバル人材の育成及び活用に向けた取組を推進するため、平成29年（2017年）2月に設立した産学官組織。

<p>実践的な安全学習への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参画 ・学校が行う地域の企業見学会や企業ガイダンスへの参加 ・学校が行うキャリア教育の取組への参加・協力 ・海外派遣、イングリッシュキャンプ、留学などの国際関連事業等への参加 ・英語学習への動機付け（企業等） ・「いわてグローバル人材育成推進協議会」への参画 ・学生向け海外ビジネス情報の発信 ・地元学生、地元出身学生の雇用拡大 ・人材の育成・定着 ・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力 ・学校と連携したキャリア教育の取組支援 ・インターンシップの受入れ ・外国人留学生やJ E Tプログラム¹⁶⁰経験者の採用（関係団体等） ・安全学習等への専門的知見に基づいた助言・支援 ・学校が行うキャリア教育やライフデザインに関する学習への支援 ・高校生等の地元定着に向けた雇用環境等の整備 ・学校と連携した留学などの国際関連事業の実施 ・英語学習講座の実施 ・英語検定試験の実施（産業支援機関） ・産学官連携による人材の育成・定着 ・先端技術の生産現場への導入や本県の資源等を生かした研究開発を担う人材の育 	<ul style="list-style-type: none"> ・留学を希望する学生への支援 ・留学生に対する支援 ・外国人留学生やJ E Tプログラム経験者と県内企業とのマッチング支援（学校） ・学校間や地域と連携した復興教育の実施 ・「いわての復興教育」の取組成果の発表 ・「いわての復興教育」に係る副読本を活用した効果的な授業の実践 ・地域と連携した実践的な安全学習等の実施 ・地域を探究する学習等の実施 ・職場体験やインターンシップ、企業見学会、学校を会場とした企業説明会の実施 ・国際理解を深める体験活動等の実施や留学などの国際関連事業への参加促進 ・英語4技能の育成のための授業改善の推進や英語検定試験の受検促進 ・「いわてグローバル人材育成推進協議会」への参画（市町村教育委員会） ・学校における「いわての復興教育」の取組支援 ・英語教育の拡充 ・地域と連携したキャリア教育や、実践的な安全学習、地域を探究する学習等の支援 ・学校のキャリア教育やライフデザインに関する学習への指導・助言 ・学校における国際理解を深める体験活動等の支援（市町村） ・留学希望者等への支援 ・「いわてグローバル人材育成推進協議会」への参画 ・県及び関係機関と連携した人材育成・定
--	---

¹⁶⁰ J E Tプログラム：The Japan Exchange and Teaching Programmeの略。外国青年を日本に招致し、地方自治体等が小学校・中学校及び高等学校での外国語教育や地方自治体での国際業務に活用するプログラム。

成 ・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力	着支援 ・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力
--------------------------	----------------------------

9 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取組の推進

- ・ 東日本大震災津波からの復興やふるさと振興を進める上での様々な地域課題の解決に向けて、高等教育機関の専門的知識を活用した共同研究を推進するほか、プラチナ社会¹⁶¹の構築をはじめとした新たな仕組みを地域に定着させるための取組などを展開します。
- ・ 地域課題の解決に向け、「いわて未来づくり機構¹⁶²」といった既存の産学官連携組織による活動の更なる促進を図るとともに、高等教育機関が設置する地域連携推進組織と連携した研究や取組を進めます。
- ・ 各高等教育機関における地域課題研究に取り組む体制の強化や「いわて高等教育コンソーシアム¹⁶³」における取組など、それぞれの高等教育機関の特色を生かした相互の機能の補完などによる連携を促進します。

(2) 地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進

- ・ 県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学と連携した「高大連携講座¹⁶⁴」の拡充など、県内高校生に対する県内大学の魅力紹介などの取組を推進します。
- ・ 県内大学生等の卒業後の地元定着を高めるため、産学官連携による地元企業の魅力向上を図るとともに、インターンシップの取組強化や県内企業と大学生等との交流機会の創出等による地元定着の意識を醸成します。

(3) 岩手県立大学における取組への支援

- ・ 平成30年(2018年)に開学20周年を迎えた岩手県立大学の、地域に根ざした高等教育機関としての役割を更に充実・強化させ、専門領域を横断した学術研究などの新たな価値創造に資する研究や、東日本大震災津波からの復興支援をはじめとする地域の課題解決に向けた

¹⁶¹ プラチナ社会：環境問題、高齢社会などの課題を高いレベルで解決した社会。

¹⁶² いわて未来づくり機構：県内の産業界・経済界、大学、NPO、行政等の多様なネットワークを構築し、岩手県の地域社会の総合的な発展を目指すために、平成20年(2008年)に設立された組織。

¹⁶³ いわて高等教育コンソーシアム：国際通用性や教育の質の保証など大学を取り巻く状況、低迷する大学進学率や県内就職率等の地域課題に対応するため、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学が連携を強化し、地域の中核を担う人材育成を目指すために、平成20年度(2008年度)に組織したもの。平成24年度(2012年度)からは、放送大学岩手学習センター及び一関工業高等専門学校が加入。

¹⁶⁴ 高大連携講座：大学等が主催し、高校生を対象に授業科目の公開や公開講座を開設するもの。岩手県においては、いわて高等教育コンソーシアム(構成校：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、放送大学岩手学習センター、一関工業高等専門学校)と岩手県教育委員会とが高大連携事業に関する協定書を締結し、実施。

取組など、県民のシンクタンクとしての機能を果たし、地域の未来創造に貢献するための取組を支援します。

- ・ 実学実践教育及び地域志向教育を通じて、知的探求心や創造力を備え、地域の未来を切り拓く人材の育成や、地域社会と連携した学生の県内定着に向けた取組を支援します。

【K P I】

- 地域課題解決を目的とした県内高等教育機関との共同研究数〔累計〕
：〔2018年実績値 13 件〕
- 県内企業等へのインターンシップ参加者数：〔2018年実績値 626 人〕
- 岩手県立大学の実装化された研究成果数〔累計〕：〔2018年実績値 13 件〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(県民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内大学等との連携による地域課題解決に向けた取組への理解・参画 ・ 県内大学等が持つ魅力に対する理解の増進 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の確保 ・ インターンシップの受入れ ・ 産学官連携による地域課題解決の検討・取組への参画 	<p>(教育機関・産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進学希望に応える魅力の向上 ・ 地域社会を支える人材の育成 ・ 大学の資源を活用した産業の創出 ・ 教育研究の成果の還元 ・ 生徒の進学目的の明確化に向けた大学等との連携促進 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機関との連携による地域課題の解決 ・ インターンシップの受入れ及び地元企業による受入支援 ・ 地域産業の振興等による雇用の確保
--	--

10 生涯を通じて学び続けられる場づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 多様な学習機会の充実

- ・ 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、読書ボランティアと連携した読み聞かせなど、幼少年期の読書活動を推進します。
- ・ 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりのため、市町

村と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、情報通信技術（ICT）を活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させます。

- ・ 障がい者の生涯を通じた学習活動や、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、個別の学習ニーズに応じた学習相談や情報提供を行います。
- ・ 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を支えるレファレンス業務¹⁶⁵を充実します。

(2) 岩手ならではの学習機会の提供

県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。

(3) 学びと活動の循環による地域の活性化

- ・ 県民一人ひとりが生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進するフォーラムの開催など、学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールや教育振興運動を中核とした「地域学校協働活動」への参加促進に取り組みます。
- ・ 地域の活性化に向けた仕組みづくりを進めるため、PTAをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。
- ・ 地域づくり人材の育成のため、県立生涯学習推進センターを活用し、教育分野の枠を越えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

(4) 社会教育の中核を担う人材の育成

県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、公民館の社会教育指導員や地域学校協働活動推進員などの指導者研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。

(5) 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

- ・ 県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設のハード面、ソフト面の充実を計画的に進め、様々な世代や多様な興味関心など、幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。
- ・ 市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進めます。

¹⁶⁵ レファレンス業務：情報を求めている方に、調べている事柄の事実関係が分かる資料の提示や、文献探しのサポートを行う業務。

【K P I】

- 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数：[2018年実績値 810人]
- 県立社会教育施設で「岩手」をテーマとした講座の受講者数：[2018年実績値 971人]
- 教育振興運動として計画的に取り組まれている地域活動件数：[2018年実績値 4,224件]
- 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数
：[2018年実績値 73人]
- 県立博物館・県立美術館の企画展における観覧者の満足度の割合
：[2018年実績値 91%]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等の地域活動や学校を支援する活動への参加 ・地域学校協働活動への参画・協働 <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動や地域行事をはじめとする地域活動への積極的参加 ・コミュニティ・スクールへの参画・協働 ・教育振興運動の運営 <p>(企業、NPO、各種団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体による障がい者の生涯を通じた学習活動の支援 ・ボランティア活動をはじめとする地域活動への参画促進 ・地域学校協働活動への参画 ・地域団体相互の連携・協力による活動の活性化 	<p>(社会教育施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術（ICT）等を活用した多様な生涯学習情報の提供 ・図書館のレファレンス業務の充実 ・岩手ならではの自然、文化、歴史等をテーマとした公開講座の開催 ・幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実 <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの運営 ・教育振興運動への参画・協働 <p>(市町村・市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術（ICT）等を活用した多様な生涯学習情報の提供 ・多様な学習に関する相談体制の充実 ・幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実 ・障がい者の生涯を通じた学習活動の推進 ・地域学校協働活動の指導・支援 ・社会教育の中核を担う人材を育成するための研修の充実
---	--

4 岩手とつながる

関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指す
施策

<ポイント>

- 東日本大震災津波の復興の過程で育まれた国内外の多様な主体とのつながり等を生かし、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を増やす取組を進めます。
- 地域経済の活性化や地域コミュニティを維持していくため、観光や文化・スポーツ等を通じた国内外の人々との交流が広がる地域づくりを進めます。

4-1 関係人口拡大戦略

《取組の方向》

- ・ 岩手への人の流れを創出し強化していくため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口等の創出・拡大に取り組みます。

〔現状と課題〕

- ・ 東日本大震災津波を契機として、震災復興支援者やボランティアとの交流、移住者の活躍など、多様な主体との交流が拡大しています。
- ・ 地方創生の動きの中で、全国的に移住・定住の取組が強化されており、本県として受入態勢の整備や気運の醸成を図るほか、移住希望者に対する本県の認知度を高める必要があります。
- ・ 国の「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」において、地域や地域の人々との継続的なつながりを持つ関係人口¹⁶⁶の重要性が強調されています。
- ・ 関係人口の質的・量的拡大に向けて、国が推進する Society5.0 に掲げる情報通信技術（ICT）等の第4次産業革命技術を積極的に活用することが必要となります。

〔主な取組内容〕

1 いつでも、どこでも岩手につながるができる環境の整備

《関連するSDGsのゴール》



(1) いつでも岩手につながるができる環境の整備

- ・ 岩手県内の市町村と連携した情報発信のプラットフォームを構築することにより、いつでも岩手とつながる情報・サービスを提供するなど情報通信技術（ICT）を活用した多様な関係の創出に取り組みます。
- ・ AIを活用した地域情報と興味関心・ニーズとの最適マッチングや各種提案などきめ細かなサポートにより、U・Iターンを促進します。
- ・ 移住希望者が岩手の魅力を知り、岩手で暮らしたくなるよう、ホームページやSNS、情報誌等の活用により、訴求力の高い情報発信に取り組むほか、市町村と連携し、移住体験施策の充実を図ります。
- ・ 県内各地での仕事やライフスタイルに関する情報発信や双方向での情報交換など、産学官

¹⁶⁶ 関係人口：自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援するような人たちの総称。

金が連携したソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用を促進し、関係人口の創出・拡大につながる岩手ファンの拡大に向けた取組を推進します。また、バーチャルユーチューバー（VTuber）¹⁶⁷による動画配信も活用し、岩手ファンの裾野拡大に向けて取り組みます。

(2) 岩手へのつながりが地域活動への多様な参加や課題の解決などに結び付く「様々な主体の参画によるネットワークの形成」

- ・ 復興支援を続ける企業等との協働や三陸復興防災プロジェクト 2019 を機に新たに築かれた協働の取組を継続・発展させ、関係人口の創出・拡大を図ります。
- ・ 岩手県内の市町村と連携した情報発信のプラットフォームも活用しつつ、様々な岩手への「想い」や「関わり方」を「関係人口データベース」として取りまとめ、県や市町村、民間企業などが持つ様々なネットワークを可視化し、重層的につなげる仕組みの構築に取り組みます。
- ・ ふるさと岩手応援寄付を契機とした岩手とつながりを持ち続けていただくための取組を推進するほか、首都圏で活動している在京コミュニティと連携した交流イベントの実施や、eスポーツ等の特定の層が多く集まるイベントをきっかけとした地域外の方とのつながりの創出・拡大など、関係人口の創出・拡大に向けた優良事例の普及啓発を図ります。
- ・ 移住希望者の多様なニーズに対応するため、首都圏に設置している移住と就職の一元的な相談窓口の機能を強化します。
- ・ 情報通信技術（ICT）を活用して「いつでも・どこでも・誰もが」岩手について学べる環境を提供します。
- ・ 世界的視野で思考する「いわて」県民の育成や、海外在住者、国際リニアコライダー（ILC）研究者とのネットワーク構築・グローバルな交流などにより外国をもっと身近に感じる環境をつくります。

(3) 情報通信技術（ICT）を活用したライフスタイルに合わせた働き方、地域貢献活動など多様な交流の場の創出

- ・ 5G等の活用による地域課題の解決を通じて、都市部と中山間地域をつなぎ、遠隔地から地域課題解決を支援してくれるような関係人口の創出・拡大を図ります。
- ・ クラウドファンディング¹⁶⁸やスキルシェア¹⁶⁹など、情報通信技術（ICT）を活用し、岩手に関係する人々のもつ多様なスキルや想いと地域課題を結びつける取組を推進します。
- ・ 「複業」を通じ社会貢献を考えている首都圏等の人材と、人材を求めている県内企業や地域コミュニティ等とのマッチングを促進します。

¹⁶⁷ バーチャルユーチューバー（VTuber）：二次元や三次元の架空のCGキャラクターを登場させ、それらのキャラクターを声で演じるなどして動画配信を行うYouTube（ユーチューブ）出演者。別名VTuber（ブイチューバー）。

¹⁶⁸ クラウドファンディング：不特定多数の人が主にインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。

¹⁶⁹ スキルシェア：個人等が保有する活用可能な資産等を、主にインターネットを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動であるシェアリング・エコノミーのうち、ホームページ作成やデザイン・イラスト、企画・アイデア提案などのスキルを活用するもの。

【K P I】

■移住相談件数：〔2018年実績値 3,075件〕 ほか

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none">・SNSを活用した岩手県の仕事やライフスタイルに係る情報発信・地域外の方とのつながりの創出、強化・移住者との交流 <p>(団体・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none">・就職、仕事に関する情報の発信・働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備・地域コミュニティとの地域課題解決に向けた取組	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none">・関係人口創出・拡大に向けた取組の情報発信・移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備・移住希望者への情報発信・インターンシップの受入促進や移住体験施策の推進・多様な交流による地域課題解決に向けた受入体制の構築
---	--

4-2 いわてまるごと交流促進戦略

《取組の方向》

- ・ 国内外からの観光誘客や岩手の地域資源を生かした観光地域づくり、農山漁村の交流体験やグリーン・ツーリズム、文化やスポーツ等を通じて、国内外の人々との交流が広がる地域づくりに取り組めます。

〔現状と課題〕

- ・ 本県には、「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産や、「三陸復興国立公園」、「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園、さらには、「御所野遺跡」や「三陸ジオパーク」など、世界に誇れる観光資源が存在しており、これらを生かした総合産業としての観光産業の振興が必要です。
- ・ 宮古・室蘭フェリー航路の開設、いわて花巻空港における台北、上海国際定期便の就航、三陸鉄道「リアス線」の一貫運行、復興道路の完成など、新たな交通ネットワークの構築により、交流人口の拡大が期待されています。
- ・ 外国人宿泊者数は、平成29年（2017年）は過去最高を記録するなど順調に増加していますが、東日本大震災津波の発災前との比較では、伸び率が全国を下回っており、外国人個人旅行者（FIT）の誘客をはじめ更なる取組が必要です。
- ・ 復興支援を通じて深まった世界との交流に加え、ラグビーワールドカップ2019™釜石開催、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での取組等により、県民が世界とつながる機会が一層拡大しており、これを人的・経済的交流の発展につなげていく取組が必要です。
- ・ 岩手芸術祭やマンガ、若者による文化芸術への取組など、これまで培われてきた本県文化芸術の多様な魅力を県内外に向けて積極的に発信していくことが必要です。
- ・ 本県は、内陸部に山岳丘陵地帯が広がっており、沿岸部は太平洋に面しています。こうした地勢や四季鮮やかな本県の気候のもと、夏はマリンスポーツや登山、冬はウインタースポーツなど様々なレジャーを楽しめる環境を生かしていくことが必要です。
- ・ 本県には、「平泉の文化遺産」と「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産に加え、世界遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」や地域の誇りとなる歴史遺産が数多く存在しています。
- ・ 世界遺産の登録の目的である保存管理の重要性について、県民等の理解が深まるよう取組を進めるとともに、平泉文化をはじめ先端的な研究成果を広く各方面に発信し、学術文化交流の活性化と世界遺産の理解向上を図る必要があります。
- ・ 連続と続く歴史や多彩な伝統文化に係る資源について、世界遺産と関連させて活用する機会が少ないことが課題となっています。

- 本県は、明治以降、政治、学術・文化など多彩な分野において、日本や世界で活躍した多くの偉人を輩出した歴史を有しています。近年、歴史・文化等をテーマにする聖地巡礼やゆかりの地の訪問など、観光需要の高まりを背景とした交流の機会が増大しています。
- 少子高齢化や進学期、就職期の若者の流出などにより、民俗芸能など地域の文化を継承する人材が減少し、文化芸術活動の担い手も高齢化しています。
- 文化財は、地域の歴史を理解する上で貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となるものとして、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。
- 自然公園などの美化活動や利用者のマナー啓発等を行うグリーンボランティアの高齢化が進んでおり、大学生などの若者のボランティアへの参加を促していく必要があります。
- 世界に誇れる地質遺産等があり、3県16市町村の日本一広大なエリアで三陸ジオパークの活動が展開されていますが、より地域に根ざした取組が求められています。
- 農山漁村地域の交流人口の更なる拡大のために、積極的な情報発信や受入環境の整備に取り組んでいく必要があります。
- 本県における在留外国人数は、平成22年(2010年)12月末は6,191人でしたが、東日本大震災津波の発災後の平成23年(2011年)12月末には5,234人と大きく減少しました。その後、徐々に増加し、平成29年(2017年)12月末には6,627人となり、東日本大震災津波の発災前の107.0%になっています。
- 国においては、新たな在留資格¹⁷⁰の創設など、外国人材の受入拡大に向けた取組を更に進めることとしています。
- 東日本大震災津波の発災以降、多くの外国人が岩手を訪れて県民との交流を深め、また、本県から多くの若者が海外に招かれるなど、これまでになく規模で、県民が世界とつながる機会が増加しています。
- 在留外国人の増加に伴い、外国人にとっても暮らしやすい環境づくりのため、市町村、国際交流協会等の関係機関と連携して、外国人県民等¹⁷¹の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組を進めていく必要があります。
- 地域の将来を担う若者が、海外と直接触れ合い、グローバルな視点で将来を考える機会を拡大するとともに、岩手に縁を持った多種多様な地域や人材とのネットワークを強化・活用する必要があります。

¹⁷⁰ 在留資格：外国人が日本に在留することについて、法が定める一定の資格。

¹⁷¹ 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。

〔主な取組内容〕

1 観光振興による交流人口の拡大

《関連するSDGsのゴール》



(1) 「観光で稼ぐ」地域づくりの推進

- ・ 宿泊、飲食、小売業などの観光事業者をはじめ、関連する事業者への経営指導・支援を通じて、経営力の強化や生産性の向上を図ります。
- ・ 商工、交通、農林水産、文化、スポーツ、環境、教育等の分野に携わる方々や、地域住民等の参画により新たな観光ビジネスの創出を促進します。
- ・ 国立公園などの自然、温泉、公共交通などの交通ネットワーク、商工業施設、農林水産業施設、歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用していきます。
- ・ 地域の伝統産業をはじめとする地域産業の工房や工場などの施設見学や仕事体験、農林水産業の作業体験等の産業観光コンテンツの磨き上げや売込みを行うことにより、地域産業の振興につなげます。
- ・ 地場産品や農林水産物を活用した観光コンテンツの磨き上げや売込みを行うことにより、地域における観光消費の拡大と地場産品の販路拡大につなげます。
- ・ 地域の多彩な農林漁家の生活体験、食文化などの地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化を活用した、観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 幅広い層に訴求力のあるマンガやアニメなどを活用した本県ならではの観光コンテンツの磨き上げやコンテンツツーリズムなどの売込みを行います。
- ・ 世界的、全国的なスポーツ大会・合宿、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティを活用した観光コンテンツの磨き上げや、これを生かしたスポーツツーリズムなどの売込みを行います。
- ・ 大学をはじめ学術研究機関と連携し、地域資源を生かした観光コンテンツの発掘・磨き上げを行います。
- ・ 観光施設や宿泊施設等のユニバーサルデザイン対応を促進することにより、人にやさしいまちづくりにつなげます。
- ・ 観光事業者と生活環境分野とが連携し、地域住民の生活環境との調和を図りながら、観光産業の振興を促進します。
- ・ 高級志向など多様なニーズに対応する宿泊施設等の受入態勢整備に関する調査・研究を進

めます。

- ・ 震災学習を中心とした教育旅行や企業研修等の誘致により、東日本大震災津波と震災からの復興の記憶と教訓を広く後世につなげます。
- ・ 高田松原津波復興祈念公園、東日本大震災津波伝承館、震災遺構、被災体験の語り部、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、沿岸地域の固有のコンテンツを効果的に情報発信し、これらを活用した復興ツーリズムなどの促進を図ります。
- ・ 御所野遺跡をはじめ、工芸品、食文化、スノーコンテンツ、高原牧場、温泉等の観光コンテンツの磨き上げや、これを生かした北東北各県との連携による、広域周遊ルートの構築などにより、北いわてへの誘客拡大を図ります。

(2) 質の高い旅行商品の開発・売込み

- ・ 2つの世界遺産や2つの国立公園など、「岩手ならではの」のコンテンツに高品質な「食」、「宿」などを組み合わせた高付加価値型の旅行商品造成を促進します。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 の開催を契機として、三陸鉄道と三陸の食、自然、体験を組み合わせた沿岸縦断型の宿泊旅行商品、震災学習や食などをテーマとした高付加価値型の旅行商品の造成・販売を促進し、「観光で稼ぐ三陸」のモデルを構築します。
- ・ 復興道路整備による道路網、三陸鉄道「リアス線」の一貫運行などによる鉄道網、宮古・室蘭フェリー航路の開設や外航クルーズ船寄港による海路、いわて花巻空港への国際定期便就航による空路など、「陸・海・空 新観光流動」を生かして県内をより広く周遊し、より長く滞在する旅行商品造成を促進します。
- ・ バス、タクシー、レンタカーなどの二次交通ネットワークの充実を図り、より広く周遊する観光を促進します。
- ・ 早朝観光やナイト観光などの滞在型コンテンツの開発・充実により、宿泊を伴う観光を促進します。
- ・ 文化、スポーツなど様々な分野のイベント開催等と連動した「ワンモアステイ」（観光でもう一日、もう一泊）の売込みを促進します。
- ・ 関連産業との連携のもと、食、文化、スポーツ、医療など、観光客の多様なニーズに対応した旅行商品造成を促進します。
- ・ 観光地での閑散期となる季節における観光需要を喚起する旅行商品の開発や売込みを促進します。
- ・ 宿泊施設等のバリアフリー対応の状況などの情報について、（公財）岩手県観光協会と連携して広く発信するとともに、宿泊施設等の受入環境の整備を一層促進し、高齢者や障がい者など誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の充実を図ります。
- ・ 宿泊、飲食、小売業などの観光事業者において、消費性向の高い客層に対する付加価値の高いサービスを提供するために必要なハード・ソフト両面での受入環境の整備を促進します。
- ・ 東北各県や北東北三県との広域連携を更に深めながら、スケールメリットを生かしたプロモーションや観光キャンペーンを展開します。

- ・ 県、市町村、観光事業者、関係団体等と連携した観光キャンペーンなどによる誘客活動や情報発信に取り組みます。
- ・ 情報入手手段として活用が進むSNSを含め、情報通信技術（ICT）を活用した情報発信や誘客活動に取り組みます。
- ・ 産学官が連携し、国内外の学会、各種大会などの大型コンベンション等や、これに伴う沿岸地域へのエクスカージョンの誘致に取り組みます。

(3) 外国人観光客の誘客拡大

- ・ 東北広域が連携し、各市場に対応したプロモーションの展開により、外国人観光客の東北全体への誘客を促進します。
- ・ 鉄道、バスを活用した周遊フリーパスの造成支援等により、東北広域二次交通の充実を図ります。
- ・ SNSなどを活用した情報発信により、海外の消費者に直接本県の魅力をPRするとともに、旅行会社へのプロモーションを展開し、東北への誘客拡大を本県への入込み、特に宿泊者数の増加につなげます。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019TMや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、多言語対応やムスリム等の受入環境整備を支援することにより、積極的に外国人観光客を受け入れる宿泊、飲食、小売業などの観光事業者の拡大を図ります。
- ・ 外国人個人旅行者（FIT）の誘客を図るため、無料公衆無線LAN、キャッシュレス決済などの情報通信技術（ICT）環境整備や、案内表示の多言語対応、施設のバリアフリー化などの受入環境整備を促進し、受入環境に関する情報を積極的に発信します。
- ・ 消費性向の高い客層に対応した宿泊施設等の受入環境整備を促進するとともに、高付加価値型の旅行商品の造成・販売を促進します。
- ・ 海外市場の顧客ニーズ・満足度やトレンドを把握するため、これらの情報を持つ人材の協力を得て、情報収集力を強化し、旅行商品造成の促進や誘客の拡大を図ります。
- ・ クルーズ船を含む海路を活用した旅行商品造成を促進し、沿岸地域への誘客と消費の拡大を図ります。
- ・ いわて花巻空港への国際定期便・チャーター便を活用した県内全域を広く周遊し、長く滞在する旅行商品造成を促進します。
- ・ いわて花巻空港に国際定期便・チャーター便を就航している航空会社や、同空港への国際定期便等を利用した旅行商品を造成・販売している旅行会社と連携したプロモーションを展開することにより、本県への誘客の拡大と、国際定期便等の利用促進を一体的に進めます。

(4) 売れる観光地をつくる体制の整備促進

- ・ 地域の観光産業を持続的に発展させていくため、マーケットインの視点を持ち、地域資源を磨き上げ、観光資源としてその価値を創造し、魅力的な観光地づくりにつなげていく観光産業をけん引する人材の育成を支援します。
- ・ 地方公共団体、観光関連事業者をはじめとする地域の多様な主体が参画し、地場産業の発展や住民生活の向上にもつながる日本版DMOの整備と、地域資源を生かした売れる観光地

づくりに向けた活動を促進します。

- ・ 沿岸地域においては、各種データの収集・分析やマーケティング調査に基づき、地域の幅広い分野が連携して観光地づくりを行う三陸DMOセンターを設置しており、同センターが行う、着地型旅行商品造成を担う人材の育成や、地域資源を生かした観光コンテンツ開発、これをつないだ観光ルートの構築についての取組を連携して推進します。
- ・ 県や市町村を含め、多様な分野の機関・団体等の参画によるオール岩手の観光推進組織の活動を推進し、観光コーディネーターの配置などによる地域DMO等の観光地づくりの活動への支援や、各地域の観光地づくりの取組をつないだ広域観光ルートの構築、二次交通支援などをはじめとしたシームレスなサービス提供の体制づくりを進めます。
- ・ 平成28年（2016年）に開催した希望郷いわて国体、希望郷いわて大会のレガシーであるおもてなし力を継承し、県民一人ひとりが、日本一のおもてなしの心で観光客を迎え入れる機運の醸成を図ります。
- ・ 宿泊・観光施設等におけるお客様の視点に立ったサービス向上を図るため、ホスピタリティ（おもてなしの心、接客スキルなど）を身に付けた人材の育成を支援します。

(5) 県内港湾やいわて花巻空港の利活用の促進

- ・ 観光振興や地域振興に資するクルーズ船の寄港拡大を図るため、クルーズ船社へのポートセールスを展開します。
- ・ 観光目的、ビジネス目的の両方の空港利用者のニーズを踏まえて、国内線の路線、便数の維持・拡充やダイヤ改善等を航空会社に継続的に働きかけるとともに、旅客数、利用率が伸び悩む冬季を中心に年間を通じた利用促進に取り組みます。
- ・ 海外との定期便就航・チャーター便などの運航拡大に向けて、官民一体となって航空会社や旅行会社へのPRやエアポートセールスを展開します。
- ・ 国際線の利用客の増加に向けて、県民のパスポート取得助成などに取り組みます。
- ・ 空港アクセスの改善など空港利用者の利便性向上に取り組みます。

【K P I】

- 観光消費額単価（日本人・県外・宿泊）〔2018年実績値 26.1千円〕
- 観光消費額単価（外国人・宿泊）〔2018年実績値 53.4千円〕
- 本県観光に対する満足度が極めて高い人の割合（全体）：〔2018年実績値 29.3%〕
- 外国人宿泊者数（延べ人数・全施設）：〔2018年実績値 25.9万人泊〕
- 本県への再来訪意向を持つ人の割合：〔2018年実績値 67.0%〕
- 外国船社が運行するクルーズ船寄港回数：〔2018年実績値 2回〕
- いわて花巻空港の航空旅客数：〔2018年実績値 481千人〕

<多様な主体に期待される取組>

(企業等)	(市町村)
・「観光で稼ぐ」との意識を持った観光地	・「観光で稼ぐ」との意識を持った観光地

<p>づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野を超えた、観光ビジネスへの積極的な参画 ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり ・震災学習コンテンツの磨き上げ ・質の高い旅行商品の造成 ・国内外からの誘客に向けた情報発信 ・旅行者が快適に過ごすための受入態勢の整備 ・旅行者に満足してもらうための「おもてなし」の実践 ・観光地へのアクセス向上のための二次交通の整備 ・いわて花巻空港の積極的な利用 ・空港アクセス改善の取組 ・事業者間の連携による新たな魅力の創出 ・観光等での県内の道路、港湾及び空港の活用 <p>(教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連産業を担う人材の育成 ・教育旅行や企業研修旅行における県内観光施設の利用 ・いわて花巻空港の積極的な利用 ・留学生など在留外国人を活用した情報発信 ・伝統文化の発信によるコンテンツの提供 ・スポーツツーリズムにかかる連携強化 	<p>づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本版DMO整備に向けた取組 ・日本版DMO等と連携した観光地域づくりの推進 ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり ・国内外からの誘客に向けた情報発信 ・地域内の二次交通の整備促進 ・広報媒体等による住民への利用促進 ・空港アクセス改善の取組(交通事業者との連携) ・地域ぐるみでの「おもてなし」の推進
---	---

2 文化芸術・スポーツを生かした地域づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進

- 文化芸術を生かした交流を推進するため、「岩手芸術祭」への参加者や鑑賞者の拡大に向けた取組を行うとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に交流できる機会を提供します。
- 文化芸術を生かした交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト2019を通じて深まった著名な芸術家との交流や国際音楽祭などの文化イベントを展開するとともに、国内外の芸術家等が滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンス¹⁷²など、国内外との交流に向けた取組を推進します。
- 県民会館など県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。
- 文化芸術を生かした国内外との交流を推進するため、「いわての文化情報大事典」ホームページを活用して文化芸術情報等の本県の魅力を発信するとともに、海外におけるプロモーションを展開します。

(2) スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、市町村・関係団体等と連携を強化し、事前キャンプの誘致、ホストタウン登録等に取り組むとともに、大会終了後の人的・文化的交流の発展につながるよう、キャンプ・ホストタウンの相手国との交流事業やキャンプの継続に向けた取組を促進します。
- スポーツによる交流人口の拡大を図るため、いわてスポーツコミッションを中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致に取り組みます。
特に、ラグビーワールドカップ2019™の会場である釜石鶴住居復興スタジアムにおいて、これまでの国内外とのつながりや三陸防災復興プロジェクト2019などのレガシーを継承し、スポーツイベントを展開していきます。
- スポーツツーリズムを拡充するため、本県の豊かな自然を生かしたトレイルラン、カヌーなどのスポーツアクティビティの創出・普及を促進します。
- 県内トップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成による地域活性化を図るため、各チームと連携し、観戦招待やスポーツ教室、イベントの実施などに取り組みます。
- スポーツを生かした経済的な交流の拡大を図るため、産学官連携により、スポーツ関連の製品、技術、サービスなどの共同研究・開発に向けた取組を促進します。

¹⁷² アーティスト・イン・レジデンス：アーティストの滞在型創作活動、またその活動を支援する制度。

【K P I】

■ 県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数
：〔2017年実績値 438,274人〕

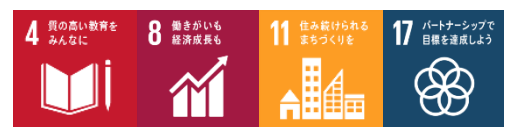
■ スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 133,717人〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術・スポーツイベントへの参加 (企業・産業支援機関・県内トッププロスポーツチーム等) ・文化イベント開催への支援 ・試合の観戦招待、スポーツ教室等の開催 ・スポーツビジネスの研究・開発 <p>(文化芸術活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術イベントの開催、支援、情報発信 <p>(スポーツ関係団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントの開催 <p>(教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術・スポーツイベントの開催、支援、情報発信 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術イベント開催への支援、情報提供 ・文化芸術を生かした地域づくりの取組 ・スポーツイベントの誘致・開催・場の提供 ・スポーツツーリズムの推進 ・スポーツ環境の提供 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした交流事業等の推進
--	---

3 世界遺産の保存と活用の推進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 世界遺産の新規・拡張登録の推進

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産への新規登録について、関係自治体と連携し、登録に向けた取組や適切な保存管理体制の構築を進めます。
- ・ 「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録について、柳之御所遺跡の調査研究の推進や、関連遺跡の調査等の支援など、拡張登録に向けた取組を進めます。

(2) 世界遺産の理解の増進による遺産の適切な保存管理・活用の推進

- ・ 本県が有する世界遺産を将来の世代へ継承していくため、世界遺産の価値や保存管理の重

要性の理解増進につながる児童生徒への教育活動や県民に向けた講演会等の取組を実施します。

- ・ 全ての人々に魅力のある世界遺産となるよう、住民生活と調和した遺産の保存管理と活用を進めます。

(3) 世界遺産の持つ新たな魅力の発信

- ・ 世界遺産等に対する興味・関心を高め持続させていくため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備し、価値を広く伝えるとともに、御所野遺跡、橋野鉄鉦山の既存施設と連携した取組を実施します。
- ・ 「平泉の文化遺産」をはじめとする世界遺産の情報発信力を強化するため、「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等を充実します。

(4) 世界遺産を活用した地域間交流の推進

- ・ 世界遺産を核とした3つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）を構築し、教育・地域振興・観光・学術研究を活性化させるための人的・文化的交流に取り組みます。
- ・ 世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し、地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備します。

【K P I】

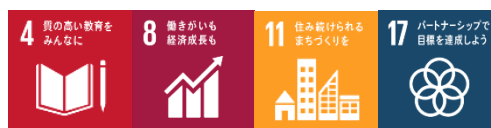
- 「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕：〔2018年実績値 1,283人〕
- 講演会・フォーラム等参加者数〔累計〕：〔2018年実績値 620人〕
- 文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕：〔2018年実績値ー〕

<多様な主体に期待される取組>

<p>(県民・地域住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産が持つ価値の理解と共有 ・ 世界遺産の保存管理と活用への参画 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産の保存・活用活動に対する財政支援、協働 	<p>(教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産の正しい価値の伝達のための教育活動 ・ 世界遺産に関する研究の実施 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産の新規登録等の推進に係る遺跡調査 ・ 世界遺産の適切な保存管理
---	---

4 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境づくりと交流の促進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信

- ・ 県民の伝統文化への理解促進を図るため、「岩手県民俗芸能フェスティバル」を開催し、本県が誇る民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場を確保します。
- ・ 民俗芸能団体の活性化を図るため、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの公演の機会を提供し、本県の民俗芸能の魅力や価値を県内外へ発信します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体等の活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。

(2) 民俗芸能など伝統文化を生かした交流の推進

- ・ 民俗芸能など伝統文化を生かした交流人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体と連携し、訪日外国人等向けに本県が誇る民俗芸能の魅力発信するなど、観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を支援します。

(3) 様々な文化財などを活用した歴史への理解促進と情報発信

- ・ 本県出身の偉人や様々な文化財など、本県の歴史についての理解促進を図るため、「いわての文化情報大事典」ホームページや、関連イベントの開催などにより、広く情報を発信します。
- ・ 本県の特徴的な文化資源である「妖怪文化」への理解促進と情報発信を図るため、「怪遺産」に関連する自治体と連携した取組を実施します。

(4) 様々な文化財などを活用した交流の推進

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組めます。

- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニューや観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。

【K P I】

- 「岩手県民俗芸能フェスティバル」鑑賞者数〔累計〕：〔2018年実績値 980人〕
- 観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）：〔2018年実績値 3,501千人〕
- 「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数〔累計〕
：〔2018年実績値 471,363人〕
- 文化財保存活用地域計画を策定した市町村数〔累計〕：〔2019年実績値ー〕

＜多様な主体に期待される取組＞

<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の歴史の理解 ・ 伝統文化継承活動への参画 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化継承活動への支援 ・ 伝統文化継承活動への参加に向けた環境の整備 ・ 開発行為における文化財保護法に基づく文化財保護 <p>(伝統文化活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信 <p>(文化施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞機会の提供 ・ 活動場所・成果発表機会の提供 	<p>(教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信 ・ 博物館等の社会教育施設の積極的な活用(市町村・市町村教育委員会) ・ 伝統文化継承活動の取組の推進、支援 ・ 改正文化財保護法に基づく、主体的な文化財保存活用地域計画の策定 ・ 文化財の調査・指定、保護・保存管理の指導、公開・活用 ・ 文化財等を活用した地域づくりの推進
--	---

5 自然公園等を生かした交流の促進

《関連するSDGsのゴール》



(1) 自然とのふれあいの促進

- ・ 自然公園等の登山道などにおいて、県民が参画するグリーンボランティア等と協働して自然環境保全やマナー啓発に取り組みます。
- ・ 自然公園等の外国人も含めた観光客の利用促進を図るため、多言語化したPR映像等を活用し、自然の魅力などの情報発信を積極的に行うとともに、標識等の整備に取り組みます。
三陸復興国立公園については、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの取組と連携し、イベント情報の発信に取り組みます。
- ・ 災害などにより損壊した自然公園等施設の復旧・整備に継続して取り組みます。

(2) 三陸ジオパークに関する取組の推進

- ・ 地域や広域ブロックによる地質遺産等に対する環境保全活動が行われるよう、フォーラムの開催や講習会・学習会等への講師派遣等に取り組みます。
- ・ 地質遺産等や環境保全に関する知識を有する人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ガイド講習会やジオパーク授業などに取り組みます。
- ・ 国内外との交流人口の拡大を図るため、分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等に取り組みます。

【KPI】

- 自然公園ビジターセンター等利用者数：〔2018年実績値 510 千人〕
- 主要ジオサイトの観光入込客数：〔2018年実績値 1,139 千人〕

<多様な主体に期待される取組>

(県民) ・自然とのふれあい施設を利用した活動や環境保全活動への参加 ・自然公園等利用時におけるマナー遵守 ・事業者との環境コミュニケーションへの参画	(企業等) ・住民等との環境コミュニケーションの取組の実施 (市町村) ・自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施
--	---

6 農山漁村の振興

《関連するSDGsのゴール》



(1) 魅力あふれる農山漁村づくりの推進

- ・ 地域の立地条件等を生かして生産された、特長ある農林水産物を活用した特産品等の開発、販路の開拓・拡大など農山漁村ビジネスの取組を促進します。
- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの継承・振興や、農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動を促進します。
- ・ グリーン・ツーリズムやファームステイ等による交流人口の拡大に向け、地域の交流活動をコーディネートする組織の活動を支援するとともに、体験型教育旅行や企業の社員研修、外国人観光客等の受入拡大に向けた取組や観光分野と連携した情報発信を進めます。
- ・ 県民の健康・余暇活動など様々な分野で、森林の持つ公益的機能の活用を促進します。
- ・ 漁業体験や余暇活動の場等として漁港を活用するなど、漁港施設の多目的利用を進めます。
- ・ 農道や林道、集落排水施設等の整備による快適な生活環境づくりを促進します。

【KPI】

■グリーン・ツーリズム交流人口：[2018年実績値 1,175千人回]

<多様な主体に期待される取組>

<p>(生産者を含めた地域住民・団体・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験プログラム開発、受入れ技術の向上 ・ グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン・ツーリズム等の施策の企画 ・ 地域の交流活動をコーディネートする組織の支援 ・ グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信
---	--

7 多文化共生の地域づくり

《関連するSDGsのゴール》



(1) 外国人県民等が暮らしやすい環境づくり

- ・ 国際交流センターの外国人県民等の支援拠点としての更なる機能強化に向け、外国人相談体制や情報提供体制等の充実を図ります。
- ・ 地域における国際化や多文化共生を更に進めるため、市町村や国際交流協会等を対象とする研修や、地域づくり関係者を巻き込んだワークショップ等を実施します。
- ・ 県民が互いの文化や習慣への理解を深めるため、国際交流員による外国文化の紹介や、在住外国人との交流会を実施します。
- ・ 外国人県民等の言葉の壁を解消するため、日本語の習得支援を行うほか、多言語により外国人県民等の生活を支える人材の育成を支援します。

(2) 海外との交流の促進

- ・ 世界各国・地域の海外県人会が活性化し、本県とのつながりが一層深まるよう、その活動の充実を図ります。
- ・ 岩手と海外の次代を担う若者が、お互いの多様な文化への理解を深めるため、相互派遣交流の機会を提供します。
- ・ 情報発信を強化するため、海外で活躍する本県ゆかりの方々をいわて親善大使¹⁷³として委嘱するとともに、大使の活動等を通じて、海外とのネットワークの強化を図ります。

【KPI】

- 国際交流センター来館者数：〔2017年実績値 146,656人〕
- 海外派遣人数及び相互交流受入人数：〔2017年実績値 33人〕

<多様な主体に期待される取組>

(県民) ・ 交流機会や啓発機会への参加 ・ 外国人県民等への協力 (外国人県民等) ・ 地域行事や日本語学習機会への参加 (企業等) ・ 外国人従業員等への生活支援、日本	(市町村、市町村国際交流協会、国際理解関係団体) ・ 外国人等への生活支援、相談窓口の設置、相談対応 ・ 多言語による生活情報等の提供 ・ 国際理解事業の実施、交流機会の拡大、行事への参加奨励
--	---

¹⁷³ いわて親善大使：岩手県のPRなど岩手と世界の交流の懸け橋として友好交流を推進することを目的として、県が、本県が受け入れた留学生等や本県出身のJICA海外協力隊など本県ゆかりの方を大使に委嘱するもの。

<p>語学習への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動、交流機会等への参加奨励 ・ 外国人県民等の雇用機会の創出 (教育機関) ・ 外国人児童・生徒及び保護者への情報提供 ・ 国際・多文化共生の視点を取り入れた学習等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教室の開催 ・ ボランティア情報の収集・登録 ・ 草の根交流、姉妹都市交流の推進 ・ 地域における外国人県民等のネットワークづくり支援 (県国際交流協会) ・ 外国人等の相談の実施、生活支援 ・ 多言語による情報提供・普及啓発・活用支援 ・ 多文化共生理解の普及・啓発 ・ 交流機会の提供と住民の参加奨励 ・ 日本語教室の開設等の支援 ・ 外国人児童・生徒への日本語指導の支援 ・ ボランティアの育成や体制整備の支援 ・ 海外との交流に意欲的な県民のネットワークづくり ・ 留学生への支援
--	---

VI ふるさと振興を進める分野横断の戦略の展開

(本章の構成)

1	国際研究・交流拠点地域形成戦略	173
2	北上川流域産業・生活高度化戦略	175
3	新しい三陸創造戦略	178
4	北いわて産業・社会革新戦略	180

岩手は今、ILC計画の実現や、北上川流域を中心とした自動車・半導体関連産業の集積、東日本大震災津波からの復興の取組によって大きく進展したまちづくりや交通ネットワーク、北いわてにおける豊かな地域資源や新幹線等の高速交通網の進展など、それぞれの地域の強み、特徴を生かした産業振興や地域振興の大きなチャンスが広がっています。

4本の柱に基づく戦略に加え、これらのチャンスを生かした4つの分野横断の戦略を総合的に展開し、ふるさと振興を進めていきます。

<ポイント>

- 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けて、国際研究・交流拠点の環境整備や人材育成、コミュニティの形成等に取り組みます。
- 北上川流域を中心とした自動車・半導体関連産業の集積を生かした産業振興や生活環境の充実に取り組みます。
- 震災の教訓や復興の姿の発信、復興の取組により大きく進展したまちづくりや交通ネットワークを生かした地域産業の振興、三陸の地域資源を生かした交流の促進等に取り組みます。
- 北いわての持続的な発展に向けて、北いわての豊かな地域資源や新幹線などの高速交通網の進展を生かした地域産業の振興や、豊富な再生可能エネルギー資源の利用促進など地域のポテンシャルを生かした地域振興等に取り組みます。

※ 各戦略の内容は、素案段階のものであり、2月の最終案で変更となる場合があります。

※ 新規の施策については、検討中であり、必要に応じて最終案で盛り込みます。

1 国際研究・交流拠点地域形成戦略

《取組の方向》

- ・ 国際リニアコライダー（ILC）の実現により、世界トップレベルの頭脳や最先端の技術、高度な人材が集積されることから、イノベーションを創出する環境の整備などを進めることにより、知と技術が集積された多文化共生の国際研究・交流拠点の実現を目指します。

〔現状と課題〕

- ・ 平成 25 年（2013 年）8 月に、ILC 立地評価会議が ILC の国内建設候補地を北上山地に決定するとともに、平成 29 年（2017 年）11 月には、ILC 初期計画を 20 km からスタートする計画が国際的な研究者組織である ICFA（国際将来加速器委員会）¹⁷⁴で承認されるなど ILC 実現への機運が高まっています。
- ・ 平成 31 年（2019 年）3 月には、政府が初めて ILC 計画への関心を表明しました。
- ・ ILC の実現により、最先端の技術や高度な人材の集積が見込まれるほか、世界中から数千人の研究者とその家族が東北に居住し、国際的な研究都市が形成されることが見込まれています。

〔主な取組内容〕

《関連するSDGsのゴール》



(1) 国際研究拠点の形成支援と研究開発を目指す人材の育成

- ・ 世界から優れた人材が集う ILC 国際研究所を核として、自然や文化を生かした環境整備に取り組み、国際研究拠点の形成を支援します。
- ・ ILC での研究開発を目指す人材を育成します。

(2) イノベーションの創出

- ・ ILC に関連する技術や研究成果の産業化を支援するイノベーション拠点の形成に取り組みます。
- ・ 新たなサービスや製品の開発につながる加速器関連産業¹⁷⁵の集積地域の形成に取り組みます。

¹⁷⁴ ICFA（国際将来加速器委員会）：将来の加速器計画を審議する国際的な研究者組織。

¹⁷⁵ 加速器関連産業：ILC や放射線治療装置に用いられる加速器（電気を帯びた粒子を加速する装置）の製造等に関連する産業。

(3) **グリーン I L C¹⁷⁶（環境、エネルギー）によるエコ社会の実践**

- ・ I L C 関連の研究施設や住居等への県産材利用などによる地域の持続可能性の向上に向けた取組を推進します。
- ・ I L C 国際研究所や居住エリア、各種産業への排熱や冷水等のエネルギーの利活用を推進します。

(4) **国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成**

- ・ モノのインターネット（I o T）や A I などを活用した医療や教育など、各種住民サービスの提供による外国人研究者・家族及び地域住民が暮らしやすい社会の実現に向けた取組を推進します。
- ・ 外国人研究者・家族と地域住民が共生する多文化コミュニティの形成を推進します。

(5) **I L C を活用した交流人口の拡大、科学技術教育水準の向上**

- ・ 観光資源として I L C を活用したサイエンスツーリズムやエコツーリズムに取り組みます。
- ・ 先端科学技術を学ぶサイエンス・コミュニケーション活動を通じた、地域の科学技術に関する教育水準の向上に向けた取組を推進します。

<多様な主体に期待される取組>

<p>（県民・地域団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I L C 関係者等の受入れ ・ 国際研究拠点形成に関連したまちづくりへの参画 ・ 移住者・外国人等新たな住民の受入理解・サポート・交流 <p>（企業・団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I L C に関連する研究成果・新技術を基にしたビジネスの拡大 ・ グリーン I L C に係る研究開発・実用化への取組 ・ I L C 普及啓発活動への協力 ・ 外国人研究者家族等の居住・消費活動に係る利便性の向上への取組（例：キャッシュレス化・I C T 活用など） ・ 各企業・団体が有する商品等地域資源の情報発信 	<p>（公設試験研究機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I L C に関連する研究成果・新技術と地域資源のマッチング ・ グリーン I L C に係る研究開発・実用化への取組 ・ 外国人研究者家族のニーズ等について、地域に対する意見・助言の提示 <p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I L C 関連の研究開発を行う地域企業の支援 ・ 外国人研究者等 I L C 関係者の受入環境・生活環境の整備・コミュニティ形成 ・ I L C 普及啓発活動の実施 ・ 市町村管理のインフラ（道路、水道等）の活用 ・ 各自治体としての I L C 建設支援（例：事業用地・関連用地の取得・調整支援等） ・ グリーン I L C の取組支援
--	---

¹⁷⁶ グリーン I L C：再生可能エネルギーに由来する電力を可能な限り利用し、施設からの排熱回収や、関連施設の木造化等により、I L C を通じた持続可能なエコ社会を目指す考え方。

2 北上川流域産業・生活高度化戦略

《取組の方向》

- ・ 県央広域振興圏と県南広域振興圏にまたがる北上川流域において自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出が見込まれることを生かし、両振興圏の広域的な連携の更なる促進や、第4次産業革命技術のあらゆる産業分野、生活分野への導入などを通じて、働きやすく、暮らしやすい、21世紀にふさわしい新しい時代を切り拓く先行モデルとなる地域の創造を目指します。
- ・ また、本戦略の成果が速やかに他地域に波及していくとともに、広く県民がその生活利便性を享受することによって、県民全体の暮らしが豊かになることを目指します。

〔現状と課題〕

- ・ 北上川流域では、県央広域振興圏の都市機能や学術機関・IT産業等の集積、県南広域振興圏のものづくり産業の集積、両振興圏に共通する農業生産基盤や文化・スポーツ施設、豊富な観光資源など、産業集積と生活環境、豊かな自然が調和しています。
- ・ 自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積により、本地域では、今後5年間で5千人の雇用の創出が見込まれています。これにより、生活関連サービスや教育、観光、スポーツ、文化芸術など「人」に関わる様々な需要の高まりも見込まれます。
- ・ 本地域では、製造現場におけるモノのインターネット（IoT）化やスマート農業の取組など第4次産業革命技術の導入が図られつつあるものの、働きやすさや暮らしやすさを実現するためには、新たな情報通信技術インフラである5Gの実用化を視野に入れ、産業分野や生活分野への更なる導入促進が必要です。
- ・ 中小企業や小規模事業者、農林業従事者、地方自治体等における第4次産業革命技術の導入促進を担う人材の確保・育成が必要です。

〔主な取組内容〕

《関連するSDGsのゴール》



(1) 広域的な連携の促進等によるIT産業や学術機関との連携など北上川流域の強みを生かした産業振興・生活環境の更なる充実

IT産業、学術機関、産業支援機関等が集積する県央広域振興圏とものづくり産業が集積する県南広域振興圏双方の強みの掛け合わせにより、北上川流域全体の産業の高度化・高付加価値化、生活環境の充実を図ります。

(2) 産業分野・生活分野への第4次産業革命技術の導入の促進と新たな技術を拓く人材の確保・育成

- ・ 産業分野への第4次産業革命技術の導入促進と産業の高度化を図るとともに、イノベーションを創出する環境の整備に取り組みます。
- ・ 子育てや高齢者の見守り、健康管理、防災情報の提供など生活分野への第4次産業革命技術の導入促進に取り組みます。
- ・ サイバー空間と現実空間との融合による「人・産業・社会をつなぐ」取組を推進します。
(例：妊娠されている方が、自動運転の移動サービスで家から病院まで移動する車中で、簡易な健康診断が行われ、その結果が即座に病院に転送されることで、病院でのスムーズな診察が可能になるような取組)
- ・ 産業革命・生活革命に資する新たな技術開発の促進に取り組むとともに、実証実験等を行うフィールドの提供や研究者・技術者等の受入れ環境整備に取り組みます。
- ・ 県内高校、高等教育機関、県立職業能力開発施設、公設試験研究機関等の連携による、現場と先端技術双方の知識を兼ね備えた高度技術人材の育成に取り組みます。

(3) 多様な主体との連携・協働によるプロジェクト推進体制の構築

- ・ 地域の産業界、自治体、支援機関、学術機関に加え、第4次産業革命技術に知見を有する国内外の民間事業者、学識経験者等による戦略的プラットフォームの構築に取り組みます。
- ・ 北上川流域の豊かな生活環境の中で、多様な産業・職業への就業が可能であるといった特徴について、県内外への継続した普及啓発を実施するなど、本地域への興味・関心を高める取組を推進します。

<多様な主体に期待される取組>

<p>(高等教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業集積等を支える人材の育成・確保・定着 ・県や市町等と連携した第4次産業革命技術を活用した取組の調査研究 ・県や市町等と連携した高度技術人材の育成 ・プロジェクトへの参画 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次産業革命技術の導入等による生産性の向上や新たな製品・サービスの提供 ・働きやすい雇用・労働環境の整備 ・県や高等教育機関等と連携した人材の育成 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者等の地元定着やU・Iターンの促進 ・国の地方創生支援策等を活用した産業の高度化、高付加価値化 ・第4次産業革命技術を活用した生活環境の充実など暮らしやすい地域づくり ・県や高等教育機関等と連携した人材育成 ・プロジェクトへの参画 ・地域の強みや魅力等の情報発信
--	---

3 新しい三陸創造戦略

《取組の方向》

東日本大震災津波からの復興の取組により大きく進展したまちづくりや交通ネットワーク、港湾機能などを生かした地域産業の振興を図るとともに、三陸防災復興プロジェクト 2019 等を契機として生み出された効果を持続し、三陸地域の多様な魅力を発信して国内外との交流を活発化することにより、岩手県と国内外をつなぐ海側の結節点として持続的に発展する地域の創造を目指します。

〔現状と課題〕

- ・ 三陸地域では、安全なまちづくりなどの復興の取組に加えて、復興道路や三陸鉄道の一貫運行など新たな交通ネットワークの構築、港湾機能の拡充が進展しています。
- ・ 一方、人口減少の進行などにより、地域経済の衰退が懸念されることから、地域産業の振興と交流人口の拡大を図り、地域経済の好循環を拡大することが必要です。
- ・ 令和元年（2019年）には、復興道路の整備進展や三陸鉄道の一貫運行開始、東日本大震災津波伝承館の開館、ラグビーワールドカップ 2019TM の釜石開催により、三陸地域が国内外から注目を集めました。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 の目指す姿や取組を継承し、東日本大震災津波の記憶と教訓を伝え、三陸の多様な魅力を発信することにより、持続的な三陸地域の振興につなげていくことが必要です。

〔主な取組内容〕

《関連するSDGsのゴール》



(1) 「防災」で世界とつながる三陸

東日本大震災津波伝承館や震災津波関連資料などを活用した東日本大震災津波の教訓や復興の姿の発信、復興ツーリズムの推進など、世界の防災力向上に貢献する取組を推進します。

(2) 多様な交通ネットワークで国内外とつながる三陸

- ・ 復興道路やコンテナ航路などの交通ネットワークを生かした企業誘致や、新分野への進出などによる企業の経営革新の促進に取り組みます。
- ・ 復興道路等や港湾を活用した県内企業の輸出入及び県産農林水産物等の輸出の促進に取り組みます。
- ・ 三陸鉄道の利活用やクルーズ船の寄港拡大の促進など沿岸特有の交通ネットワークを生か

した国内外からの誘客の促進と、三陸鉄道の駅を中心としたまちのにぎわい空間を生かした交流拡大に取り組みます。

(3) ジオパークで世界とつながる三陸

世界ジオパーク認定を見据えた、三陸の地質遺産や文化・自然を活用した教育、保護・保全、新たな魅力の掘り起しと国内外への情報発信、ジオツーリズム¹⁷⁷などに取り組むジオパーク活動の推進に取り組みます。

(4) 世界に誇れる食やスポーツでつながる三陸

- ・ 三陸の豊かな食材や食文化を活用したフードツーリズムの推進など、世界に誇れる食のまちの形成に向けて取り組みます。
- ・ 三陸の魅力的な自然環境を活用したスポーツアクティビティと関連産業の創出の支援など、スポーツツーリズムの推進による交流の活性化を図ります。

(5) 次代を担う人材の育成

- ・ 産業支援機関や大学などと連携した地域産業の次代を担う人材育成と起業の促進に取り組みます。
- ・ 様々な地域課題を解決し、復興とその先の地域振興をけん引する人材育成に取り組みます。

(6) 多様な主体の参画と協働によるプロジェクトの推進

市町村や事業者、生産者、各種団体等の多様な主体が参画し、柔軟に連携・協働する体制により、持続的な三陸地域の振興を推進します。

<多様な主体に期待される取組>

<p>(事業者、生産者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種ツーリズムの推進 ・ 交通ネットワークを生かした経営革新や誘客促進 ・ 復興道路や港湾等を活用した輸出入の推進 <p>(各種団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災津波の教訓や復興の姿の発信 ・ 各種ツーリズムの推進 ・ ジオパーク活動の推進 ・ 推進体制への参画 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災津波の教訓や復興の姿の発信 ・ 各種ツーリズムの推進 ・ 交通ネットワークを生かした企業誘致や誘客促進 ・ ジオパーク活動の推進 ・ 県や産業支援機関等と連携した人材育成 ・ 推進体制への参画
---	--

¹⁷⁷ ジオツーリズム：地域の地史や地質現象などが分かる大地の遺産を訪ね、古い時代の生物と環境との関係や、人類の文化的な足跡などを学ぶ観光旅行。

4 北いわて産業・社会革新戦略

《取組の方向》

豊かな地域資源と高速道路や新幹線などの高速交通網の進展を生かし、地域の特徴的な産業の振興や、圏域を越えた広域連携による交流人口の拡大、豊富な再生可能エネルギー資源の産業分野・生活分野での利用促進など、県北圏域をはじめとする北いわての持つポテンシャルを最大限に発揮させる地域振興を図るとともに、人口減少と高齢化、環境問題に対応する社会づくりを一体的に推進することで、あらゆる世代がいきいきと暮らし、持続的に発展する先進的な地域の創造を目指します。

〔現状と課題〕

- ・ 北いわては、豊かな地域資源を有する一方で、全県に先行して人口減少と高齢化が進行していることから、産業分野における生産性の向上や、若者・女性・高齢者の活躍の推進、生活分野における中山間地域での持続可能な社会の形成や、特徴的な歴史や文化などを生かした地域の活性化に取り組むことが必要です。
- ・ 高速道路や北海道新幹線の延伸などの高速交通網の進展や、花巻空港をはじめ近隣の地方空港における国際便の就航、さらには「北海道・北東北の縄文遺跡群」の取組など4道県の連携の進展を好機と捉え、交流人口の拡大につなげる必要があります。
- ・ 国のエネルギー計画には再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが明記され、さらに民間企業における再生可能エネルギーの利用が増加しており、北いわての豊富な再生可能エネルギー資源を生かし地域の活性化につなげる必要があります。

〔主な取組内容〕

《関連するSDGsのゴール》



(1) あらゆる世代が活躍する地域産業の展開

- ・ 食産業、アパレル産業、漆関連産業をはじめとする地域産業における業容の拡大や先端技術の導入等による生産性の向上と、ライフスタイルに合わせた新しい働き方の実現による女性・高齢者の活躍の場の拡大の促進に取り組みます。

- ・ 国の地方創生の支援策や特区制度などを活用した農林水産業や食産業、観光産業、エネルギー産業などの融合による新たな産業の創出と、起業や事業承継による若者等の地元定着やU・Iターンの促進に取り組みます。

(2) 北海道・北東北広域交流圏の形成による交流人口の拡大

北海道や青森県、秋田県と連携し、多様な交通手段の組合せによる周遊ルートの構築と、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、食、地質遺産、自然環境などの豊かな地域資源を生かした観光地域づくりの推進により、国内外からの交流人口の拡大を図ります。

(3) 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした地域の振興

- ・ 風力やバイオマスなどの再生可能エネルギーによる発電所の立地に伴う工事等の直接的な投資効果や税収の増加と、再生可能エネルギーの供給力の拡大を生かした地域活性化の推進に取り組みます。
- ・ 先進的な社会の構築に向けて、地域新電力など再生可能エネルギー関連ビジネスへの地域企業の参入促進と、公共施設等における再生可能エネルギーの利活用拡大に取り組みます。

(4) 中山間地域における快適な社会の形成

- ・ 大学等と連携した新たな社会サービスの提供などによる高齢者等が安全・安心でいきいきと暮らせる生活環境の整備に取り組みます。
- ・ 空き家、耕作放棄地などの遊休資産¹⁷⁸を有効に活用するシェアリング・エコノミーの推進や、PFI¹⁷⁹などの公民連携の手法を導入した持続的な社会資本の整備と効果的な運用による住みやすい地域づくりを推進します。
- ・ 歴史や文化などを生かしたコミュニティ活動の活発化による社会参画機会の拡大に取り組みます。

(5) 地域の未来を担う人材の育成

- ・ 県内外の大学と地域の高校等の連携による地域社会の未来を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ 若手経営者や後継者、企業等の中核人材など地域産業の未来を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ 農業など基幹産業の知識・技術習得機会の拡充による多様な人材の確保と就業支援に取り組みます。

(6) 多様な主体の参画と協働による地域づくりの推進

大学を中心に市町村や企業・団体など多様な主体が参画し、将来を見据えた地域課題の解決や人材育成などに長期的に取り組むためのファンド機能等を有する推進体制を整備します。

¹⁷⁸ 遊休資産：何らかの事情によりその使用・稼働を休止している状態の資産。

¹⁷⁹ PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

<多様な主体に期待される取組>

<p>(大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市町村等と連携した新たな社会サービスの調査研究 ・ 県や市町村等と連携した人材育成 ・ 推進体制への参画 <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業容拡大や先端技術の導入等による生産性の向上 ・ 女性・高齢者の活躍の場の拡大 ・ 多様な交通手段の組合せによる周遊ルートの構築 ・ シェアリングエコノミーの導入 ・ 公民連携への参画 ・ 中核人材の育成 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の地方創生の支援策等を活用した新たな産業の創出 ・ 若者等の地元定着やU・Iターンの促進 ・ 豊かな地域資源を活用した観光地域づくりの推進 ・ 公共施設等における再生可能エネルギーの利活用拡大 ・ シェアリングエコノミーの推進 ・ 公民連携手法の導入 ・ 県や大学等と連携した人材育成 ・ 推進体制への参画
---	--

VII 総合戦略の推進と市町村等との協働

1	総合戦略の推進	184
(1)	推進体制	184
(2)	成果を重視した数値目標の設定とPDCAサイクルの徹底	184
2	市町村との協働体制の強化	186
3	多様な主体の参画・協働の推進	186

1 総合戦略の推進

(1) 推進体制

ふるさと振興の実現には、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成する多様な主体が、共に支え合いながら取り組んでいくことが重要です。

このため、「V 4本の柱に基づく戦略の展開」及び「VI ふるさと振興を進める分野横断の戦略の展開」においては、多様な主体に期待される取組を盛り込みました。ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうためには、雇用の創出を担う民間事業者や子育て支援を担うNPO、各種団体など、多様な主体が協働して取り組むことが必要であり、県は、今後も民間事業者や関係団体などとの協働を進めながら、本戦略に定めた取組を着実に推進していきます。

(2) 成果を重視した数値目標の設定とPDCAサイクルの徹底

(KPIの設定とPDCAサイクルの徹底)

戦略の実効性を高めていくためには、今回策定した戦略に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

県では、これまでも効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るため、本県の県行政に関する基本的な計画である「いわて県民計画(2019～2028)アクションプラン」の主要施策について指標を設定し、その達成状況や課題等を検証の上、その結果を次の政策等に適切に反映させる「政策評価」を行っています。

本戦略においても、本県におけるこうした政策評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCA(「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」)サイクルを確立し、前章までに設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を行います。

(KPIの進捗管理)

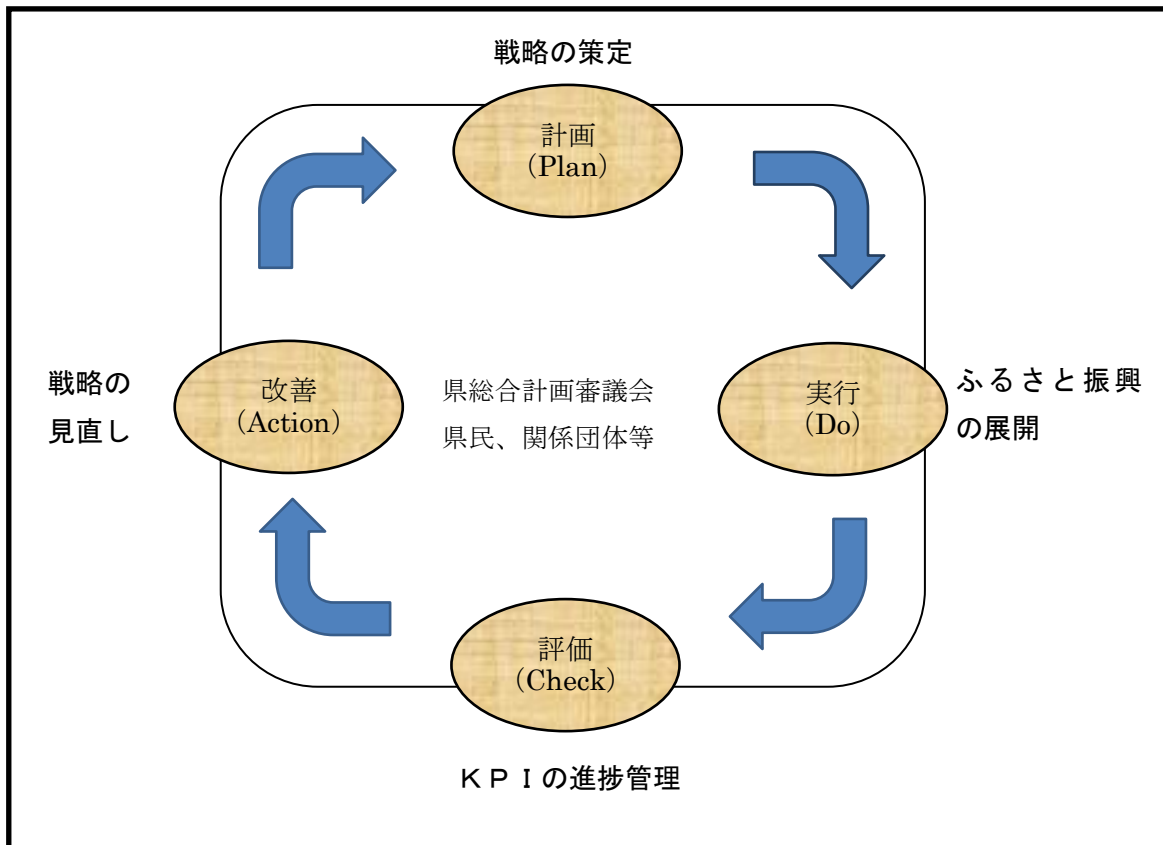
戦略の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクル¹⁸⁰を確実に機能させることによって、戦略の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本戦略において設定したKPIについて、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、岩手県総合計画審議会等に報告するとともに、県民に対して公表することとします。

県は、岩手県総合計画審議会や県民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映させるとともに、必要に応じて、戦略の見直しを図っていきます。

¹⁸⁰ マネジメントサイクル：目的を達成するために多角的な計画を策定し、計画どおりに実行できたのかを評価し、次期行動計画へと結び付ける一連の管理システム。

【総合戦略のPDCAサイクル】



2 市町村との協働体制の強化

- ・ ふるさと振興は、地域づくりを担う市町村との連携が不可欠であり、県は市町村総合戦略の取組と一体となって、対策に取り組んでいく必要があります。
- ・ このため、引き続き、県・市町村人口問題連絡会議等を通じ、幅広く意見交換を行っていくとともに、県庁各部局や広域振興局に配置したふるさと振興監を中心に積極的な支援・協働体制を構築しながら、市町村との連携を十分密なものとし、県・市町村の総合戦略で掲げる施策が効果的に発揮されるよう進めていきます。

【市町村と連携しながら検討を進めるべき施策の例】

- ・ 広域での婚活イベント開催や縁結びアドバイザー設置
- ・ 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに応じて総合的な相談や支援を行う子育て世代包括支援センターの整備の促進
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うなどの産後ケアの推進
- ・ 不妊治療給付費の拡充
- ・ 児童生徒を対象とした「誕生学」等出前講座
- ・ 育児アドバイザーの設置
- ・ 保育施設整備
- ・ 成人式等の機会を捉えた、又は父母等を通じたUIターン・システムへの情報登録
- ・ 父母等への県内企業情報の提供
- ・ 定住に関する取組情報の共有
- ・ 空き家等を活用した定住促進
- ・ 移住体験ツアーの広域化
- ・ 移住者等の地域受入れコーディネーターの育成
- ・ 地域おこし協力隊制度の積極活用
- ・ 移住者のニーズに基づく各ステージでの支援策を再構築・強化

3 多様な主体の参画・協働の推進

- ・ 県ではこれまで、東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、県民一丸となり、最優先で取り組んできました。
- ・ 国内外から復興への多く御支援をいただく中で新たなつながりが生まれ、さらに、ボランティアをはじめとした様々な場面での女性や若者の力強い活躍など、復興を進める過程で、多様な主体の参画やつながりが大きく広がってきました。
- ・ そして、平成28年（2016年）に開催した「希望郷いわて国体」、「希望郷いわて大会」は、県民の底力と様々なつながりの力を結集して大成功をおさめました。

- また、「三陸防災復興プロジェクト 2019」では、多様な主体とのつながりも復興の力とする「開かれた復興」の意義とともに、オール岩手で進める岩手の復興が、世界、そして、未来につながっていく姿を共有できました。
- 本戦略の推進に当たっても、県は、近年、拡大している県の役割を確実に果たすとともに、多様な主体が参画した地域づくりを更に進め、ふるさと振興に取り組んでいくことが重要と考えています。
- このため、県においては、ネットワーク化の支援や協働の場づくりなど、県と多様な主体との協働を広げていく取組や、民間や地域の力を引き出す取組を一層推進していきます。
- また、SDGsの「誰一人として取り残さない」の理念や多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を重視しながら、取り組んでいきます。

【参考資料】

SDGs と各戦略との関連について

【参考1】



SDGsの17の持続可能な開発目標と各戦略との関連性について

SDGs	次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
	働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
	1-1 商工業・観光振興戦略	1-2 農林水産業振興戦略	1-3 ふるさと移住・定住促進戦略	2-1 結婚・妊娠・出産支援・若者の就業	2-2 子育て支援戦略	3-1 魅力あるふるさとづくり戦略	3-2 文化・スポーツ振興戦略	3-3 若者・女性活躍支援戦略	3-4 保健・医療・福祉充実戦略	3-5 ふるさと未来を担う人づくり戦略	4-1 関係人口拡大戦略	4-2 進んでいってまるごと交流促進戦略	5-1 国際研究・交流拠点地域形成戦略	5-2 北上川流域産業・生活高度化戦略	5-3 新しい三陸創造戦略	5-4 新しい産業・社会革新戦略
1 貧困をなくそう					○	○		○	○							
2 飢餓をゼロに		○				○			○	○		○			○	○
3 すべての人に健康と福祉を				○	○	○	○	○	○	○				○	○	
4 質の高い教育をみんなに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
5 ジェンダー平等を実現しよう	○	○		○	○		○	○	○	○				○		○
6 安全な水とトイレを世界中に						○										
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに						○							○			○
8 働きがいも経済成長も	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	○	○			○	○	○		○	○		○	○			○
10 人や国の不平等をなくそう	○			○	○		○	○	○	○		○				○
11 住み続けられるまちづくりを		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 つくる責任 つかう責任	○	○	○			○				○		○			○	○
13 気候変動に具体的な対策を		○				○							○			○
14 海の豊かさを守ろう		○				○						○			○	
15 陸の豊かさを守ろう		○				○						○	○		○	○
16 平和と公正をすべての人に	○			○	○		○	○		○						
17 パートナリシップで目標を達成しよう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○


※ 次ページ以降の169のターゲットとの関連のほか、ターゲットとは直接関連は見られないものの、17の持続可能な開発目標の考え方に関連する取組も含めて関連づけを行っているもの

【参考2】

SDGsの169のターゲットと各戦略との関連性について

SDGs(持続可能な開発目標)	
17の目標	169のターゲット
	<p>1.1 2030年までに、現在1日 1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。</p> <p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。</p> <p>1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p>
	<p>1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。</p> <p>1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。</p>
	<p>2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。</p> <p>2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。</p> <p>2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。】</p> <p>2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。</p> <p>2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。</p> <p>2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。</p>
<p>目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】</p>	
<p>目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】</p>	

次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4
商工業・観光振興戦略	農林水産業振興戦略	ふるさと移住・定住促進戦略	若者の結婚、妊娠・出産支援戦略	子育て支援戦略	魅力あるふるさとづくり戦略	文化・スポーツ振興戦略	若者・女性活躍支援戦略	保健・医療・福祉充実戦略	ふるさとづくり戦略	関係人口拡大戦略	いわてまるごと交流促進戦略	国際研究・交流拠点地域形成戦略	北上川流域産業・生活高度化戦略	新しい三陸創造戦略	北いわて産業・社会革新戦略
				○											
				○											
				○				○							
					○			○							
								○							
								○							
				○				○							
	○														
	○														
	○														
	○														
	○														
	○														

SDGs (持続可能な開発目標)	
17の目標	169のターゲット
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
	3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
	3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
	3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
	3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1 商工業・観光振興戦略	1-2 農林水産業振興戦略	1-3 ふるさと移住・定住促進戦略	2-1 若者の結婚、妊娠・出産支援戦略	2-2 子育て支援戦略	3-1 魅力あるふるさとづくり戦略	3-2 文化・スポーツ振興戦略	3-3 若者・女性活躍支援戦略	3-4 保健・医療・福祉充実戦略	3-5 ふるさと未来を担う人づくり戦略	4-1 関係人口拡大戦略	4-2 いわてまるごと交流促進戦略	5-1 国際研究・交流拠点地域形成戦略	5-2 北上川流域産業・生活高度化戦略	5-3 新しい三陸創造戦略	5-4 北いわて産業・社会革新戦略
			○	○				○							
			○	○				○							
									○						
								○	○						
							○		○						
					○										
								○							
				○				○							
				○				○							

SDGs (持続可能な開発目標)


17の目標	169のターゲット
4 質の高い教育を みんなに 	<p>4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p> <p>4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。</p> <p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p> <p>4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。</p> <p>4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。</p>
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	<p>5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。</p> <p>5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。</p> <p>5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p> <p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。</p> <p>5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。</p> <p>5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。</p> <p>5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。</p>

次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1 商工業・観光振興戦略	1-2 農林水産業振興戦略	1-3 ふるさと移住・定住促進戦略	2-1 若者の結婚、妊娠・出産支援戦略	2-2 子育て支援戦略	3-1 魅力あるふるさとづくり戦略	3-2 文化・スポーツ振興戦略	3-3 若者・女性活躍支援戦略	3-4 保健・医療・福祉充実戦略	3-5 ふるさとづくり戦略	4-1 関係人口拡大戦略	4-2 いわてまるごと交流促進戦略	5-1 国際研究・交流拠点地域形成戦略	5-2 北上川流域産業・生活高度化戦略	5-3 新しい三陸創造戦略	5-4 北いわて産業・社会革新戦略
			○	○			○		○						
○				○			○		○						
○							○		○			○	○		○
○								○	○			○	○	○	○
○				○			○		○						
				○					○						
			○	○	○	○	○		○		○				
							○								
	○						○								
							○								
○				○			○								
○				○			○		○						
○							○		○				○		○
							○								



SDGs (持続可能な開発目標)


17の目標	169のターゲット
<div style="background-color: #00AEEF; color: white; padding: 5px;"> 6 安全な水とトイレを世界中に </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  </div> <p>目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p>
	<p>6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p>
	<p>6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p>
	<p>6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p>
	<p>6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。</p>
	<p>6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
	<p>6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。</p>
	<p>6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。</p>
	<div style="background-color: #FFC300; color: white; padding: 5px;"> 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  </div> <p>目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>	
<p>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>	
<p>7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。</p>	
<p>7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。</p>	

次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4
商工業・観光振興戦略	農林水産業振興戦略	ふるさと移住・定住促進戦略	若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略	子育て支援戦略	魅力あるふるさとづくり戦略	文化・スポーツ振興戦略	若者・女性活躍支援戦略	保健・医療・福祉充実戦略	ふるさと未来を担う人づくり戦略	関係人口拡大戦略	いわてまるごと交流促進戦略	国際研究・交流拠点地域形成戦略	北上川流域産業・生活高度化戦略	新しい三陸創造戦略	北いわて産業・社会革新戦略
					○										
					○										
					○										
					○										
					○							○			
					○							○			○
					○							○			



SDGs(持続可能な開発目標)	
17の目標	169のターゲット
<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。</p> <p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</p> <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> <p>8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> <p>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。</p> <p>8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。</p> <p>8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。</p>

次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1 商工業・観光振興戦略	1-2 農林水産業振興戦略	1-3 ふるさと移住・定住促進戦略	2-1 若者の結婚、妊娠・出産支援戦略	2-2 子育て支援戦略	3-1 魅力あるふるさとづくり戦略	3-2 文化・スポーツ振興戦略	3-3 若者・女性活躍支援戦略	3-4 保健・医療・福祉充実戦略	3-5 ふるさと未来を担う人づくり戦略	4-1 関係人口拡大戦略	4-2 いわてまるごと交流促進戦略	5-1 国際研究・交流拠点地域形成戦略	5-2 北上川流域産業・生活高度化戦略	5-3 新しい三陸創造戦略	5-4 北いわて産業・社会革新戦略
○			○								○		○		
○											○	○	○		
○					○						○	○	○	○	
					○							○	○		
○		○	○	○			○	○					○		○
○		○							○						
○		○													
○	○					○					○	○		○	○


SDGs(持続可能な開発目標)		
17の目標	169のターゲット	
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</p> <p>9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。</p> <p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。</p> <p>9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。</p> <p>9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。</p> <p>9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。</p>	
	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p> <p>10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。</p> <p>10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。</p> <p>10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。</p> <p>10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。</p> <p>10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。</p> <p>10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。</p>

SDGs(持続可能な開発目標)	
17の目標	169のターゲット
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>目標 11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	11.6 2030年までに、大気、水及び海洋の質並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する。


次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4
商工業・観光振興戦略	農林水産業振興戦略	ふるさと移住・定住促進戦略	若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略	子育て支援戦略	魅力あるふるさとづくり戦略	文化・スポーツ振興戦略	若者・女性活躍支援戦略	保健・医療・福祉充実戦略	ふるさと未来を担う人づくり戦略	関係人口拡大戦略	いわてまるごと交流促進戦略	国際研究・交流拠点地域形成戦略	北上川流域産業・生活高度化戦略	新しい三陸創造戦略	北いわて産業・社会革新戦略
					○										
					○		○					○			○
					○			○							○
						○					○				
					○										
					○		○								
					○					○		○		○	○
					○									○	
					○										

SDGs(持続可能な開発目標)		
17の目標	169のターゲット	
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。	
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。	
	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	
	12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	
	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	
	12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	
	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>  <p>目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】</p>	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
		13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。		
13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。		
13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。		


次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1 商工業・観光振興戦略	1-2 農林水産業振興戦略	1-3 ふるさと移住・定住促進戦略	2-1 若者の結婚、妊娠・出産支援戦略	2-2 若者の就労、出会い・子育て支援戦略	3-1 魅力あるふるさとづくり戦略	3-2 文化・スポーツ振興戦略	3-3 若者・女性活躍支援戦略	3-4 保健・医療・福祉充実戦略	3-5 ふるさと未来を担う人づくり戦略	4-1 関係人口拡大戦略	4-2 いわてまるごと交流促進戦略	5-1 国際研究・交流拠点地域形成戦略	5-2 北上川流域産業・生活高度化戦略	5-3 新しい三陸創造戦略	5-4 北いわて産業・社会革新戦略
					○										
					○							○			
					○										
					○							○			
												○			
	○				○										
					○										
					○										

SDGs(持続可能な開発目標)	
17の目標	169のターゲット
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>
	<p>14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。</p>
	<p>14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。</p>
	<p>14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。</p>
	<p>14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。</p>
	<p>14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する²。 注釈2 現在進行中の世界貿易機関(WTO)交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。</p>
	<p>14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。</p>
	<p>14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧告しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。</p>
	<p>14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。</p>
	<p>14.c 「我々の求める未来」のpara158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。</p>

次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4
商工業・観光振興戦略	農林水産業振興戦略	ふるさと移住・定住促進戦略	若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略	子育て支援戦略	魅力あるふるさとづくり戦略	文化・スポーツ振興戦略	若者・女性活躍支援戦略	保健・医療・福祉充実戦略	ふるさと未来を担う人づくり戦略	関係人口拡大戦略	いわてまるごと交流促進戦略	国際研究・交流拠点地域形成戦略	北上川流域産業・生活高度化戦略	新しい三陸創造戦略	北いわて産業・社会革新戦略
					○										
					○										
	○														
	○														

SDGs (持続可能な開発目標)	
17の目標	169のターゲット
 <p>目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

次期ふるさと振興総合戦略(素案)の各戦略															
働く			育てる		暮らす					つながる		分野横断			
1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4
商工業・観光振興戦略	農林水産業振興戦略	ふるさと移住・定住促進戦略	若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略	子育て支援戦略	魅力あるふるさとづくり戦略	文化・スポーツ振興戦略	若者・女性活躍支援戦略	保健・医療・福祉充実戦略	ふるさと未来を担う人づくり戦略	関係人口拡大戦略	いわてまるごと交流促進戦略	国際研究・交流拠点地域形成戦略	北上川流域産業・生活高度化戦略	新しい三陸創造戦略	北いわて産業・社会革新戦略
	○				○										
					○							○			
					○										

SDGs(持続可能な開発目標)	
17の目標	169のターゲット
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
	16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
	16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
	16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
	16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

SDGs (持続可能な開発目標)

17の目標	169のターゲット
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	<p>17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。</p> <p>17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。</p> <p>17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。</p>
目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる	資金 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
	技術【軍科協、国地環境、国地総:全般】 17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。
	能力構築【国協企、国協総】 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
	貿易【経国貿】 17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
	体制面【国地総】 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
	政策・制度的整合性 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
	マルチステークホルダー・パートナーシップ 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	データ、モニタリング、説明責任 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特特別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。 17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

